

令和5年第235回滑川町議会定例会

〔予算審査特別委員会〕

1. 日 時 令和5年3月10日(金)

午前 9時00分 開会

午後 3時18分 延会

2. 場 所 滑川町議場

3. 議 題

(1) 委員長互選

(2) 副委員長互選

(3) 議案第27号 令和5年度滑川町一般会計予算の議定について

出席委員(12名)

1番	宮	島	一	夫	委員	2番	高	坂	清	二	委員
3番	松	本	幾	雄	委員	5番	上	野	葉	月	委員
6番	井	上	奈	保子	委員	7番	紫	藤		明	委員
8番	小	澤		実	委員	9番	北	堀	一	廣	委員
10番	上	野		廣	委員	12番	内	田	敏	雄	委員
13番	吉	野	正	浩	委員	14番	阿	部	弘	明	委員

欠席委員(1名)

11番 菅 間 孝 夫 委員

出席者

滑川町議会議長 瀬 上 邦 久

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	島	田	昌	徳	
書	記	田	島	百	華
録	音	西	浦	俊	行

説明のため出席した人

町 長	大 塚 信 一
教 育 長	馬 場 敏 男
総務政策課長	小 柳 博 司
税 務 課 長	篠 崎 仁 志
会 計 管 理 者 兼 長 会 計 課 長	高 坂 克 美
町 民 保 險 課 長	岩 附 利 昭
福 祉 課 長	木 村 晴 彦
高 齡 介 護 課 長	篠 崎 美 幸
健 康 づ くり 課 長	武 井 宏 見
環 境 課 長	関 口 正 幸
産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	服 部 進 也
建 設 課 長	稲 村 茂 之
教 育 委 員 会 事 務 局 長	澄 川 淳 德
議 会 事 務 局 長	島 田 昌 德
総務政策課副課長兼 主 席 主 幹 ・ 総 務 担 当	大 林 具 視
総務政策課主幹・ 人 権 ・ 自 治 振 興 担 当	齋 藤 訓 行
総務政策課主査・ 総 務 担 当	武 内 章 泰
総務政策課主査・ 企 画 調 整 担 当	久 保 島 賢
総務政策課主任・ 秘 書 広 報 担 当	鎌 田 武 志
総務政策課主任・ 財 政 担 当	清 水 敬 史
総務政策課主事・ 総 務 担 当	杉 田 理 香 子
税 務 課 主 幹 兼 主 席 主 幹 ・ 副 課 長 兼 資 産 税 担 当	大 熊 緩 子
税 務 課 主 任 ・ 管 理 担 当	小 澤 大 祐
税 務 課 主 任 ・ 町 民 税 担 当	内 田 裕 太
会 計 課 副 主 幹 ・ 会 計 用 度 担 当	金 井 淳 子

町民保険課主任・ 町民担当	長	野	美由紀
産業振興課 副課長兼主席主幹・ 農林商工担当	吉	野	和弘
産業振興課主任・ 土地改良担当	田	幡	俊史
農業委員会事務局 次長兼主席主幹・ 農地担当	福	島	吉朗
建設課副課長兼 主席主幹・管理担当	松	葉	良次
建設課副主幹・ 道路整備担当	江	森	徹
建設課主査・ 都市計画担当	福	田	典生
建設課主任・ 開発指導担当	岩	田	純平
議会事務局主事・ 庶務担当	田	島	百華
町民保険課 副課長兼主席主幹・ 年金国保担当	松	本	由紀夫
福祉課 副課長兼主席主幹・ こども福祉担当	宮	島	栄一
福祉課副主幹・ 社会福祉担当	奥	野	忠
福祉課主任・ こども福祉担当	富	永	茉莉
福祉課主事・ こども福祉担当	恩	曾	良平
高齢介護課主査・ 高齢者福祉担当	武	内	睦
健康づくり課 副課長兼主席主幹・ 保健予防担当	西	浦	俊行
健康づくり課主任・ 健康づくり担当	西	須	弘明
環境課主任・ 生活環境担当	齋	藤	敬己
教育委員会事務局 次長兼主席主幹・ 教育総務担当	権	田	尚司

教育委員会事務局 指導主事・ 学校教育担当	野	口	和	嵩
教育委員会事務局 次長兼主席主幹・ 生涯学習担当	堀	口	章	子
教育委員会事務局 次長兼主席主幹・ 文化財保護担当	上	野		聡
教育委員会事務局 主査・図書館担当	田	宮		圭
教育委員会事務局 主任・ 生涯スポーツ担当	強	瀬	和	成

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。よろしく願います。

ご着席願います。

○議長（瀬上邦久議員） 本定例会の初日に議案第27号 令和5年度滑川町一般会計予算の議定についてから議案第32号 令和5年度滑川町下水道事業会計予算の議定についてまでの6議案について、議長を除く13名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置して審査することに決定しました。滑川町議会としては18回目の予算審査特別委員会の設置であります。今回も前年度に続いて議場を使用して開催しますので、十分なる審査をお願いします。

ただいま当委員会には正副委員長がおりません。委員会条例第9条に「委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員長の互選を行わせる」とあります。そして、「互選に関する職務は、年長の委員が行う」とあります。

ただいま出席している委員の中で、年長委員は井上奈保子委員であります。井上奈保子委員に臨時委員長をお願いします。臨時委員長席にお着き願います。

〔臨時委員長 井上奈保子委員委員長席に着席〕

◎開会及び開議の宣告

○臨時委員長（井上奈保子委員） おはようございます。井上奈保子です。年長のゆえをもちまして、暫時臨時委員長を務めさせていただきますので、よろしく願います。

欠席届が11番、菅間孝夫委員よりありました。

ただいまの出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから予算審査特別委員会を開会します。

（午前 9時00分）

◎委員長の互選

○臨時委員長（井上奈保子委員） これより委員長の互選を行います。

お諮りいたします。委員長の互選は、指名推選の方法により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時委員長（井上奈保子委員） 異議なしと認め、委員長の互選は指名推選により行います。

ご指名をお願いいたします。

吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 北堀一廣委員にお願いしたいと思っております。

○臨時委員長（井上奈保子委員） ただいま北堀一廣委員を委員長にとのご指名がありました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時委員長（井上奈保子委員） 異議なしと認めます。

よって、北堀一廣委員が委員長に当選されました。

ただいま委員長が決まりましたので、臨時委員長の職を解かせていただきます。

北堀一廣委員長、委員長席にお着き願います。

ご協力ありがとうございました。

〔臨時委員長、委員長と交代〕

○委員長（北堀一廣委員） 皆さん、おはようございます。ただいま委員各位からご推挙を賜り、委員長という重責を担うことになりました北堀でございます。

令和5年度の当初予算の審査に当たり、皆様の絶大なるご支援、ご協力をいただき、特別委員会の運営が円滑にできますよう、微力ではございますが、委員長を務めさせていただきます。なお、何分不慣れでございますので、委員各位、また執行部の皆様には議事がスムーズに進行できますよう特段のご理解とご協力をお願いしたいというふうに思います。以後着座にて進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

◎副委員長の互選

○委員長（北堀一廣委員） これより副委員長の互選を行います。

お諮りをします。副委員長の互選は指名推選とし、委員長より指名をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（北堀一廣委員） 異議なしと認め、副委員長に高坂清二委員を指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（北堀一廣委員） 異議なしと認めます。

よって、高坂清二委員が副委員長に当選をされました。

高坂清二副委員長、副委員長席にお着き願います。

それでは、高坂清二副委員長、挨拶をお願いいたします。

○副委員長（高坂清二委員） ただいま北堀一廣委員長にご指名を賜り、副委員長に当選した高坂清二でございます。

微力ではございますが、北堀一廣委員長を補佐し、令和5年度の当初予算の審査に当たり、特別委員会の運営が円滑にできますよう務めさせていただきます。皆様のご協力をよろしくお願い申

上げます。

○委員長（北堀一廣委員） ありがとうございます。

◎会議録署名委員の指名

○委員長（北堀一廣委員） 次に、会議録署名委員の指名でございますが、委員長において指名いたします。

1 番 宮 島 一 夫 委員

3 番 松 本 幾 雄 委員

5 番 上 野 葉 月 委員

以上、お三方よろしくお願いをいたします。

◎議案第27号の上程、説明、質疑

○委員長（北堀一廣委員） 予算審査特別委員会に付託された案件は、本定例会に付託された議案第27号 令和5年度滑川町一般会計予算の議定についてから議案第32号 令和5年度滑川町下水道事業会計予算の議定についてまでの各会計予算6議案の審査であります。

当委員会における審査日程は2日間といたします。

審議は議案第27号 令和5年度滑川町一般会計予算の総務経済建設常任委員会所管事項の審査から始め、文教厚生常任委員会の所管事項と続き、そして令和5年度の各特別会計予算並びに各事業会計予算の審査を行います。

質問者は質問を質問席で行い、答弁者は答弁を自席でお願いをしたいというふうに思います。質問者、答弁者は委員長権限で着座のまま質問、答弁を行って構いません。質疑は一問一答方式、時間は40分間といたします。回数制限は設けておりませんが、一般会計の総務経済建設常任委員会の所管事項で1回、なお文教厚生常任委員会の所管事項で1回、特別会計・事業会計でそれぞれ1回ずつということでございます。なお、町長、教育長に答弁を求める場合には、自ら指名をお願いしたいというふうに思います。このような進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（北堀一廣委員） では、そのような方法で進めてまいりたいというふうに思います。

議案第27号 令和5年度滑川町一般会計予算の議定についての審査を行います。

まず最初に、総務経済建設常任委員会の所管事項の審査を行います。

各担当課長、局長から自席にて歳入歳出予算の所管事項の説明を求めます。

まず初めに、小柳総務政策課長、お願いをいたします。

○総務政策課長（小柳博司） おはようございます。総務政策課長の小柳でございます。総務政策課所管の令和5年度予算につきましてご説明をさせていただきます。お許しをいただいておりますの

で、着座にて失礼をさせていただきます。

令和5年度滑川町一般会計の歳入につきましては、議案説明においてご説明をさせていただいておりますので、この場においては主な歳出について改めてご説明させていただきます。

予算書の31ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費でございます。目1一般管理費では、本年度予算額2億755万4,000円、前年度比1,702万4,000円の減額でございます。こちらでは特別職及び一般職のPersonnel費のほか、32ページ、節7報償費では法律相談料、産業医報償、困りごと相談員報償などの予算を計上させていただきました。

33ページ、節12委託料では、行政バス運行業務委託料として200万円、例規支援総合システム業務委託料311万1,000円などの予算を計上しております。また、節18負担金、補助及び交付金では、主なものといたしまして退職手当組合負担金5,181万6,000円などがございます。予算額全体で減額となった要因につきましては、令和4年度実施いたしました法令等整備・支援業務委託料の皆減、また退職手当組合負担金の減額などがございます。

次に、34ページを御覧ください。目2文書広報費でございます。本年度予算額1,614万7,000円、前年度比115万4,000円の増額でございます。主な内容ですが、中段の節10需用費のうち印刷製本費に、「広報なめがわ」印刷代として767万2,000円を計上いたしました。また、節12委託料では、新規事業として町勢要覧作成委託料330万円を計上しております。こちらについては、令和6年度に滑川町が町制施行40周年を迎えるに当たり町勢要覧を発行するため、継続費を設定し、令和5年度及び6年度の2か年の事業として実施させていただきたいもので、その令和5年度分の予算でございます。

次に35ページの中段、目5財産管理費を御覧ください。本年度予算額7,570万7,000円、前年度比3,008万2,000円の増額予算でございます。こちらでは、役場庁舎の施設管理費や公用車の維持管理経費を計上しております。主なものといたしましては、節10需用費に光熱水費776万4,000円、また節12委託料には庁舎の閉庁時間に係ります警備委託料561万円、また庁舎清掃委託料401万5,000円などの予算でございます。

36ページ、節13使用料及び賃借料に公用車リース料1,162万円、節14工事請負費では、令和5年度、新たに2つの工事を実施したいため、庁舎蓄電池更新工事227万9,000円、庁舎照明LED化工事賃2,486万円の工事費を計上させていただきました。

続いて、36ページ、節6企画費でございます。本年度予算額1億1,964万8,000円、前年度比1万4,000円の減額でございます。主な内容でございますが、節7報償費にふるさと納税の返礼品に係る寄附者謝礼として150万円、また節12委託料及び節13使用料及び賃借料では、主に電算機に係る保守料、借上料などの予算計上でございます。

38ページに移りまして、節18負担金、補助及び交付金では、比企広域市町村圏組合への負担金728万9,000円のほか、各種関係機関、団体への負担金、補助金などの予算計上でございます。

39ページ、目8公平委員会費でございます。本年度予算額8万3,000円、前年度比4万5,000円の増額、こちらは負担金通知による予算化でございます。

続いて、目9人権政策費でございます。本年度予算額230万5,000円、前年度比137万2,000円の増額でございます。主なものとして、人権政策に関わる事務費のほか、職員研修参加負担金や比企郡市人権政策協議会等の負担金を計上させていただいたほか、令和5年度には比企郡市の市町村が共同で開催しております比企郡市人権フェスティバルの幹事を滑川町が仰せつかりましたので、当該事業の所要予算について、新規で節7報償費、節12委託料などにそれぞれ関連予算を計上させていただきました。なお、人権フェスティバルに係る予算につきましては、県より80万円の歳入を見込んでおります。

続いて、40ページを御覧ください。目10コミュニティセンター費でございます。本年度予算額1,867万5,000円、前年度比17万5,000円の減額でございます。節12委託料として、指定管理者へ委託するコミュニティセンター運営管理委託料を計上しております。

続いて、項1総務管理費の最後になりますが、目15諸費でございます。本年度予算額2,950万4,000円、前年度比5万8,000円の増額でございます。主な予算でございますが、節7報償費では、交通指導員報償463万5,000円、区長等報償1,494万円などがございます。また、節18負担金、補助及び交付金では、令和5年度においても各行政区への活動補助として、自治振興団体活動費補助金354万8,000円などの予算を計上させていただきました。

次にページを進めていただきまして、45ページ、款2総務費、項4選挙費を御覧ください。目1選挙管理委員会費では、主に選挙管理委員会の運営に係る予算を計上させていただいており、令和4年度比5万3,000円増額の838万9,000円の予算でございます。

46ページを御覧ください。46ページからは令和5年度に予定されている選挙に係る予算として、各選挙ごとに選挙事務従事者への報償費や委託料などの関連予算を計上しております。

初めに、目3県知事選挙費につきましては、本年度予算額948万2,000円でございます。こちらについては、全額県知事選挙費県委託金の歳入を予定しております。

次に47ページを御覧ください。目7県議会議員選挙費については、本年度予算額514万4,000円でございます。こちらについても全額県議会議員選挙費県委託金の歳入を見込んでおります。

次に48ページを御覧ください。目10町議会議員選挙費については、本年度予算額1,979万8,000円でございます。こちらの予算については、全て一般財源での負担となるほか、他の選挙予算にない項目として節18負担金、補助及び交付金において、公営費1,089万1,000円を計上しております。

次に49ページの下段を御覧ください。項5統計調査費、目2指定統計調査費でございます。本年度予算額105万6,000円、前年度比72万3,000円の増額でございますが、住宅土地統計調査を実施するための増額予算でございます。

次に50ページを御覧ください。項6監査委員費、目1監査委員費でございます。こちらは本年度

予算額76万7,000円、前年度比8,000円の減額でございます。前年度から大きな差異はございません。

次に、またページを進めていただきまして、83ページを御覧ください。款9消防費、項1消防費でございます。目1常備消防費では、比企広域消防組合常備消防費負担金として、前年度比264万5,000円減額の3億1,161万3,000円、目2非常備消防費では、比企広域消防組合非常備消防費負担金として、前年度比34万6,000円増額の2,012万7,000円の予算を計上させていただきました。

目4防災費では、前年度比432万6,000円減額の1,052万4,000円の予算計上でございます。防災費では、令和5年度に実施を予定しております地域防災訓練に関する関連予算を計上させていただきました。防災費が前年度比減額となっている要因については、令和4年度策定の地域防災計画の皆減によるものでございます。

以上、誠に雑駁ではございますが、総務政策課所管の令和5年度一般会計予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（北堀一廣委員） 次に、高坂会計課長、お願いいたします。

○会計管理者兼会計課長（高坂克美） おはようございます。会計課長の高坂でございます。会計課所管の主な予算について、着座にて説明をさせていただきます。

最初に、歳入について説明いたします。予算書の28ページをお開きください。款21諸収入、項6雑入、目1雑入を御覧ください。28ページの中ほど、節15雑入に会計課窓口における県証紙売りさばき収入として170万円を計上させていただきました。

続いて、27ページの一番下を御覧ください。節2県証紙売りさばき手数料の5万6,000円は、先ほどの170万円分の県証紙の売りさばきに伴い、埼玉県から交付される手数料で、売りさばき収入の3.3%となっております。

次に、歳出について説明いたします。予算書の34、35ページをお願いします。見開きの中ほど、款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費を御覧ください。令和5年度の歳出総額は4,114万9,000円で、前年度より1,143万5,000円の増額となっております。

それでは、歳出予算の具体的な内容についてご説明いたします。最初に35ページの上段、節10需用費について、上から順に説明いたします。消耗品費214万4,000円は、庁舎内で使用する紙や封筒、筆記具など各課共通で使用する事務用品の調達に係るもので、経費節減のため、現在会計課で一元管理しております。価格高騰を見込んで、35万7,000円の増額となっております。印刷製本費31万9,000円は、決算書やその他の帳票の印刷の経費でございます。その下の県証紙170万円は、先ほど歳入のところでも触れましたが、会計課の窓口で売りさばく県証紙の仕入れに係る経費でございます。

続いて、節11役務費です。クラウド口座振替取りまとめサービス利用料の123万8,000円は、各金融機関と通信によって口座振替を行うための経費でございます。前年度より29万8,000円の増額となっております。これはNTTのISDN回線が廃止になり、アンサーデータポート回線に切り替

わるため、その利用料が新たに発生します。令和5年度は三菱UFJ銀行のものであります。なお、令和6年度から埼玉縣信用金庫と武蔵野銀行が有料になる予定です。

次に、手数料250万2,000円ですが、このうち55万円が町の指定金融機関である埼玉りそな銀行が役場1階に設置している派出所の経費です。16万3,000円がデータ転送による支払い手続などの手数料で、例年どおりでございます。残る178万9,000円は、指定金融機関の口座振込手数料でございます。前年度より21万9,000円の減額となっております。

会計課については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（北堀一廣委員） 続いて、篠崎税務課長、お願いします。

○税務課長（篠崎仁志） おはようございます。税務課長の篠崎でございます。それでは、税務課の所管する予算につきまして、着座にて説明をさせていただきます。

令和5年度滑川町一般会計予算の11ページをお開きください。歳入、款1町税でございますが、本年度予算額は31億1,406万6,000円で、前年度比1億5,467万6,000円の増額でございます。歳入全体の44.9%を占めております。

それでは、町税の内訳について説明いたします。13ページをお開きください。款1町税、項1町民税、目1個人、本年度予算額10億7,111万5,000円で、前年度比3,782万1,000円の増額でございます。納税義務者数の増により増額させていただきました。

目2法人、本年度予算額2億5,450万8,000円で、前年度比7,474万9,000円の増額でございます。企業の業績回復を見込み、法人税割を1億9,122万2,000円といたしました。

続きまして、項2固定資産税、目1固定資産税、本年度予算額15億6,100万円で、前年度比3,900万円の増額でございます。土地については、前年度とほぼ同額を見込み、家屋については新築家屋及び大規模家屋の建設により増額させていただきました。

目2国有資産等所在市町村交付金及び納付金、本年度予算額197万9,000円で、前年度と同額でございます。

続きまして、項3軽自動車税、目1種別割、本年度予算額5,630万円で、前年度比200万円の増額でございます。登録台数の増加により増額させていただきました。

続きまして、14ページをお開きください。同じく項3軽自動車税、目2環境性能割、本年度予算額200万円でございます。令和5年2月分から令和6年1月分の12か月分を見込み、計上しました。

続きまして、項4町たばこ税、目1町たばこ税、本年度予算額1億6,716万4,000円で、前年度比60万6,000円の増額でございます。前年度とほぼ同額を見込み、計上しました。

続きまして、41ページをお開きください。歳出でございますが、款2総務費、項2徴税費、目1税務総務費、本年度予算額1億874万1,000円で、前年度比75万6,000円の増額でございます。主な内容ですが、42ページ、節12委託料で、今年度は航空写真撮影業務委託料として650万1,000円を計上させていただきました。航空写真により道路からは確認できない土地の地目変更や家屋の新増築

を確認し、適正な課税をするものでございます。なお、前年度予算措置してありました土地鑑定評価委託料は3年に1度の業務により、今回は計上しないため、委託料合計では減額となるものでございます。

43ページを御覧ください。目2賦課徴収費、本年度予算額2,857万4,000円で、前年度比550万7,000円の増額でございます。節10需用費の消耗品費の増及び節13使用料及び賃借料の電算関係費用の増でございます。地方税共通納税システム対象税目拡大に伴うシステム利用料が主なものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、税務課の所管する予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（北堀一廣委員） 次に、岩附町民保険課長、お願いします。

○町民保険課長（岩附利昭） おはようございます。町民保険課長の岩附でございます。町民保険課所管の戸籍住民基本台帳関連の予算につきまして、着座にて説明をさせていただきます。

最初に、歳入の主な項目からご説明を申し上げます。予算書の18ページをお開きいただきたいと存じます。18ページの下段にあります、款の14使用料及び手数料、項2手数料、目1総務手数料のうち、節の3戸籍住民基本台帳手数料として、本年度予算額488万3,000円を計上いたしました。こちらは住民票や印鑑証明、戸籍謄本などの証明書発行手数料と印鑑登録等の事務手数料となります。

続いて、20ページをお願いいたします。ページ中段にございます款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金のうち、節の9戸籍住民基本台帳費国庫補助金として、本年度予算額1,400万3,000円を計上いたしました。社会保障・税番号制度番号・通知カード事務等交付金957万円、また戸籍事務事業補助金443万3,000円となります。

続いて、21ページの下段に移ります。項3国庫委託金、目1総務費国庫委託金のうち、節の3戸籍住民基本台帳費国庫委託金として中長期在留者住居地届出等事務委託費交付金に、本年度予算額33万1,000円を計上いたしました。

続いて、22ページの中段になります。款の16県支出金、項1県負担金、目1総務費県負担金のうち、節3戸籍住民基本台帳費県負担金として、旅券事務交付金に本年度予算額36万6,000円を計上してございます。こちらは、パスポート事務の交付金でございます。なお、こちらの交付金はパスポートセンター事務を委任する東松山市へ全額委託料として支出をいたします。

次に、歳出につきましてご説明を申し上げます。ページ飛びまして、予算書の43ページをお願いいたします。下段の款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費といたしまして、本年度予算額6,551万円で、前年度比419万3,000円の増となります。主な支出といたしましては、44ページ、節の11役務費のうち、コンビニ交付システム手数料に46万8,000円、節12委託料のうち、45ページ、電算機保守等委託料465万円で、戸籍情報システムの改修費となっております。一番下にございますコンビニ交付システム委託料に150万5,000円、また節13使用料及び賃借料

1,213万8,000円は、前年度とほぼ同額の予算となっております。

次の節18負担金、補助及び交付金のうち、コンビニ交付システム負担金に69万1,000円を計上いたしました。これらは国で進めるデジタル化に必要なマイナンバーカードの普及に伴い、オンライン情報利用のための経費となります。そのほか個人番号カード関連事務の委任に係る経費や証明書発行のための自動交付機及び各種電算機の借上料、保守料及びシステム使用料となっております。これらにつきましては、前年度と同様に予算計上をしてございます。

以上、簡単ではございますが、戸籍住民基本台帳関連の予算説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（北堀一廣委員） 次に、服部産業振興課長兼農業委員会事務局長、お願いいたします。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 皆様、おはようございます。産業振興課長兼農業委員会事務局長の服部でございます。農業委員会、産業振興課所管の令和5年度予算につきまして、着座にて説明をさせていただきます。

最初に、歳入から説明させていただきます。予算書の20ページをお開きください。20ページ下段の款15国庫支出金、項2国庫補助金、目4農林水産業費国庫補助金ですが、農村地域防災減災事業等補助金といたしまして2,110万円を計上しております。こちらにつきましては、ため池実施計画策定業務委託を実施するための補助金であり、補助率100%により水房地区の2か所のため池を予定しております。

続いて、24ページをお開きください。中段にある款16県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金ですが、本年度1,831万6,000円、64万円の減となっております。内訳ですが、農業委員会費県補助金といたしまして259万4,000円、前年度比6万円の増となっております。補助金の内訳になりますが、農業委員会交付金117万4,000円、農地利用最適化交付金110万4,000円、農業委員会補助金31万6,000円となっております。次に、節2の農業振興費県補助金といたしまして119万5,000円、前年度比224万円の減となっております。内訳になりますが、経営所得安定対策推進事業費補助金41万5,000円で、前年度比で224万円の減額となっております。そして、農業次世代人材投資資金交付金が、前年度同額の150万円となっております。次に、節3農地費県補助金1,380万7,000円、前年度比189万3,000円の増となっております。

続きまして、25ページ中段に移ります。款16県支出金、項3県委託金、目3農林水産業費県委託金になります。アライグマ個体分析調査県委託金といたしまして45万9,000円、前年度比6万7,000円の増となっております。

以上が歳入の項目となっております。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。飛びますが、70ページをお開きください。70ページ中段の款5労働費、項1労働諸費、目1労働諸費16万2,000円、昨年同様の予算計上となっております。

次に、70ページ下段から71ページにある、款6 農林水産業費、項1 農業費、目1 の農業委員会費ですが、2,480万7,000円、660万6,000円の増となっております。主な増額の要因ですが、人件費等の見直しによるものとなっております。

次に、71ページ下段、款6 農林水産業費、項1 農業費、目2 農業総務費ですが、4,163万9,000円、昨年同様の予算計上となっております。

続きまして、72ページ中段、款6 農林水産業費、項1 農業費、目3 の農業振興費ですが、1,507万4,000円、前年度比258万8,000円の減となっております。主な減額要因は経営所得安定対策推進事業費県交付金の減額によるものでございます。節12委託料589万5,000円、昨年同様と同額計上となっております。節18負担金、補助及び交付金になります。491万8,000円、256万7,000円の減となっております。経営所得安定対策推進事業費県補助金の減額が主な要因となっております。

続きまして、73ページ下段から74ページにある款6 農林水産業費、項1 農業費、目5 農地費7,222万円、前年度比1,413万1,000円の増となっております。

節12の委託料におきまして、水房地区内にある2か所のため池で、令和6年度に予定している工事に伴う法手続用概算金額等の作成業務といたしまして2,110万円を予定しており、適正化事業として今年度工事を予定している土塩地区の持合橋堰改修工事の委託料に130万円を計上しております。節14工事請負費には今年度の、先ほどお話ししました適正化事業としまして、土塩の持合橋堰改修工事としまして2,100万円を計上しております。

続きまして、74ページ中段にある節18負担金、補助及び交付金2,574万3,000円、194万1,000円の増を計上しております。主な説明をいたしますと、土地改良施設維持管理適正化事業負担金としまして407万4,000円、23万9,000円の増となっております。多面的機能支払交付金1,841万1,000円、205万4,000円の増となっております。県営ため池整備事業負担金としまして307万3,000円、30万2,000円の減額となっております。

次に、74ページ下段の款6 農林水産業費、項1 農業費、目7 農業集落排水費は1億977万4,000円、3,757万4,000円の増額となっております。農業集落排水事業一般会計補助金としまして2,241万4,000円、農業集落排水事業繰出金としまして8,736万円となっております。

続きまして、75ページを御覧ください。款7 商工費、項1 商工費、目2 商工振興費ですが、本年度1,560万8,000円、前年度比178万4,000円の増となっております。主な要因は創業支援事業の実施及び各種負担金の増額によるものです。節18負担金、補助及び交付金の主なものといたしまして、商工振興資金利子補給事業補助金としまして90万円、商工会補助金としまして677万7,000円、耐震・住宅リフォーム補助金としまして30万円。

続いて、下段の款7 商工費、項1 商工費、目3 観光費ですが、311万9,000円、40万8,000円の増となっております。節18の負担金、補助及び交付金の主なものといたしまして、森林公園年間パスポート券購入補助金としまして62万1,000円、滑川まつり事業補助金としまして124万円、観光協会

補助金としまして100万円となっております。

次に、76ページを御覧ください。款7商工費、項1商工費、目4の消費者行政推進費ですが、本年度107万5,000円、前年度比12万4,000円の増となっておりますが、東松山市で行っている1市4町、東松山市、滑川町、吉見町、川島町、嵐山町の東松山市消費生活センターへの運営に関する負担金106万8,000円が主なものとなっております。

最後に飛びますが、108ページを御覧ください。款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農林水産施設災害復旧費ですが、項目設定での計上となっております。

以上、雑駁ではございますが、農業委員会、産業振興課所管の予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（北堀一廣委員） 続いて、稲村建設課長、お願いします。

○建設課長（稲村茂之） おはようございます。建設課長の稲村です。令和5年度一般会計予算の建設課が所管する予算の概要を着座にて説明させていただきます。

初めに、歳入からご説明申し上げます。予算書18ページの2段目を御覧ください。款14使用料及び手数料、項1使用料、目2土木使用料の予算額は1,931万8,000円で、前年度比3万円の減額となっております。主な内容は節1道路橋梁総務使用料1,566万5,000円で、町道、水路等の占用料、資材置場及び駐車場の使用料となっております。

次に、節2都市計画総務使用料365万3,000円は、駅前広場等の使用料となっております。

次に、19ページの中段を御覧ください。項2手数料、目5土木手数料の予算額は107万4,000円で、前年度比49万5,000円の増額となります。内訳は、節1土木総務手数料13万3,000円は、土木関連の許可証明等の手数料で、節2都市計画総務手数料94万1,000円は、都市計画法に関係する各種申請の手数料となります。

21ページを御覧ください。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目5土木費国庫補助金、節7橋梁維持費国庫補助金は192万5,000円で、前年度比632万5,000円の減額となります。主な内容は道路メンテナンス事業として実施する道路橋補修設計等委託に対する補助金となっております。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。76ページをお開きください。76ページの2段目からが土木費となります。款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費は246万2,000円で、前年度より50万8,000円の増額となっております。主な内容は節12委託料、節13使用料及び賃借料で、土木積算システムの委託料及び機器の借上料と各種団体等への負担金でございます。令和5年度は土木積算システムの入替を予定している関係で増額の予算となっております。

次に、下段を御覧ください。項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費の予算額は3,766万7,000円で、前年度比83万7,000円の増額となっております。こちらの主な内容は、職員の人件費及び各団体等への負担金となっております。

次に、78ページを御覧ください。目2道路維持費、予算額は8,383万4,000円で、前年度比4,616万

3,000円の減額となっております。主な減額といたしましては、令和4年度実施の路面性状調査委託料、また公共施設等適正管理推進事業舗装修繕等工事の減額となっております。

それでは、令和5年度事業の主な内容といたしましては、節10需用費833万3,000円で、防犯灯、月輪地下道の排水ポンプ及びみなみ野の除じん機等の電気料及び修繕料となっております。節11役務費1,486万1,000円で、町道の補修及び雑草刈り払い作業員の手数料となります。次に、節12委託料1,258万1,000円で、町道街路樹管理及び滑川高校西通線、東上線地下道の排水ポンプの維持管理、町道の雑草刈り払い、道路パトロールの委託料となっております。また、町内全域の路面空洞調査等業務委託料として、300万円を新規で計上させていただいております。次に、節13使用料及び賃借料1,322万1,000円で、主なものは重機借上料及びLED街路灯賃貸借料となっております。節14工事請負費3,014万5,000円の主な内容は交通安全施設の維持工事、新設工事と公共施設等適正管理推進事業舗装修繕等工事として、大字羽尾の町道159号線と247号線の舗装修繕の工事費となっております。

79ページの目3道路新設改良費は4,032万1,000円で、前年度比2,190万円の減額となっております。主な減額内容は令和4年度に町道102号線ほか、測量設計等委託が完了したものでございます。今年度の主な内容は節14工事請負費として町道4026号線（和泉船川）と町道1047号線（福田両表）の改良工事費を昨年度に引き続きそれぞれ1,000万円を計上させていただいております。

節21補償、補填及び賠償金については、町道102号線（月輪大堀）の測量設計委託が令和4年に完了し、今年度は物件移転補償費として計上させていただいております。

次に、目4橋梁維持費ですが、予算額490万円で、前年度比1,510万円の減額となります。主な減額内容は昨年度、5つの橋の道路橋補修設計等委託料が完了したものです。令和5年度は節12委託料として道路長寿命化修繕計画により公園駅南通大橋の道路橋補修設計等委託料として計上しております。

80ページを御覧ください。項3河川費、目1河川総務費は841万8,000円で、前年度比16万1,000円の増額となります。職員の人件費及び団体等の負担金が主なものとなります。

次に、項5都市計画費、目1都市計画総務費は2,478万1,000円で、前年度比1,113万6,000円の減額となります。こちらも主な内容は職員の人件費、団体等の負担金となります。

次に81ページ下段を御覧ください。目2土地区画整理費及び目3街路事業費は各種団体への負担金となっております。

次に、目4公共下水道費は2億122万3,000円で、前年度比8,312万3,000円の増額となります。主な内容は公共下水道事業が特別会計から企業会計へ移行したことに対して、補助金及び繰出金の支出をするものでございます。

次に82ページを御覧ください。目6公園費でございますが、予算額は1,462万9,000円で、前年度比40万7,000円の増額となっております。昨年度と同様の内容となっており、都市公園、街区公園、

球場等の修繕、植栽管理、清掃委託、遊具点検等の維持管理等で、施設が適正に利用できるようになる費用となっております。

最後に109ページを御覧ください。款11災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費は台風をはじめとした災害時の対応のための科目設定とさせていただきます。

以上、建設課所管の新年度予算の概要説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○委員長（北堀一廣委員） 最後に、島田議会事務局長、お願いします。

○議会事務局長（島田昌徳） おはようございます。議会事務局長の島田でございます。議会事務局所管の予算につきまして、着座にて説明させていただきます。

議会事務局の所管する歳入予算科目はございません。歳出予算科目目につきましては、議会費と監査委員費の2項目でございます。

最初に、予算書の30ページをお開き願います。款1議会費、項1議会費、目1議会費でございます。本年度総額9,071万9,000円で、前年度比160万8,000円の増額の予算を計上させていただきました。

主に増額のあった予算につきましてご説明いたします。初めに、議会議員、職員、会計年度任用職員の人件費の増額が節1報酬、節2給与、節3職員手当、節4共済費を合わせまして214万5,000円の増額となります。

続きまして、節10需用費のうち、消耗品費が15万5,000円の増額となります。こちらにつきましては、議会議員の改選による消耗品費でございます。

次に、主に減額となった予算につきまして説明いたします。31ページ上段、節18負担金、補助及び交付金のうち、議員年金給付費負担金が77万6,000円の減額となります。こちらにつきましては、負担率が下がったことによる減額でございます。そのほかにつきましては、前年度とほぼ同額でございます。

続きまして、予算書の50ページをお開き願います。款2総務費、項6監査委員費、目1監査委員費でございます。前年度比8,000円の減額の予算を計上させていただきました。減額のあった予算につきましては、節18負担金、補助及び交付金の比企郡市監査委員事務研究協議会負担金が8,000円の皆減となり、令和5年度の負担金がなくなったことによるものでございます。そのほかにつきましては、前年度と同額でございます。

以上が議会事務局が所管する予算でございます。雑駁な説明で申し訳ございませんが、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（北堀一廣委員） 所管事項ごとの説明、大変ありがとうございました。

ここで、各担当課、局の説明員の方がおりますので、各課長、局長から紹介をお願いいたします。まず初めに、小柳総務政策課長、お願いします。

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長の小柳でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

総務政策課説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。

○総務政策課副課長兼主席主幹・総務担当（大林具視） おはようございます。総務政策課副課長兼主席主幹・総務担当の大林でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務政策課主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 同じく総務政策課人権・自治振興担当、齋藤でございます。よろしく願いいたします。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） おはようございます。同じく総務政策課財政担当の清水でございます。よろしく願いいたします。

○総務政策課主査・企画調整担当（久保島 賢） おはようございます。総務政策課企画調整担当の久保島と申します。よろしく願いいたします。

○総務政策課主事・総務担当（杉田理香子） おはようございます。総務政策課総務担当の杉田と申します。よろしく願いいたします。

○総務政策課主査・総務担当（武内章泰） おはようございます。総務政策課総務担当の武内と申します。よろしく願いいたします。

○総務政策課主任・秘書広報担当（鎌田武志） おはようございます。総務政策課秘書広報担当の鎌田と申します。本日はよろしく願いいたします。

○総務政策課長（小柳博司） 以上の8名でご説明させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（北堀一廣委員） 次に、高坂会計課長、お願いします。

○会計管理者兼会計課長（高坂克美） 会計課長の高坂でございます。本日は私と説明員の2名で対応させていただきます。

説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。

○会計課副主幹・会計用度担当（金井淳子） おはようございます。会計課会計用度担当、金井でございます。よろしく願いいたします。

○会計管理者兼会計課長（高坂克美） どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（北堀一廣委員） 次に、篠崎税務課長、お願いします。

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長の篠崎です。よろしく願いいたします。

説明員の紹介につきましては、それぞれ自己紹介とさせていただきます。

○税務課副課長兼主席主幹・資産税担当（大熊緩子） おはようございます。税務課副課長兼主席主幹、大熊でございます。よろしく願いいたします。

○税務課主任・管理担当（小澤大祐） 同じく税務課管理担当の小澤でございます。よろしく願いいたします。

○税務課主任・町民税担当（内田裕太） 税務課町民税担当、内田でございます。よろしくお願いいたします。

○税務課長（篠崎仁志） 以上4名で説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（北堀一廣委員） 続いて、岩附町民保険課長、お願いします。

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長の岩附です。

説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。

○町民保険課主任・町民担当（長野美由紀） おはようございます。町民保険課町民担当の長野でございます。よろしくお願いいたします。

○町民保険課長（岩附利昭） 以上2名で説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（北堀一廣委員） 次に、服部産業振興課長兼農業委員会事務局長、お願いします。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長兼農業委員会事務局長の服部でございます。

説明員に関しては、それぞれ自己紹介とさせていただきます。

○産業振興課副課長兼主席主幹・農林商工担当（吉野和弘） おはようございます。産業振興課農林商工担当副課長兼主席主幹、吉野でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○産業振興課主任・土地改良担当（田幡俊史） おはようございます。産業振興課土地改良担当、田幡と申します。よろしくお願いいたします。

○農業委員会事務局次長兼主席主幹・農地担当（福島吉朗） 農業委員会事務局次長、福島です。よろしくお願いいたします。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 以上、4名で説明させていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○委員長（北堀一廣委員） 次に、稲村建設課長、お願いします。

○建設課長（稲村茂之） 建設課長の稲村でございます。よろしくお願いいたします。

建設課の説明員は、各自自己紹介とさせていただきます。

○建設課副課長兼主席主幹・管理担当（松葉良次） おはようございます。建設課副課長兼主席主幹管理担当、松葉と申します。本日はよろしくお願いいたします。

○建設課副主幹・道路整備担当（江森 徹） おはようございます。建設課道路整備担当副主幹、江森と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○建設課主査・都市計画担当（福田典生） おはようございます。建設課都市計画担当の福田でございます。よろしくお願いいたします。

○建設課主任・開発指導担当（岩田純平） おはようございます。建設課開発指導担当の岩田と申します。よろしくお願いいたします。

○建設課長（稲村茂之） 以上、建設課5名で説明に当たらせていただきます。よろしくお願いいたします。

します。

○委員長（北堀一廣委員） 最後に、島田議会事務局長、お願いします。

○議会事務局長（島田昌徳） 議会事務局長の島田でございます。よろしくお願いいたします。

説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。

○議会事務局主事・庶務担当（田島百華） 議会事務局庶務担当、田島と申します。よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（島田昌徳） 以上2名で説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（北堀一廣委員） それでは、大変お待たせをいたしました。これより質疑に入ります。

上野葉月委員。

上野葉月委員、質問席に着いてください。

○5番（上野葉月委員） 5番、上野葉月です。質問させていただきます。着座にて失礼します。

まず歳入についてです。13ページの税金の収入についてなのですが、個人、法人ともに前年度プラスで予算を組まれているのですが、2020年からのコロナ禍での影響について、数年見越したところで減収はあったのか。この予算立てということは、その状況は脱したというふうに見ているのか。たしか減収はなかったように記憶しているのですが、その辺の見通しというのか、考え方と、そしてここがプラスで計上しているところの根拠みたいところを教えてください。

○委員長（北堀一廣委員） 税務課担当、答弁願います。

○税務課主任・町民税担当（内田裕太） 税務課町民税担当内田が上野委員の質問に答弁させていただきます。

町民税、法人と合わせましてコロナ禍において個人につきましては大した減収はございませんでしたが、法人につきましてはコロナ禍において大幅な減収がございました。今年度におきましては、法人については業績の回復が見込まれておりますので、来年度につきましても増額の予算とさせていただきます。今後につきましてもコロナ前に比べてはまだ減収となっておりますので、緩やかに回復していくものと見込まれております。

以上になります。

○委員長（北堀一廣委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 分かりました。ありがとうございます。

次に14ページ、たばこ税についてお聞きします。たばこ税についてということよりも、たばこ税を使つてのことという感じなのですが、たばこを吸える場所が減ってきたことで、歩きたばこというのは逆に増えているように思います。そして、駅周辺というのは通学路にもなっていて、歩きたばこの方が腕を振ったりするところはちょうど子供の目の高さになっていたりして危険を感じたり、煙がちょうど子供の顔のほうに当たってしまったというような状況も見受けられます。このたばこ税というのは、目的税化はしていないと思うのですが、この辺かなりの額がある

ので、この辺のものを使ってそのような歩きたばこに関する周知みたいなものを予算化していくような項目というのではないのでしょうか。

○委員長（北堀一廣委員） 総務課担当、答弁願います。

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野委員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

たばこ税を利用して、分煙をしっかりとくださいというようなところの趣旨かと思えます。町といたしましては、まだ具体的に分煙等の対策というところについては話合いは持っておりません。ご指摘いただきましたものにつきましては、近隣の市町村の動向等を勘案しながら今後進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

条例化しているような市町村もあるかと思うのですが、そういうところの前にマナーとして対処していけるとまずいいのかなというふうに思っておりますので、何かしら対策化していく。こういうふうに税金も取って、財源的なものもあることですし、そのようなこともご検討を願いたいと思います。

次です。26ページなのですが、まちづくり応援基金繰入金、ふるさと納税の関係なのですが、ふるさと納税は今積み立てている状態なのかなと思うのですが、これは具体的にはどう使っていくのでしょうか。

○委員長（北堀一廣委員） 総務政策課担当、答弁願います。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） 総務政策課財政担当の清水が答弁をさせていただきます。

ふるさと納税につきましては、これまで基金の積立てをずっとさせていただきました。令和4年度末時点で、あくまでも見込みですが、ふるさと納税に係る基金としてまちづくり応援基金というものがございます。この基金の積立ての合計につきましては、見込みで1,095万3,088円、1,100万円程度になるという見込みであります。このふるさと納税につきましては、寄附者の方が例えば子育て支援に使ってほしいですか、環境政策に使ってほしいとかという用途を目的に寄附をされる場合と、用途を特定せずに、何でも使っていいですよというような形で寄附をするというパターンがあるかと思えます。今回予算でまちづくり応援基金の繰入金として300万円繰入れをさせていただいておりますけれども、こちらにつきましては、現在町の重点施策として、やはり子育て世帯の子育て支援のほうに力を入れさせていただいておりますので、この子育て支援に係る経費として300万円の繰入れをさせていただいているというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

あとふるさと納税に関連してなのですけれども、36ページを含めてなのですが、ふるさと納税は納税していただいた金額に対し、37ページ、7の報償費にあるところで寄附者謝礼、それからほかに手数料等もかかっていると思うのですけれども、ふるさと納税していただいた額に対して、こちら町のほうで支出している金額というのはこの謝礼のほかにありますでしょうか。

○委員長（北堀一廣委員） 総務政策課担当、答弁願います。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） 総務政策課財政担当、清水が答弁をさせていただきます。

令和5年度の予算におけるふるさと納税の、まず予算上での歳入につきましては500万円を見込みさせていただいております。一方で歳出の経費につきましては、予算書の37ページのところにあります節7の寄附者謝礼150万円をはじめ、消耗品等の予算も計上させていただいております。歳出経費につきましては、合計で194万7,000円になりますので、歳入予算に対しての割合につきましては39.4%になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

ふるさと納税、大きな額を寄附者からいただいている自治体は、多くがふるさと納税のサイトに広告を載せている場合が多いと思うのですけれども、滑川町はそういうものは利用していないでしょうか。

○委員長（北堀一廣委員） 総務政策課担当、答弁願います。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） お答えいたします。

ふるさと納税に係るポータルサイトの利用につきましては、株式会社トラストバンクが運用しているふるさとチョイスを現在利用させていただいております。

以上でございます。

○委員長（北堀一廣委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） その経費は幾らぐらいになりますか。

○委員長（北堀一廣委員） 総務政策課担当、答弁願います。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） お答えいたします。

ポータルサイトの利用料につきましては、予算書で申し上げさせていただくと、38ページの節13使用料及び賃借料のところになります。一番下のところにありますふるさと納税システム使用料の5万円となっております。

以上でございます。

○委員長（北堀一廣委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

ふるさと納税は寄附金に対してそれを単純に全て入ってきたお金というふうには考えられないと

ころが難しいなというふうに思っているのですけれども、大体40%というところがふるさと納税のいただいた額に対する町の支出ということで理解しました。ありがとうございます。

次です。38ページの節18、下のほうになるのですけれども、SAITAMA出会いサポートセンター協議会負担金3万8,000円というふうに入っております。こちらはコロナ禍でこういうようなイベントなり、企画というのをやっていくのがなかなか難しい状態になっているのではないかと思います。ですので、現在こちらの内容というか、何をしているかということについてお聞かせください。

○委員長（北堀一廣委員） 総務政策課担当、答弁願います。

○総務政策課主査・企画調整担当（久保島 賢） 総務政策課企画調整担当、久保島よりお答えいたします。

こちらのSAITAMA出会いサポートセンター協議会につきましては、県の出資により設立した団体となっております。内容としましては、結婚、出会いを求める方が登録していただきまして、そちらでマッチングということで、お見合いということで、それぞれカップリングするというようなシステムとなっております。こちらは全国でも珍しくAIによるマッチングというものを導入しております。非常に好評で、毎年登録者数は増えているということでお聞きしております。

以上です。

○委員長（北堀一廣委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） コロナ感染症対策によって、ここ2年婚姻数というのはかなり減少しています。なかなか少子化が進み、そしてそもそも婚姻数というのもコロナがなくても減少していく中で、各自治体、知恵を出し合っているとところでSAITAMA出会いサポートセンター、結婚紹介所とか、ほぼほぼ今まで民間がしていたものを公でもしていきたいと思います。ということで出てきたことだと思っておりますけれども、こういうものがある一方で、感染症対策をするというのは、婚姻ということになるとブレーキを踏んでいるようなことになると思いますので、こういうものを目標というか、支出もしている以上、総合的にいろいろ考えて、コロナ対策からの脱却というところも考えていってほしいなと思います。

次の質問に移ります。73ページの下の方なのですけれども、日本農業遺産にため池が登録され、そして一方で農村地域防災減災というところで、沼の防災ではなくて、農業遺産に登録されて、保全というところが必要になってくる一方で、防災という観点から工事をしていくということも進められていくのかなというふうに感じています。しかしながら、農業遺産に登録されたというところで、やっぱり保全というのは重要課題になってくると思います。この2点の両立というものをどのように考えているのかをお聞かせください。

○委員長（北堀一廣委員） 産業振興課担当、答弁願います。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長がお答えさせていただきます。

まず保全のほうです。そちらに関しては、基本的に農業遺産というお話をさせていただくと、まだ協議会の協議の中で成り立っておりません。今後いろいろなものを考えながら、どういった形の中で日本農業遺産という形を具現化していくのかという話は今後のお話をさせていただきながら、ちょっと自治体間がかなりありますので、そちらもお話ししながら、すぐ解決するという話ではなく、年数が必要かなということもございますので、そちらのほうはご理解いただければと思っています。

それから、工事の関係とか、そちらのほうになってきますが、一般質問とかでもございました。そんな中で防災減災事業という形は地域の住民の方を守る関係がございます。そちらの関係がございますので、その辺あたりは肅々と進めていかなくてはいけないかなと思っています。多方面の中でいろいろな質問をいただいております。こういった形のほうのお話もいただいております。まだいろいろところで協議をして、それから回答していきたいなというふうに考えていますので、今現在は協議をするということが一番大事なのかなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（北堀一廣委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

沼の防災を進めるところで、沼の自然護岸から人工護岸に代わる工事をしたりするところと、それから保全、例えばコンクリートになってしまうと、カエルの卵を産むところがなくなってしまったり、魚も卵を産むところがなくなってしまったりというところで、大きな影響を受けます。なので、保全というところで考えれば、人工護岸よりも自然護岸だと思います。

そして、沼だけでなく、水回りというところではなく、全体の里山の保全ということになってきますと、太陽光パネルの乱立ですとか、それから水があると危ないというところで、住民から沼を埋め立ててしまおうみたいな話が進んでくる可能性もあります。そういうところはもう待たなしで進んでいる部分なので、農業遺産に決まりました。でも具体的なところはこれから協議していきましょうという、あまりに時間かけ過ぎないで、開発行為というのはどんどん進んでいってしまうことですし、今滑川町は人口が増えていて、不動産業者も開発できる土地を次へ次へ探しています。太陽光パネルの業者もどんどん空いている土地を見つけてアプローチしている最中というところで、せっかく農業遺産に決まったので、やはりそのところで保全というところを意識して、早めに抑えていかないと、せっかく300年とか、そういう単位でなく、もう1,000年以上続いているであろうというところで認められたものを、ここ機会を逃してしまうところで、その辺が潰れていってしまう可能性があるのも、ぜひ開発と保全というところ、農業遺産に指定されたところで、やはり保全を強化していかなければいけないというところを考えていただきたいなと思います。

次の質問に移ります。75ページです。節の12委託料100万円、創業支援事業委託料、創業支援というところに絞っているのですけれども、これを創業支援に絞っている理由と具体的にどのような

ことをしていく予定なのかということをお聞かせください。

○委員長（北堀一廣委員） 産業振興課担当、答弁願います。

○産業振興課副課長兼主席主幹・農林商工担当（吉野和弘） 産業振興課農林商工担当、吉野より上野委員の質問に答弁申し上げます。

今お話をいただきました創業支援の委託料、予算計上額100万円でございますが、こちらにつきましては、町内における新規事業を開拓したいという要望も多くございまして、過去に2回ほど実施いたしました創業塾においても好評をいただきまして、実際に創業した方も多くいるため、継続した事業としたいということで予算のほうは計上させていただいております。また、創業した後の相談窓口の設置要望も多く、定期的な相談窓口の設置も行いたいということで、令和5年度については100万円の予算の計上をさせていただいております。主な内容でございますが、創業支援の事業といたしましてセミナーの開催、また専門家による個別相談、それに伴いますチラシの作成等が今回計上している内容になってございます。

以上でございます。

○委員長（北堀一廣委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 創業支援についてなのですが、創業支援のサポート事業というのは県のほうに創業ベンチャーのセンターがあって、ここがかなり充実しています。川越や熊谷にも出張してくるので、創業支援というのは県がやっているものだけで、かなり手厚いなど私は感じています。そこにさらに町で創業支援というところを積んでいく必要性はあまりないのではないかなと思っていて、それよりも、もう既に町で創業していただいた方の事業拡大期のところは、あまり県でのサポートもないように思っていて、創業支援が切れてしまったところでのサポートが私は必要なのではないかなと思っています。例えば1人で創業しました、事業を拡大することができました、人を雇います、では社会保険料どうしましょうとか、そういうところが今手薄いのではないかなというふうに思っています。なので、創業支援よりも継続していくことへの支援というものがもっと必要なのではないかなと思っているのですけれども、そのところはどうかお考えでしょうか。

○委員長（北堀一廣委員） 産業振興課担当、答弁願います。

○産業振興課副課長兼主席主幹・農林商工担当（吉野和弘） 産業振興課農林商工担当、吉野より上野委員の質問に答弁申し上げます。

今お話をいただきましたように、創業する際の支援よりも、それを継続していくということに対する支援というお話をいただきましたので、今後の調査の課題等にさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（北堀一廣委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 初めのご答弁で、創業支援後のことも対象にしていくというようなお話があったのですが、この創業支援後というのは創業から何年後ぐらいまでを考えていますか。

○委員長（北堀一廣委員） 産業振興課担当、答弁願います。

○産業振興課副課長兼主席主幹・農林商工担当（吉野和弘） 産業振興課農林商工担当より質問に対して答弁申し上げます。

具体的に何年後かというのまでは、今のところ分からない部分があります。すみません、よろしくお願いいたします。

○委員長（北堀一廣委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

では、創業というところをもう少し広く捉えていただいて、創業後、例えば3年で切ってしまうのではなくて、立ち上げ後、長くサポートしていくということで、10年、15年ちょっと長く取って、支援をしていくような方向性の施策にさせていただけたらなというふうに思います。

次の質問に移ります。同じく75ページの節18森林公園年間パスポート券購入補助金62万円なのですけれども、以前議会でもお願いしたのですが、パスポートという形でも、それか利用の補助券、1回、数回利用の補助券という形でも、滑川町には比較的大きな公園が少ないので、子育て世帯が気軽にというか、もう少し敷居が低くなった状態で森林公園を使えるようにということで、何らかの補助をということでお願いしました。そこはなかなか実現していないのですけれども、そうであれば、この森林公園年間パスポート券の購入補助券、果たしか半額だったと思うのですけれども、この補助率を上げていただいて、町民が世代問わず森林公園を使えるように、そして森林公園せっかくあるので、森林公園を町の公園化にしていったほうが、公園管理費というところでも新しくつくって管理していくというところよりもずっとコストは下がっていくと思うのです。この森林公園年間パスポート券の補助を拡大していくというようなやり方は検討できないでしょうか。

○委員長（北堀一廣委員） 産業振興課担当、答弁願います。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長が答弁させていただきます。

森林公園のほうの、上野委員さん、昨年のお話だと思うのですけれども、今現在大変申し訳ございません。協議が整っておりません。実際問題、昨年度はコロナとかがありまして、忘れていたわけではないのですけれども、協議のほうは整っていないという状況でございます。そういった中で、今後昨年の回答に合わせながら、考えながらというふうには考えているのですけれども。それと、補助率に関しては今現在50%皆さんにお返ししている部分、そしてさらに何年か前にシルバーのほうは全額という形になりましたので、今現在補助率を上げるということは考えておりませんので、よろしく申し上げます。

以上、答弁させていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） すみません、確認なのですが、シルバーは全額なのですか。

○委員長（北堀一廣委員） 産業振興課担当、答弁願います。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） シルバーのほうは、もともと金額が半額なので、通常の、大人の方と。ですので、補助金額が一緒になってくるのですけれども、その関係で無料という形になってくるのかなというふうに……すみません、確認しますので、ちょっと待ってください。

○委員長（北堀一廣委員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時30分）

再 開 （午前10時30分）

○委員長（北堀一廣委員） 再開します。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 失礼いたしました。自分のほうで補助の関係が間違えていましたので。金額は詳しいお話をさせていただきますと、大人のほうが2,250円、これの半額という形です。そしてシルバーのほうが2分の1補助なので1,050円、ごめんなさい、半額という形です。金額としては、ただという形ではなかったです。申し訳ございません。ただ、それだけシルバーのほう金額が安くなってありますので、そちらのほうで今考えておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（北堀一廣委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） すみません、これは町長に伺いたいのですけれども、町に大型の公園が少ないというのは前々から言われていることだと思ひます。以前町の公園の数等を質問され、議会の中で出たこともあるのですけれども、その中の答弁には森林公園の面積等も含まれた形での答弁があったと思ひます。せつかくある森林公園、中も広いですし、遊具などもかなり充実しています。これを町で造ろう、小さいものであつても町で造ろうとなると、コストもかかりますし、やっぱり難しい。管理費もかかってきますし、難しいところがあると思ひます。なので、もっと森林公園の利活用というのを補助金を使って進めていくことで、公園がないところを解消していったらいいのではないかなと思ひますのですけれども、そのための公園パスポートでも、個別の利用券でも補助を私はすべきだと思ひますのですけれども、その点いかがお考えですか。

○委員長（北堀一廣委員） 大塚町長、答弁お願ひします。

○町長（大塚信一） 町長、上野委員さんの質問に答弁いたします。

公園を造るよりは安いのではないかなというご意見ですけれども、基本的には私はこれにも受益者負担というのがやはり必要なのだと思ひています。ですから、確かに無料にしてあげればいいのか、もしくはもっと使いやすくしてあげればいいのか、なつてありますけれども、やっぱり私も1回パスポートを申請してやりましたけれども、なかなか地域差もあるのだと思ひます。これを始めたときの議論のときに公園周辺の人には本当にメリットがあつて、遠い人は車で行かなければならないということで賛否両論あつたのです。ただ、その中にもやっぱり健康的なものも考えたり、それか

ら森林公園の利用者を増やしたいという気持ちも裏にはあったのかなと思います。ですから、あくまでも公園の利用者、これが全部の方が使うわけではございませんので、積極的に使いたい方については、なるべくパスポートを使って割安で入ってもらおうということでございます。ですから、あくまでも多少の利用者負担は必要なのかなと思います。先ほど最初のほうにあった、利用したいときに補助券をもらえればいいのかという案もありましたけれども、その辺についてはまた担当課と検討させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（北堀一廣委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

例えば子育て世代が公園に行くというのはよくする行動なのですけれども、その中で江南のほうの農林公園に行ったりですとか、それから川島のほうの平成の森公園に行ったりですとか、町外の比較的大型の公園に行っているという事実はあります。未就園児の子育て支援の場所、今はわくわく太郎ですとか、わくわく花子というのができていると思うのですけれども、それができる前は嵐山町の駅のところにあるのにに行ったりですとか、それから東松山のソーレ・マーレに行ったりだとかというのがありました。今もあると思うのですけれども。それで、嵐山のほうからは、滑川さんの車多いのですけれどもみたいな話があったというふうに聞いています。そういうところも考えると、滑川町、皆さん結構車で動かれる、遠いところにも行っているのです。そうすると、滑川町、子育て支援が充実している、そして子ども人口も増えている。他市町村からは、その点は羨ましがられる状態の中で、滑川町さん公園造らなくて、うちが造った公園に結局みんな来ているよねというのは、やはり町の整備の仕方として足りないのではないかなというふうに思うところもあります。確かに受益者負担というのは悩ましい点ではあるし、考慮すべき点ではあると思います。なので、完全にというところではなくても、もう少し補助率を上げてもいいのではないかなと私は思います。あと地域差についてでも今申し上げたとおり、結構駅周りの人も車で公園を求めて動くので、皆さんが行っている場所も含めて考えると、恐らく利用料というのがなければ森林公園も候補に入ってくるのではないかなというふうに思います。なので、この点はぜひ検討をお願いします。

ありがとうございます。質問は以上です。

○委員長（北堀一廣委員） ほかにありますか。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長（北堀一廣委員） あるようですので、休憩後にまた始めたいと思います。

暫時休憩をいたします。再開は午前10時50分とします。

休 憩 （午前10時36分）

再 開 （午前10時50分）

○委員長（北堀一廣委員） 再開します。

ほかに質疑ありますか。

井上奈保子委員。

○6番（井上奈保子委員） 井上です。質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、着座させていただきます。

予算書の39ページお願いします。総務費の人権政策費のところでございますが、ここで地域人権啓発推進委託事業委託金が計上されておりますが、男女平等参画社会の実現について、ここでは私はお尋ねしたいと思います。町では令和4年に第3次滑川町パートナーシッププランの策定をいたしました。これをつくるに当たっては、多くの町民皆様からの記述式アンケートやヒアリング、パブリックコメント等へのご協力をいただいていたものです。この中で政策、方針決定過程への女性参画拡大において、令和2年度の町審議会等への女性参画の割合は、町においては17.0%、そして県は30.2%、県内市町村平均が29.2%で、町においては令和13年度を目途に、それまでに35.0%を目標に置いておるわけでございます。この17.0%というのは、ほかから比べれば低い状況にあるという結果が出ております。今まで私このこともどうなのかということはずっと前から尋ねてきておるわけでございます。しかし、内容を見ますと、あるいは結果を見ますと、やっぱりまだまだ女性の参画が少なくなっている現状でございます。この結果が令和13年度までにどの程度改善されるか、向上できるのかという懸念もあるわけでございます。町としてもいろいろ努力はこれからするというふうに目標や何かを決めておるわけでございますけれども、今現在まだ3年でつくったばかりでございますから、これからまだ年月がたちますが、やっぱり一年一年ある程度の間隔で、どのぐらいになったかなという、そういう進捗というか、進捗状況ですか、それは調べておく必要があると思うのです。そういうことで、今現在の17%ということについて町のほうとしては、どのようなお考えがあるか、お聞かせください。

○委員長（北堀一廣委員） 総務政策課担当、答弁願います。

○総務政策課主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当、齋藤が井上委員さんの質問に対してご答弁申し上げます。

井上委員申し上げるとおり、昨年令和4年3月に滑川町のパートナーシッププランを改定いたしました。その中で女性の審議会に参加する数値約17%という数値が出ておりました。この1年間で町としても変わったことといたしましては、管理職、特に課長に女性の管理職ができたこと、また今年度防災会議につきましては、会議の委員としてもお二人の女性に防災会議に参加していただきまして、審議に加わっていただいた次第でございます。こちらは先ほど井上委員おっしゃられたとおり、まだできたばかりの計画でございますので、なかなか今現在数値がどうなっているかという把握までには至っていないのですけれども、こちらをより多くの方に周知し、また関係課局に働きかけまして、庁内の会議ですとか、審議会に多くの女性が登用されるよう今後努めてまいりたい

と考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） ありがとうございます。

町におきまして、町の職員におきましては、多分毎年キャリアアップの機会の均等を図っているという、そういうことがありますけれども、能力を向上したり、経歴を高めたりする、キャリアアップ、それをして、多分今の齋藤さんのほうからのお答えもそれに合致するのかなと思うのですが、最近というか、このキャリアアップというのは毎年行っているのでしょうか。

○委員長（北堀一廣委員） 総務政策課担当、答弁願います。

○総務政策課副課長兼主席主幹・総務担当（大林具視） 総務政策課副課長、大林が答弁申し上げます。

職員のキャリア形成、女性のキャリア形成でございますが、現在県、それから市町村で構成されている人づくり広域連合でございます。そちらのほうでカリキュラムが組まれておりますので、毎年対象職員、女性職員を派遣して研修を受けさせているという状況で、今後も続けていきたいと考えています。

以上でございます。

○委員長（北堀一廣委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） ありがとうございます。

やはりいつまでも同じ現状で維持しているというよりも、少しでも研修とか、どうしたら女性がいろんな面で力が発揮できるか、そういうのを見るためにもこういうキャリアアップの機会、これを皆さんに与えるというのはこれからの行政にとってはとてもいいことだと思うのです。恐らくこれがとってもメリットがアップしていくことだと思うのです。しかし、女性にしても、男性にしても、いやという、そういう人もいるかもしれませんが、職を選択してこの職に就いている以上は、やはり皆さん誰もがもっとこれを進めていきたいという、町の行政のためにプラスになっていきたいという、そういう意欲、意識はみんながお持ちだと思うのです。そういった面では、ぜひ多くの職員にこのキャリアアップの機会が与えられて、いろんな資質の向上ですか、そういうのに資するというか、そういうことができるということは私はいいと思いますので、ぜひこれからもこの機会を広げて行ってほしいと思います。

そして、今の審議会への女性の参画でございますけれども、この割合が、先ほど私が申し上げたのは令和2年度のパーセンテージで17%ということをお願いしたのですが、今齋藤さんのほうから消防の関係とか、そういうことで女性が今参画しているというお話をいただきました。こういうところで、やはり1人でも2人でもそういうところへ登用するというチャンス、これを与えるということはこれからの行政にプラスになるということで、私はぜひこれもお願いしたいと思いま

す。

それから、この男女平等のパートナーシッププランを策定するに当たりまして、町民アンケートを取っているのです。今度は政治の場においてのございますけれども、政治の場においての男女平等感について、やはりこれも令和3年度男女共同参画社会に関する町民アンケートということで、町民へのアンケートをさせていただいて、それによつての回答でございます。国、町の各調査で約8割が「男性が優遇されている」と回答しております。そして、社会全体のこれが課題になっているということでございます。また、滑川町の町民に対してのアンケートの政治分野において「平等」と回答している人が1割未満となっているのです。国と比較して平等感が本当に低く、ここでも大変懸念されている問題だと思ひます。どうして、今この令和の時代になつても男性が優遇されているのだ、性差別ですか、そういうふうになっている人が多いということは、何かここで問題があるのではないかなというふうには思ひます。政治に対して町民がこのよつな意識を持っている、こんな実態はやっぱり何とか今の現状の打破、これが必要ではないかなというふうには思ひます。やっぱり政治に女性が踏み込めない、この一つにもこれは男性が優遇だという、そういうのが既成概念というか、そういうのであれば、持っていれば、やはり女性がその場に踏み込めない、そういう原因にもなるのかなというふうには思ひます。それはある程度何で優遇されているのか、何で女性は優遇されていないのか、あるいは半々ぐらいに思われていないのか、そういうことを考えて、やはり女性のほうが卑下というか、そうではないふうには思ひます。それは人間によつて、その人個々によつて考えが違ふと思ひますけれども、やっぱりこれは外見的なものではなくても、内面的、心理的、そういう面でも男性が優遇されているのではないかなというふうに見る、そういう女性がいるのかなと私は思ひます。私たちも生活して、そういう面も私も見られております。現在のこの中でも見られます。そういうことで、やはり現状の打破をしていかない限りは、女性が政界に出るといふのは本当に難しいと思ひます。ですから、今の女性が政治に出ているパーセンテージが本当に低い、そういう要因の一つかなというふうには思ひます。ぜひ町として、これを何とか考えていく必要があるのかなと思ひます。ただ議会に進出する、あるいは政治の場へ進出するといふのは先ほども私申しましたよつに、個人個人のこれは意思でございます。ここでやっつていこう、あるいはそういうのはしたくない、そういう選択は自由でございます。しかし、町の行政において、女性、男性、この世界に生存している人間は恐らく半々で生活しているわけではございませぬので、両方の意見が入つて合致して初めていい意見が出るのではないかなというふうには思ひますので、これは町においても、今国においても、国レベルでも、県レベルでも、やはりこの内容というか今の状況は大體同じだと思ひます。ですから、町においても、ぜひこのことについて何とか早めの打破というか、これを打ち破つていく改善、それを考える必要が今あるのかなというふうには思ひますけれども、何かお考えありますか。

○委員長（北堀一廣委員） 総務政策課担当、答弁願ひます。

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、井上委員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

井上委員さんおっしゃるとおり、男女間の差と申しますところについては、滑川町においても若干残っているのかなという感じはいたします。ただ、先ほど防災担当の齋藤からも話がありましたとおり、滑川町の役場の委員に関しては、新たな委員を選任する場合、候補者として積極的に女性を選んで、考慮しているという状況でございますので、その点をご理解をいただきたいと存じます。

また、ご質問いただきました、特に政治の進出に関してでございますけれども、これについては井上委員おっしゃるとおり、個人の考えといったところが非常に大きなウエートを占めております。町から女性の委員として立候補してくださいということはとても申し上げられる状態ではございませんので、町としての対応といたしましては、広く町民の方に機会がありますよといったところの周知を今後も続けていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） ですから、私が申し上げるのは、町からそれを要望とか、そういうふうにしてほしいとか、そういうふう呼びかけてほしいということではないのです。ですから、この出るような、町として女性も政治の場に進出できるような、そういう雰囲気というか、ものを醸し出すような、そういう場づくり、環境づくり、こういうのを何とか町としてつくることも大切なのではないかなと私は思うのです。ただ、女性も出てほしいとか、女性の意見も大事ですよ、そういうことを言うのではなくて、やっぱりどうして出られないのだろう、出ないのだろう。

もう一つ、次に質問があるのですが、アンケートの中で、女性の意見が町の取組に反映されているかどうかについての設問で、「反映されている」が26.2%、「されていない」が26.9%、それから「どちらとも言えない」が44.3%という結果が出ています。「されていない」というのが26.9%という、4分の1です。ということは、私が思うのには先ほどの政治の場の、あるいは審議会の登用の少ないということの中には、何を言っても取り入れてもらえないのではないかと諦めている人が多いのではないかなというふうに思います。もし自分が言ったことが町の政策等に取り入れられ反映されていけば、「反映されている」というところに26.2%って、こんな少ないパーセンテージは出ないと思うのです。この数字は。ですから、この諦めムードというか、それではなくて、もっと積極的な、アクティブな、そういうふう女性が出られるような、そういう環境づくりですか、そういうのも町でつくっていただきたいなと思います。

この「反映されていない」ということは、組織において指導的立場の女性が少ないが多分原因だというふうに私は思います。ということは、また繰り返しますけれども、審議会等への女性の登用がまだまだ少ないということと、あと男性が優位というか、そういう考えというか、そういう心理的な面もあるのかなというふうに思います。やっぱりこういうのを改善していく必要が大いにあると思いますので、改善するには周囲だとか、周り、環境づくりが本当にここでは必要と考えられる

のかなというふうに私は思っております。

このようなことが今も現在続いているわけですが、社会参画、これから女性がするために啓発活動、その事業を町独自の内容として開催して、もっと拡大していくことが私は大事なことのかなというふうに考えております。このことに対しては、私はいつもこういうことを町でぜひ実際に開講して啓蒙普及活動ですか、そういうのをやっていただきたいということをお願いはしてきているのですが、まだやってもらってはいません。ホームページとか、回覧とか、あるいは広報とか、そういうのを通じての周知、啓蒙は出ていると思いますけれども、果たしてそういうのを見ない人、そういうのはこの考えがちょっと伝わらないのかなというふうに思っております。やはり啓蒙活動というのはとても大事なことであって、これは町のほうとしても幾らでもできることだと思います。例えば啓蒙活動の一つとして、どこからのそういう専門家、こういうことを取り組んでいるというような、そういう人たちのお話ですか、そういうの一つ聞いても、やはり参加した人は、こういうことであるのか、では参画してみようとか、社会参画してみようか、あるいは女性が今輝く社会づくりという、女性活躍のありますけれども、そのところへ参画するためにも女性はそういう知識を身につければ、そういうところへちゅうちょなく出られるのかなというふうに私は思います。そういうことで、やはり費用はそんなにかからないと思いますので、ぜひ今後は女性、男性もちろんこれは男女共同ですから必要でございます。ですから、実際の耳で聞いて、それで、こういうことだった、こういうことなのだという、そこでみんなが意識が改革できる、変わる、そういう意識改革、これも必要ではないかなというふうに思いますので、何かそういう計画をされているのなら、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（北堀一廣委員） 総務政策課担当、答弁願います。

○総務政策課主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当、齋藤がご答弁申し上げます。

この予算上では、令和5年度についてそういった講演会等の開催の予定はございませんが、井上委員おっしゃるとおり、そういった講演が必要だということも認識しております。折を見て、単独で講演会を行うとなると、なかなか集客ですとか、そういったものが見込めるか、そういったことも考えなければいけませんので、様々な機会を通じて、実際に集まった何かの会議のときとかにお話をしたりですとか、そういったことから、まずは周知、啓発をしてまいりたいと考えております。その後、やはり委員おっしゃるとおり、講演会等が開催できれば望ましいのかなとも考えておりますので、講演会の開催等につきましては、今後の課題として承りたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） ありがとうございます。

やっぱりやってみなければ分かりません。トライ・アンド・エラーということがありますけれ

ども、やって初めてこういうことをやってよかった、あるいはこういうことをやったのだけれども、案外と希望というか、そういうのが少なかったのだなというような、そういう結果が分かると思います。まずはやってみることだと思うのです。ですから、町として何かそういうのをやってみて、今齋藤さんのほうから集客ですか、そういうことがありましたけれども、やっぱり人を集めるというのは何をやるにも大事かと思うので、大変かと思いますがけれども、ですから幾つかのグループというか、団体そういうのを一緒にしてやるという、それも私はいい方策だと思います。ある程度人を呼ぶからには、あまり閑散としたことではちょっともったいないし、効果もないかなと思いますので、もしやるのならば、いろんなところへ呼びかけて、そこへ多くの人に参加して、そこで集客できた、何かが得られた、そういうことができる、そういうものを企画していただければありがたいかなと私は思っておりますので。それから、もし参画した人がそこで得た知識なりを、また行政へ反映できるという、そういう手段も今度は取れると思うのです。いろいろなところでこれに対するのメリットはあると思います。デメリットはあるかなというふうにも思いますけれども、むしろメリットのほうが多いのではないかなというふうにも思います。こんなことしてつまらないのではないかという、中にはそういう人もいるかと思いますが、こういう考えがあるのかという、本当に新たにそこで新しい考えが分かる、出るという、そこで初めて、こういうことができるのではないか、こういうことをクリエイティブしていかうか、そういうような発想、そういうのもまた出てくる。そういういろいろなことにつながるといいますので、これからは男女平等参画確立、これ私、議会に出るときの一つの自分の考えというか、方針というか、それを打ち立ててのことでございます。ぜひこれは町として、今のところは令和13年という目標がありますけれども、そこまで到達しなくても、町の考えでどんどんこれは進めて改善できると思いますので、ぜひもっともっと進めて多くの女性が輝く、参画できるような社会、そういうのをつくっていただきたいなと思っております。このようなことを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（北堀一廣委員） ほかにありますか。

吉野正浩委員。

○13番（吉野正浩委員） 13番、吉野正浩です。よろしく願いいたします。着座にて失礼します。

それでは、まず歳入から始めたいと思います。13ページの歳入の個人の関係なのです。先ほど上野議員さんからもお話がちょっとありましたけれども、その中の個人の所得割の関係なのです。説明では納税義務者が増えたということでいただきました。私はその中で、コロナ禍で町の中の中小零細の方たちの所得割というのはどうなっているのかというのをちょっとお伺いしたいのです。ですから、給与所得関係は多分納税義務者が増えたということなのだと思いますけれども、事業者のほうはどうであったかお聞きしたいのです。

○委員長（北堀一廣委員） 税務課担当、答弁。

○税務課主任・町民税担当（内田裕太） 税務課町民税担当、内田が吉野委員の質問に答弁させていただきます。

おっしゃったとおり、給与所得のほうについては大幅な増があったということなのですが、営業については令和4年度につきましては、令和3年度と比べると一応7名の増という形になるのですが、金額の単位でいきますと、ゼロから200万円ぐらいの営業所得がある方については、減っている形になります。それよりも多い営業所得の場合の人数が大幅に増加しているという形になりますので、トータルでは7名の増加という形になっております。

以上でございます。

○委員長（北堀一廣委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 7名の増加、納税義務者というのは、所得がなければ申告しなくていいわけですから、要するに営業所得の申告があった件数はどのくらい増減しているのか、所得割でどのくらいそれが増減しているのか聞きたかったのです。

○委員長（北堀一廣委員） 税務課担当、答弁願います。

○税務課主任・町民税担当（内田裕太） 内田が答弁させていただきます。

金額についてということでしょうか。

〔「金額だけれども、前が営業収入がどのくらい件数を申告していただきましたよと、どのくらいの増減があったかというのは多分課税調査の関係で出てくると思うのだけれども」と言う人あり〕

○税務課主任・町民税担当（内田裕太） 課税の調査につきましては、所得がある方の人数が把握できているものになりますので、申告のあった件数については今資料がございませんので、後ほど回答させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（北堀一廣委員） 吉野委員、勝手にやり取りしないでください。

吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 委員長、すみませんでした。申し訳ない。

私のほうは、要はコロナ禍で町内の事業所の方がどのぐらいの影響を受けているのかというのをお聞きしたかったわけです。後でよろしく申し上げます。

それでは、よろしいですか、次に移って。

○委員長（北堀一廣委員） はい、どうぞ。

○13番（吉野正浩委員） 16ページお願いします。地方交付税の関係なのです。これは町の税収との関係で、増減は私は具体的にはよく分かりませんが、増減するというのは分かります。また原資のほうが増えているのかというの、国の全体の地方交付税のほうが増えているのかというの、私は分かりませんが、比較して地方交付税が普通も、特別も両方増になってありますけれど

ども、この辺でどういう状況なのかちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（北堀一廣委員） 総務政策課担当、答弁願います。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） 総務政策課財政担当、清水が答弁をさせていただきます。

予算書の16ページのところにあります、地方交付税の本年度の予算額は6億7,800万円、前年度と比較いたしますと1億1,224万9,000円の増額となっております。まず、ご質問の事項といたしまして、1つ目として、普通交付税の関係についてご説明させていただきますけれども、まず令和5年度の国のほうで発表した地方財政対策という計画資料がございます。令和5年度の地方財政における収支を見通した総合的な計画というものを毎年国がつくって発表している資料なのですが、この資料を拝見させていただくと、地方交付税の総額については令和5年度に18.4兆円になるという見込みであります。これは令和4年度の資料と比較すると0.3兆円伸びているという、まずここから地方交付税については、地方における交付税額というものはここから増額になるということの一つ考えることができます。具体的に普通交付税につきまして、本町における普通交付税のまず増額要因でございますけれども、基準財政需要額の中で社会福祉費という算定項目がございます。こちらの項目につきましては、主に保育所ですとか、認定こども園とかに係る通所児童数というものを基礎数値として算定している項目なのですが、やはり本町についてはそちらの通所児童数というのが増加しているというところもありますので、こちらの需要額につきましては、担当の試算ですと約2,000万円ほど増額になるというような見込みであります。

それから、普通交付税の増額の要因として2つ目ですけれども、今般のエネルギー価格の高騰によって公共施設等に係る光熱水費がかなり上がっているという状況にあります。こちらのほうにつきましても国のほうでやはり公共施設等における光熱費についてもやはり増加しているということから、この普通交付税の中で算入をされるというような見通しがあります。基準財政需要額の中で包括算定経費という算定項目があるのですが、そちらのほうで、県の資料によりますと、この光熱費の高騰分として約3.5%ここが伸びるというような見通しがありますから、こちらの費目で、本町のほうで、担当で計算するとこちらも1,900万円ほど増額のほうが見込まれるというようなことから、普通交付税については6億800万円というような算定をさせていただいております。

また、特別交付税につきましても先ほど申し上げた地方財政対策による地方交付税が増額ということから、特別交付税のほうも伸びるような見込みでありますし、こちらの計算につきましては、やはり令和3年度の決算ベースで7,000万円程度の見込みがありましたから、それと同額程度ということで7,000万円の計上をさせていただいたというところがございます。

以上でございます。

○委員長（北堀一廣委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） ありがとうございます。

次は25ページ、お願いします。目3の農林水産業費県委託金なのですが、これもこのアライグマ

個体分析調査県委託金というのはずっとあったわけなのですから、これはどういうものなのか、まずお聞きしたいのです。

○委員長（北堀一廣委員） 産業振興課担当、答弁願います。

○産業振興課副課長兼主席主幹・農林商工担当（吉野和弘） 産業振興課農林商工担当、吉野より吉野委員のご質問に答弁いたします。

アライグマ個体分析調査県委託金でございますが、こちらについては県のほうで委託している事業なのですけれども、町において年間、今年々獣たちも増えている状況なのですけれども、そちらを捕獲した個体について1件1件県のほうに報告をして、それに基づいて、その頭数に併せて、令和5年度については1体当たり4,180円という形で報告をして、委託金のほうは計上されているのですが、実際には予算よりも頭数については多く捕れているのですけれども、現状令和5年度については、この金額を予算計上させていただいている状況なのですけれども、町内において捕獲したアライグマ等の個体を県のほうに報告して、それに基づいて県のほうが調査をしていただいているという業務内容になります。よろしく願います。

○委員長（北堀一廣委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 要はアライグマを捕って、それを県のほうに報告して、個体分析というか、何頭捕れたとか、そういう分析をしているという、1頭1頭分析して病気があるとか、そういうあれではないのですね。それで、以前滑川町のほうで春の出産があるので、その前にアライグマを捕りたいのだということで回覧ございました。私もその回覧のとおり、かけてみました。よく捕れるのです。専門家、すぐ松本さんいるのですけれども、聞きますと、アライグマは年々増えてしまっでどうしようもないのだと。キジなんか夜雌が卵を抱いているところも襲ってしまっで、キジもいなくなってきたと。農家にとっても果実なんかは人間が食おうと思ってみんな食われてしまったり、農作物もトウモロコシ食ってしまったたり、家畜の鶏を食ってしまったたり、もう悪いことをするわけです。そうした中で、これはやはり町内で捕獲をどんどん進めたほうが良いと思うのです。そうした中で、イノシシは1頭捕ると、県のほうからかな、報奨金が出るという話なのですが、町のほうも今聞いたらアライグマに対して45万9,000円委託金をもらっているのだったら、町民にも、それを捕ったら、幾らか報奨金で渡したほうがやっぱり、あれ意外と大変なのです。見に行ったり、要するに毎日見に行かないと、結局逃げたしまったり、おりごと移動してしまう場合もあるので、そういう手間とか、いろいろかかるのです。そういった意味で予算はちょっとあれなのですけれども、アライグマを捕った方に少し報奨金とか、そういうものを今後考えていく気はないか、また他の自治体なんかではやっていないかお聞きしたいのですけれども。

○委員長（北堀一廣委員） 産業振興課担当、答弁願います。

○産業振興課副課長兼主席主幹・農林商工担当（吉野和弘） 産業振興課農林商工担当、吉野より答弁申し上げます。

今いただきましたお話によりまして、近隣の状況を調査したり、またこちらについても今いただいたお話を調査、研究のほうを重ねてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○委員長（北堀一廣委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） ぜひ前向きにやっていただければと思います。よろしく申し上げます。

次は34ページ、歳出になります。ここでは印刷製本費です。10の需用費の印刷製本費の中の広報の印刷の関係なのですけれども、これは昔聞いたのかよく分からないのですけれども、広報を配布するときに、自治会に入っていない方には広報の配布をしていないのか、それともどういった形を取っているかお聞きしたいのですけれども。

○委員長（北堀一廣委員） 総務政策課担当、答弁願います。

○総務政策課主任・秘書広報担当（鎌田武志） 秘書広報担当、鎌田より答弁させていただきます。

今お話をいただいたとおり、広報につきましては基本的に自治会を通しての配布を行っているところになります。自治会に入っていない方におかれましては、町の役場庁舎の中で配布しているものや、森林公園駅、つきのわ駅などで配布している冊子を取得していただいているところになります。そのほか、自治会に入られていない方につきましては、ホームページにも広報が掲載されておりますので、そちらを御覧いただいているという状況になっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 大体どのぐらいの方が未加入というのは分かりますか。

○委員長（北堀一廣委員） 総務政策課担当、答弁願います。

○総務政策課主任・秘書広報担当（鎌田武志） 少し前の資料だったかと思うのですが、自治会の加入率が……

○委員長（北堀一廣委員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前11時33分）

再 開 （午前11時33分）

○委員長（北堀一廣委員） 再開します。

総務政策課担当、答弁願います。

○総務政策課主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当、齋藤よりご答弁申し上げます。

すみません。今手持ちの資料がございませんので、後ほど確認してお答えしたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（北堀一廣委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 続きまして、39ページです。39ページの18負担金、補助及び交付金、先ほどもちょっとお話が出ましたが、職員等研修参加負担金なのですが、この研修の中身をお聞かせ願いたいのです。

○委員長（北堀一廣委員） 総務政策課担当、答弁願います。

○総務政策課主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当、齋藤がご答弁申し上げます。

こちらにつきましては、県内にあります各種人権団体での研修の要請がございまして、そういったところへの参加の負担金というふうになっております。内容につきましては、同和地区の問題の研修であったりですか、そういったものになっております。

以上でございます。

○委員長（北堀一廣委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 昇任とか、そういうときに、入ったときとか、途中の昇任、主任とかなったときとか、課長になったときとか、そういう節目に、県の人づくり何とかというところか何かには、そういった節目としての研修は行っていないのですか。

○委員長（北堀一廣委員） 総務政策課担当、答弁願います。

○総務政策課副課長兼主席主幹・総務担当（大林具視） 総務政策課副課長、大林、答弁申し上げます。

人づくりにつきましては、全部無料で参加しております。それから、階層別研修等々もありますので、主任、主査、課長研修ですとか、節目、節目の研修は職員に参加させております。

以上でございます。

○委員長（北堀一廣委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） それと、いろいろカリキュラムがありまして、税の関係、福祉の関係とか、いろいろ研修が県の人材センターのほうで、何といった名前かな、あれまちづくりなんとかって、土呂にある研修所では相当やっていると思うのです。そうした中で、節目だけでなく、そういうメニューの中から職員が出たいと、こういうところに出たいというようなことはあると思うのです。今そういう中ですと、多分町のほうで人選をしてやる形を取っていると思うのですけれども、私はできれば、いろいろメニューがあるから、その中から職員自らがこういう研修を受けたいという申出を受けてこういった予算を組んでいくと、そういう方式が非常に必要ではないかと思うのですけれども、この辺は予算でそういうのを言ったらあれなのですけれども、総務政策課長どうですか。

○委員長（北堀一廣委員） 総務政策課長、答弁願います。

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、吉野委員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

委員ご指摘のとおり、人づくり広域連合をはじめとしたところにおいては、様々な研修のプログラムを自治体向けに用意しております。また最近、コロナ禍ということがあるのでしょ

ども、ズーム等を使って、あらかじめ録音したものを地元で拝聴できるといったようなところの研修もかなり増えてきておりますので、現地に行くとなりますと、やはり職員の負担のほうもござい
ますので、在庁しながら受けられる研修につきましては、今後積極的に取り入れてまいりたいと考
えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 職員が自発的にそういった研修をやりたいという場合は、そういう人た
ちの自発的なものに対して、やはり研修をさせていく町としての姿勢、そういうものが私は必要では
ないかと思えます。

続きまして、42ページです。12番の委託料の中に航空写真撮影業務委託料650万1,000円というこ
となのですけれども、これは以前からこんな高額でしたっけ。

○委員長（北堀一廣委員） 税務課担当、答弁願います。

○税務課副課長兼主席主幹・資産税担当（大熊緩子） 税務課資産税担当、大熊が答弁をさせていた
だきます。

3年に1度航空写真のほうを撮影しておりますが、確かに3年前に比べると、こちらの予算を多
く取らせていただいております。原因といたしましては、やはり人件費が上がったこと、また燃料
費、こちらの増額、あとデジタル撮影カメラ、こちらのほうが3年前に比べて22%増額しておりま
す。以上のことから3年前に比べてかなり費用のほうを予算計上させていただいております。

以上です。

○委員長（北堀一廣委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 分かりました。以前からすると、相当金額高いなって、ぱっと見思っ
たのですけれども、その中で、これは多分課税対象の家屋の新築や増築とか、そういうものを上から撮
ったもので、あとは目視で、みんなでどこが増えたとか、そういうものを多分見ながら、また現地
に行きながらやっていると思うのですけれども、非常に手間のかかることだと思うのですけれども、
今そういうことに代えてA Iでそういったことを調査するような形が出てきて、そうすると調査時
間が約9割ぐらい減になると言われているのです。こういった動きというのは、他の自治体でやっ
ているところもあるのですけれども、そういった動きとか、情報とか、そういう営業とかというの
は町のほうにも来ておりませんか。

○委員長（北堀一廣委員） 税務課担当、答弁願います。

○税務課副課長兼主席主幹・資産税担当（大熊緩子） 税務課資産税担当、大熊が答弁させていた
だきます。

確かに営業等でA Iによる航空写真撮影することによって、土地の地目の判別ですとか、建物の
高さ、こういったものを判別して課税につなげるという営業は、昨年度営業に来た方がいますが、

費用がちょっと高いということで、町のほうは取りあえず保留にさせていただきます。

以上です。

○委員長（北堀一廣委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） そうですか。多分こういう自治体がいろいろ取り入れてくれば、その価格も自然として下がってくると思いますので、今後職員の時間数とか、そういうものを考えてくると、そういったものを比較しながら、A Iとかそういうものも、やはり注視していただきたいと思います。

次は、48ページお願いします。総務費の選挙関係なのですが、そこに12番です、委託料、選挙公報新聞折込委託料、これは県議もそうなのですが、同じ4万円が計上されているのですけれども、この4万円の内容をちょっとお聞きしたいのですけれども。

○委員長（北堀一廣委員） 総務政策課担当、答弁願います。

○総務政策課主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当、齋藤がご答弁申し上げます。

こちらの新聞折込みの委託料につきましては、立候補者の方からいただきます選挙公報につきまして、主要8社に対する新聞折込みを委託する内容のものでございます。

以上でございます。

○委員長（北堀一廣委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 8社ですね、主要な3大新聞ではなくて、主要8社に対してやるわけですが、4万円というのは随分安い感じするのですけれども、8社で大体どのぐらいの世帯数を網羅できているのですか。全部ではないと思うのですけれども。

○委員長（北堀一廣委員） 総務政策課担当、答弁願います。

○総務政策課主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当、齋藤がご答弁申し上げます。

8社といっても、それぞれの会社にお問い合わせするものではなく、こちらにつきましては、1社に委託として出させていただいて、そこが各新聞の配達のところをお願いをするというものになりますので、一応町内の新聞契約をしている方の世帯につきましては全て行き渡るようにはなっているかと思うのですけれども、それが何世帯新聞契約をしているかまでは、申し訳ありません、把握をしておりませんので、よろしく願いいたします。

○委員長（北堀一廣委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 新聞の配達しているところに直接やることもありますけれども、総元締の折込み業者に、多分1社だからやっていると思うのですけれども、意外とああいうところは、やっているようでやっていないで、実際は配られていなかったりする実態があるみたいなのですが、4万円というのはちょっと、全世帯今8,000ぐらいあるのかな、そこにやるのに4万円というのは

本当全部配られてというか、8社に対してちゃんと町内網羅しているのですか、これ4万円ですか。

○委員長（北堀一廣委員） 総務政策課担当、答弁願います。

○総務政策課主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当、齋藤がご答弁申し上げます。

町としては仕様書とおりにやっただいていて、契約とおりにやっただいていてと考えておりますので、契約されている方には間違いなく届いているというふうには考えております。

以上です。

○委員長（北堀一廣委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 新聞今取っている方は、ちょっと私の古い情報ですけども、全国で6割ぐらいということですから、6割しかになっても4万円は安いのかなと思ってしまったりしているんですけども、分かりました。その辺もどのくらい折り込みのそういった専門業者に配られているのかということも把握していただいて、なるべく多く行き届くようなことを私ども考えていますので、よろしく願いいたしたいと思います。

73ページお願いします。74ページでした。すみません。目の6の林業費なのですけども、18の負担金、補助及び交付金、これに比企大里林業対策協議会負担金3,000円が計上されているのですけれども、この協議会の目的とか、事業内容とか、要するに加入している自治体、そういったもののある程度概要をお聞かせ願いたいのですけれども。

○委員長（北堀一廣委員） 産業振興課担当、答弁願います。

○産業振興課副課長兼主席主幹・農林商工担当（吉野和弘） 産業振興課農林商工担当、吉野より答弁させていただきます。

今のご質問につきましては、後ほどご回答させていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（北堀一廣委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 私はなぜこの3,000円にこだわって質問するかということは、森林環境譲与税というのが各自治体に交付されていまして、テレビなんかを見ますと、近隣でもいろいろ林業関係の仕掛けというのか、そういうものでいろいろな団体がやっているのを見ます。そうした中で、本町でもやはり荒れた山、こういうものを少しでも昔のような山に再生していく中で、少しでもこういった動きを町のほうでしていただけないかと、そういった思いもありまして、これについて質問したわけです。この協議会のほうでできれば、森林環境譲与税が各自治体に交付されたので、それに基づいて少しでも前向きな検討をしていただければ協議会ならいいのですけれども、そういった中身でお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（北堀一廣委員） 産業振興課担当。

いいですか。

○13番（吉野正浩委員） 後で概要をいただければと思います。すみません。

○委員長（北堀一廣委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 78ページお願いします。目道路維持費、委託料12番の一番下に道路パトロール委託料、これは令和4年度の当初予算を見たら、予算書にはなかったような気がするのですが、これはどういうあれかちょっと教えてもらいたいのですけれども。

○委員長（北堀一廣委員） 建設課担当、答弁願います。

○建設課副主幹・道路整備担当（江森 徹） 建設課道路整備担当、江森のほうから吉野委員さんのご質問にお答えいたします。

こちら令和4年度はシルバー人材センターに委託料ではなくて、作業員手数料という形でお支払いをしていました。ただ、今年度になりまして、令和5年度からは委託ということで、シルバーの上部団体のほうから指導が入ったということで、委託の扱いにしてくれということで、令和5年度についてはシルバー人材センターに道路パトロール委託料ということで道路の穴埋めですとか、カーブミラー調整、そういったものをお願いする予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） これはシルバー人材センターに委託するということですが、車両は青パトとか、ある程度シルバー人材センターというのではなくて、道路パトロールとか、そういう表示をしたものでやる予定ですか。

○委員長（北堀一廣委員） 建設課担当、答弁願います。

○建設課副主幹・道路整備担当（江森 徹） お答えします。

今現在が滑川町シルバー人材センターと車に書かれている車両、軽のトラックなのでありますが、それを利用しております。今後は青のパトロールカーになるかどうかは、シルバーさんと協議しますが、もしつけるとしたら黄色いパトライト程度かなと思っていますので、その辺は協議したいと思います。

以上です。

○委員長（北堀一廣委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） なるべく道路パトロールとか、そういうシールでも上に貼ればいいわけですから、そういった形でやっていただければ、町民の方も道路パトロール、県もあるけれども、町もきちっとしているのだなというふうな考えが起きますので、ぜひそういった表示をお願いしたいと思います。

それで、これはちょっとあれなのでありますが、私は今防災無線で行方不明とか、迷子になってしまっているような方の放送がよく入ります。そうした中で、私は道路で迷子か、ちょっと不審な方がいたら、なるべく声かけをするように自分でも心がけているのです。そうした中で、声かけ運

動をするのに道路パトロールとは課が違うと言われてしまえばそれまでなのですが、そういった中で、道路で迷子風の人がいったり、ちょっと不審な方がいたら声がけをするような中身を、これは全町的な町としてのことですので、そういうようなものも委託料として中に入れていただきたいと思うのですが、その辺は総務政策課長いかがですか。

○委員長（北堀一廣委員） 総務政策課長、答弁願います。

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、吉野委員さんのご質問にお答えをいたします。

行方不明者の搜索等に関しましては、東松山警察署と連携をしながら、必要あれば滑川町の役場としてもやはり搜索隊を結成して搜索に当たっております。その際、他の組織のほうには改めてお願いはしておりませんが、町内よく循環しておりますデマンド交通等のドライバーにつきましては、また町内に出かける職員については、行き帰りしっかり周囲のところを確認していただき、疑問点があったら役場のほうに連絡をくださいということで徹底をさせていただいております。ご指摘をいただきました件につきましては、今後他の事業者となりますと、事業者の協力も必要でございますので、丁寧にお話を進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） ありがとうございます。

やはりそういった中に民生委員の方なんかも入れていただいて、できれば町内全体で迷子とか、ちょっと不審な方がいたらできる限り、交通渋滞しているところでやったのでは交通事故に巻き込まれては困りますので、できる限り、また役所の職員が外に出るときもそうなのですけれども、声がけをお願いできるようにお願いしたいと思います。

私の質問は以上です。ありがとうございます。

○委員長（北堀一廣委員） ほかにありますか。

休憩後をお願いしたいと思います。

暫時休憩をいたします。再開は午後1時とします。

休 憩 （午前11時54分）

再 開 （午後 1時00分）

○委員長（北堀一廣委員） 再開します。

紫藤明委員より早退届の提出がありましたので、報告をいたします。

また、ここで先ほどの吉野委員の質問に対して、総務政策課、税務課、産業振興課担当より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

まず初めに、総務政策課担当、お願いいたします。

○総務政策課主任・秘書広報担当（鎌田武志） 総務政策課秘書広報担当、鎌田がご答弁申し上げます。

先ほど吉野委員さんより質問のありました、広報の配布方法に関連してお聞きいただいた自治会の加入数についてですが、3月1日現在の数字となりますが、現在世帯数が8,232世帯、自治会に加入している世帯数が5,332世帯となっております、加入率は64.7%となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 次に、税務課、お願いします。

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、委員長のお許しをいただきましたので、午前中の吉野委員のご質問に答弁いたします。

コロナ禍において、営業所得者の方の申告はどのくらい増減があったかでございますけれども、営業所得者においては、新型コロナの影響を受けている方もおりますけれども、国、県の給付金や協力金をもらっている場合、そちらは収入となり、課税対象となりますので、単に営業所得のみの増減は一概には言えず、難しいと思われまます。

以上、答弁といたします。

○委員長（北堀一廣委員） そして、産業振興課担当、お願いします。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、委員長のお許しを得ましたので、吉野委員さんの午前中の質問に対してご答弁させていただきます。

吉野委員さんからいただきました、比企大里林業対策協議会負担金の3,000円のことに関してでございます。協議会に関しては各種要望団体でございます。そして、そんな中で委員のご指摘がありました森林環境譲与税、こちらに関してもさらに有効活用ができるようにということで、要望等ありまして、そのほか多々林業に関する要望を行う団体でございますので、よろしくをお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 吉野委員、よろしいですか。

それでは、予算審議を再開いたします。

阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 14番、阿部弘明です。質問よろしくお願ひいたします。

まず、8ページの40周年というのがあるのですけれども、令和7年、再来年ですか、一応この町勢要覧をつくるということだと思っておりますけれども、そのほかに何か計画というのがあるのですか。

○委員長（北堀一廣委員） 総務政策課担当、答弁願ひます。

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部委員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

現在のところ、町制40周年に関して、イベント等に関しましてはまだ具体的な協議は始まっておりません。今後関係する皆様と一緒に計画をしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） そういった実行委員的なものを何かつくっていくという考えですか。

○委員長（北堀一廣委員） 総務政策課担当、答弁願います。

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部委員さんのご質問にお答えをいたします。

現在のところ、実行委員会等を結成するかどうかについてさえまだ協議は進められない状況ですので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 続いて、11ページに移りますが、歳入で、先ほどお聞きすると、プラス6%ということで過去最大というようなお話もあるのですけれども、これはコロナ禍からの回復というようなことでよろしいのですか。

○委員長（北堀一廣委員） 総務政策課担当、答弁願います。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） 総務政策課財政担当、清水が答弁をさせていただきます。

おっしゃるとおりで、コロナ禍からの回復ということで、一般財源の総額が上がったといったところで解釈ができると思います。

以上でございます。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） そういうことで、固定資産税など町税の中でも様々なものが大きく膨らんでいるわけですが、お聞きしたいのは、こういったような税収がこれで増えるというような中で、一般質問でもお聞きしましたけれども、財政調整基金を5,000万円繰り入れるというふうになっているのですけれども、その理由を教えてくださいなのですが。

○委員長（北堀一廣委員） 総務政策課担当、答弁願います。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） お答えいたします。

財政調整基金につきましては、その年度において財源不足が生じた場合に、その財源の補填をするということで活用させていただいている基金でございます。令和5年度の予算につきましては、5,000万円の財政調整基金の繰入れをさせていただきました。先ほどの質問とも関連しますが、前年度からの一般財源の総額、これは町税を含めてですけれども、上がっている一方で、令和5年度予算については歳出予算に係る一般財源の増額というものもございます。ですので、その部分で財源不足ということで5,000万円生じたということで、本基金の繰入れをさせていただいたという経緯でございます。

以上でございます。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 歳出のほう膨らんでいるということですが、その主な理由は何ですか。

○委員長（北堀一廣委員） 総務政策課担当、答弁願います。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） お答えいたします。

一般財源における歳出の増額要因でございますが、まず新規の事業としてスクールバス運行事業を令和5年度に計上させていただきました。こちらが5,000万円の予算でございます。それから、令和5年度の予算につきましては、宮前小学校の校舎の増築事業を実施させていただく予定でございます。国の補助金等もございますが、こちらについての一般財源については約4,800万円ほど一般財源がかかっております。それから、町議会議員の係る一般選挙費につきましては、これは全て一般財源での補填になりますので、こちらの総額が約1,800万円といったところでございます。

以上でございます。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） これまでにない歳入が増えたにもかかわらず、こういったように財政調整基金を使わざるを得ないということになったというのは、今まであまり聞いたことがないのですが、結構これまで何回もあるのですか。

○委員長（北堀一廣委員） 総務政策課担当、答弁願います。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） お答えいたします。

財政調整基金の繰入れにつきましては、前年度の令和4年度予算につきましても1,000万円の繰入れを当初予算でさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） もう一つ、15ページの消費税交付金の7,190万円の上昇ということで、これは毎年増えてきているわけですが、この主な要因というのは何でしょうか。

○委員長（北堀一廣委員） 総務政策課担当、答弁願います。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） お答えいたします。

地方消費税交付金の増額でございますが、こちらの地方消費税につきましては、私たちがふだん生活をしている中で消費税というものを納めているわけですが、この消費税の中に地方消費税も含まれております。国のほうで一旦徴収をして、その後県のほうで一旦精算をして、その後地方消費税というのが各市町村に交付がされているということで、それを原資として地方消費税としていただいている交付金でございます。主な増額要因でございますが、国のほうでの資料を拝見させていただくと、令和5年度の消費税につきましては23兆円ほどの見込みだといったところで、これは令和4年度の当初と比較をして約1兆8,000億円増額をしているというところでございます。具体的にこの消費税の増額要因というものにつきましては、ちょっとこちらでは詳細は不明ですが、国の

ほうで消費税の増額というのが見込まれている中で、本町のほうでこちらの算定をさせていただいた中では、7,000万円ほど増えるというような計算となっております。

以上でございます。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 国の試算の中のそういったことからこういう計算をされたということですが、今異常な物価高ですから、さらに消費税収入が上がるということになるわけなのですが、私もこの地方消費税交付金を見るたびに、要するに住民の皆さんから消費税を国が取るわけですが、そこから分け前というか、いただくということで、そういうやり方が本当に住民を苦しめながらというふうな話になるわけです。それをもらってまた還元すればいいのだみたいな話もあるのだけれども、丸々還元されるわけではないので、そういった意味では本当に大変な制度だなというふうに思うのです。だから、消費税を取らないと社会保障が進まないみたいな話もよく言われるのだけれども、本当にそれはいかなものかというふうに常々思っております。

次に、17ページの分担金のところの土地改良施設維持管理適正化というのは、これさっきお聞きしましたっけ。もう一度教えてください。

○委員長（北堀一廣委員） 産業振興課担当、答弁願います。

○産業振興課主任・土地改良担当（田幡俊史） 産業振興課土地改良担当、田幡のほうで説明させていただきます。

こちらの土地改良施設維持管理適正化事業分担金のほうなのですが、課長のほうから冒頭説明がありました、和田川の持合橋堰の改修工事を今年度予定をしております。その工事に伴いまして、受益者負担金ということで、地元の水利組合のほうからこの金額、徴収をさせていただくということでこの金額を計上させていただいております。

以上です。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 分かりました。どうもありがとうございます。

続きまして、39ページですが、先ほども出ていましたけれども、人権の問題でありますけれども、比企郡市人権フェスティバル会場等というふうになっているのですけれども、このフェスティバルというのはどういう中身で行われるのか教えてください。

○委員長（北堀一廣委員） 総務政策課担当、答弁願います。

○総務政策課主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当、齋藤がご答弁申し上げます。

比企郡市人権フェスティバルにつきましては、比企郡市の1市7町、こちらで毎年行っているものでございます。内容につきましては、人権問題に関する講演会ですとか、各自治体で活動されている団体の演技披露、こういったものが主な内容になってきまして、あとは障害者施設ですとか、

福祉施設の方が作成されたいろいろな展示品を展示して皆様に来ていただいて、人権をアピールする場という形になっております。

以上でございます。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 人権というといろいろあるのですけれども、先ほど質問されていましたが、男女の格差の問題とか、今ジェンダー問題いろいろ言われていて、政府の中でもとんでもない話をする官僚の方がいたりして、非常に心を痛めている方も多いただろうと思うのですけれども、そういったような全般的な人権問題に関する取組というのは何かやられているのでしょうか。

○委員長（北堀一廣委員） 総務政策課担当、答弁願います。

○総務政策課主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当、齋藤がご答弁申し上げます。

こちらにつきましては、講演の内容等につきましては、毎年幹事町村であります自治体が、先ほど言われたLGBTQの様々な差別であったりですとか、男女間の問題、また去年はときがわ町さんが幹事だったわけなのですけれども、ときがわ町さんではハンセン病を題材とした講演というような形で、毎年取り扱う講演の内容は変わってきております。また、こちらでは毎年比企郡市人権政策協議会というものがあるのですけれども、そちらで各種様々な人権の問題に関するパンフレットを作っておりまして、そういったパンフレットも配布をしており、1つの人権問題に限らず様々な人権問題に対して、こちらで周知啓発をしていく場になっております。

以上でございます。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 今度の議案でもパートナーシップの問題などが出てきますけれども、ぜひそういうように、様々な差別がなくなるということと、あとそういう意識を本当になくしていけないといけないなというふうに思うのです。私が当初議員になった頃についてはまだまだ、8年も前ですけれども、議会の中でも非常にそういった意識が強くて、意識というか、要するに差別的な発言や、また女性にお茶くみをさせるとか、お酌をさせるとかというようなことも往々にしてあったわけですけれども、そんなことはもうなくなっているだろうなと思っているのですが、この庁内でもまだそういう意識が残っているような気がしますので、ぜひ庁舎の中も含めて、私たち議会もそうですけれども、そういったことを払拭するように努力をすることによってやっていかなければいけないのかなというふうに思います。

あと44ページのコンビニ交付システムの問題ですが、この手数料というのは、これは以前聞いたようすけれども、件数掛ける幾らとかというふうになるのですか。もう一つ、委託料なんかもそれに関わってきているのか、その辺を教えてください。

○委員長（北堀一廣委員） 町民保険課担当、答弁願います。

○町民保険課主任・町民担当（長野美由紀） 町民保険課町民担当、長野が答弁させていただきます。
阿部委員様よりご質問いただきましたシステム手数料についてなのですが、こちらは手数料1通当たり117円の手数料を通数分で支払うものとなっております。

以上です。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 委託料については。

○委員長（北堀一廣委員） 町民保険課担当、答弁願います。

○町民保険課主任・町民担当（長野美由紀） 答弁させていただきます。

マイナンバーカード交付用機器保守委託料については、株式会社TKCへ支払うものになりまして、こちらは件数問わず一律になります。

以上です。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） もう一つ、つきのわ駅の自動交付機の保守点検委託料というのと、あと障害対応委託料というのが2つあるのですが、これは件数とかというのは関係ないのですか。

○委員長（北堀一廣委員） 町民保険課担当、答弁願います。

○町民保険課主任・町民担当（長野美由紀） 答弁させていただきます。

こちらは件数関係ございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） そういうことになると、私はこの自動交付機を残すようにということで要望しているわけですが、コンビニだけになると、どのくらいの手数料が取られるか。

○委員長（北堀一廣委員） 町民保険課担当、答弁願います。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 1時21分）

再 開 （午後 1時22分）

○委員長（北堀一廣委員） 再開します。

答弁願います。

○町民保険課主任・町民担当（長野美由紀） 町民保険課町民担当、長野が答弁させていただきます。

コンビニ交付の手数料については、年間235万円を予定しております。

以上答弁とさせていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 245万円ということで、要するに常に利用者が増えれば増えるほどこれが

かかってくるという、今のお話は何件の手数料ですか。

- 委員長（北堀一廣委員） 町民保険課担当、答弁願います。
暫時休憩します。

休 憩 （午後 1時23分）

再 開 （午後 1時23分）

- 委員長（北堀一廣委員） 再開します。
答弁願います。

- 町民保険課主任・町民担当（長野美由紀） 町民保険課町民担当、長野が答弁させていただきます。
今申しあげましたコンビニ交付手数料について235万円の件数ですが、こちらは8,421件で計算を
させていただきます。

以上、答弁させていただきます。

- 委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

- 14番（阿部弘明委員） そういったようなお金がこれからかかるということになるのですけれども、
次に72ページですが、農業振興費というふうになっていて、73ページの下のほうに経営所得安定対
策補助金というのが41万5,000円とあるのですけれども、これ前年に比べてかなり下がっているの
ですが、それは何か理由はありますか。

- 委員長（北堀一廣委員） 産業振興課担当、答弁願います。

- 産業振興課副課長兼主席主幹・農林商工担当（吉野和弘） 産業振興課農林商工担当、吉野より阿
部委員の質問に答弁させていただきます。

前年度比の予算の減額につきましては、昨年度は265万5,000円で、今年度の予算計上額が41万
5,000円ということなのですけれども、こちら昨年度、国のほうの事業なのですけれども、電子化
の手續に係ります委託の関係、またPCの入替え等もありまして、昨年度予算のほうが高かったと
いうことで、その分が減額になって今年度については計上の41万5,000円という形になってござい
ます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

- 委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

- 14番（阿部弘明委員） この補助金どういうふうに使われるのか、私あまりよく存じないのですけ
れども、今農業を続けられないというような状況が広がってきているのではないかなというふう
に思うのです。その辺の実態はつかめていないかなと思うのですけれども、つかんでいますか。要す
るに肥料が2倍ぐらいになってしまって、今年度はやるけれども、来年からもうできないなとい
うような話も聞かえてくるのですが、その辺いかがですか。

- 委員長（北堀一廣委員） 産業振興課担当、答弁願います。

○産業振興課副課長兼主席主幹・農林商工担当（吉野和弘） 産業振興課農林商工担当、吉野より阿部委員の質問に答弁いたします。

確かに今年度におきましては、コロナの交付金を活用させていただいて、支援をさせていただきました。ただ、今後の状況については分からない部分も多々ありますけれども、そのような交付金等がない場合についてはやっていくのは難しいのが現状と思います。ただ、これはまた違った環境保全型のほうになるのですけれども、そちらについては廃プラの関連の農家の支援とかはさせていただいて、こちらでもコロナの交付金を活用した部分はあるのですけれども、これが皆様にご負担いただくところもあるのですけれども、引き続き農業者の方につきましては支援を続けていければと考えております。ただ、町の予算でコロナの交付金を使ったというような形はなかなか難しいのではないかと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） そういったような状況を踏まえて、ぜひ今後検討して、どう支援するのかというのはもうやめてしまおうという感じでどんどん動いていますので、そこをやはり食い止めるというか、やめてしまったらまた再開するというのも大変なので、ぜひ支援をどう組み立てるかというのを検討していただきたいなと思います。

それと、併せて75ページの先ほども出ましたけれども、創業支援の事業委託料というのが出ているのですけれども、具体的にどういうメニューなのかというのはまだ検討中なのですか。

○委員長（北堀一廣委員） 産業振興課担当、答弁願います。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、答弁させていただきます。

今年度も創業支援を行っているのですけれども、これはコロナ交付金を使わせていただき行っておりました。そんな中、代表的なものをお話をさせていただくと、創業支援ということで新規の事業者さん、こちら、まずこういった形で事業を展開できますという講演会であったりとか研修会、そしてさらに上野委員さんがお話もさせていただきました県の事業のほう、そちらのご案内とかしながら行っております。それから、さらに今後の補助金、創業支援の研修を受けていただくと、国のほうで新規で行うときに優遇措置も受けられますので、そういったものを行っております。今回もやっていくという形でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） ちょっと勘違いしてしまっていて、今まで商工会などで行ってきました、いわゆるコロナ問題の相談的な窓口というのはもう閉まっているのですか。

○委員長（北堀一廣委員） 産業振興課担当、答弁願います。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、答弁させていただきます。

本年度はコロナ事業を使いまして、3月まで実施を予定してございます。3月いっぱいまで。来

年は、今現在予定はしてございません。ただ、商工会のほうで引き続き同じような相談窓口は開設するような形を聞いておりますので、部分的には若干できなくなる部分もあると思うのですけれども、体制的には同じように頑張っていただけるよと聞いておりますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） そういう相談窓口まで閉まってしまうと、支援金が出ない、給付金が出ないとなれば、あとはもう融資しかないの、その融資どういうふうにして受けられるのかというようなこともあるし、どうやって事業を継続するかということを実際に支援のほうを手厚くお願いしたいと思うのです。今まであったいろんなコロナの貸付制度みたいなのがどんどんなくなってしまふというようなことが本当に心配されるのです。そういうことでぜひ検討していただきたいと思っております。

あと、73ページ、先ほども出ましたが、農業遺産の関係で、私の一般質問で課長のほうから保全をどうするかというようなことについて総合振興計画の見直しなども含めてというような答弁があったのですけれども、具体的に言うと、どんなふうな見直しを検討されているのですか。

○委員長（北堀一廣委員） 総務政策課長、答弁願います。

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、答弁をさせていただきます。

総合振興計画の見直しに関しましては、具体的に今現在どういうふうな見直しということは決まっておられません。これは昨日の一般質問の答弁でも申し上げましたとおり、振興計画の見直しが必要になった場合については、審議会の委員の皆様とお話し合いを持ちながら変更していくという手順になりますので、その点ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） これは環境課とも絡んでくるのでしょうかけれども、飯能市とか所沢市もそうですけれども、里山保全をどうするかというようなことで保全地域を決めるだとか、いろんなことを今やられています。それで、飯能市では130ヘクタールですか、西武鉄道と一緒にやっているようなケースも出てきています。そういうようなことも含めて、どう守るのかというようなことはやっぱり考えていく必要があるだろうなというふうに思うのですけれども、農業遺産に認定されたというようなことで産業振興課側からの、これから比企、その他の市町村と協議会の中でこの保全をどう進めていくのかということ、例えば県だとか国だとかにこの協議会を通じて要請していくというようなことについてはご検討されていませんか。

○委員長（北堀一廣委員） 産業振興課担当、答弁願います。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、答弁させていただきます。

農業遺産のほう、皆様からご協力いただきながら何とか進んだ次第なのですけれども、産業振興

課、私ども事務局を仰せつかってございます。そうした中で農業遺産、こちらに関しては、まず一つ、農業遺産ができたから何でもできるのだよというのだけはちょっと、そこだけは分けていただきたいと思っております。産業振興課の事務局の考え方としては、まずこの地域が農業遺産のシステムで合格されたわけですので、その合格に関しては天水を使用したこのシステム、ため池も含めたシステムという形になってくると思うのですけれども、水利システムがなってございます。そうした中でこの地域を守っていきましようというのが一つです。それと、さらに環境のところ、こちらに関しても環境がいいですよという話になっていきますので、その辺りも踏まえながらという形になっております。私ども事務局で話をさせていただくに当たっては、まず各自治体、農業部門のところのお話になります。そんな中でこのシステムを続けていくにはどうしましょうというお話を進めながら、さらに協議会の正会員に関しては市長さん、町長さん、農協の組合長さんでございまして、そうした中各自治体のところの部分でお話をさせていただくと、環境部門であったりとか、そちらのほうもさらにくっついてくる形になりますので、まず農業遺産とすればこういった考えがあるのだけれども、どう考えますかというのを各自治体さんに下した形になって、それで自治体さんのほうの協議をしてもらわなくてははいけませんし、その協議後にまたこちらに戻ってくるような形の中で動いていくような形で考えておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 農業システムそのものがこの自然環境から生まれてくるわけですから、そこはやはり強く協議会の中でも強調していただき、県などへ、やっぱり1つの町だけではなかなか難しいですから、協議会通じたそういったような保全方法を県へ要請していただければというふうに思います。

82ページ、建設課の公園のことでいろいろ要望というか、前もちょっとお聞きしたことがあったと思うのですけれども、町では公園に遊具を置くというのはあまり考えていないというようなことを聞いたことがあるのですけれども、その理由は何でしたか。

○委員長（北堀一廣委員） 建設課担当、答弁願ひます。

○建設課主査・都市計画担当（福田典生） 建設課都市計画担当、福田のほうで阿部委員さんの質問に答弁申し上げます。

現在阿部委員さんのおっしゃるとおり、大規模な遊具等の新設は考えておりません。理由といたしましては、現在市街化区域にございますみなみ野地区、また月輪地区に至りましても、公園が建設されましてから20年、30年と経過している公園もございます。そういった中で、今維持管理に重点を置いて点検等させていただいて、修繕に注力させていただいておるところでございます。そういった観点から、新設のほうにつきましても破損してしまった遊具等の更新等は考えておりますが、全く新規での遊具の設置というのは今現在計画はされていないところでございます。

以上でございます。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 理由、要するにお金がないからですか、それとも何か別な理由があるのですか。

○委員長（北堀一廣委員） 建設課担当、答弁願います。

○建設課主査・都市計画担当（福田典生） 都市計画担当の福田のほうで答弁申し上げます。

予算というよりは、現在使っている遊具のほうに予算を投入させていただきたいという形で考えております。

以上でございます。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 要するに維持管理のほうにお金がかかるから、新しいのは造らないということなわけですか。

○委員長（北堀一廣委員） 建設課担当、答弁願います。

○建設課主査・都市計画担当（福田典生） 都市計画担当、福田のほうで答弁申し上げます。

やはり現時点でも更新をかけている遊具というのが出てきておまして、そちらのほうの予算というのが今後数年間見込まれてきますので、おっしゃるとおり、そちらのほうの予算に注力していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 遊具っていろいろあるだろうと思うのですけれども、そんなにお金がやっぱりかかるのですか。ブランコだとか、私はよく分からないのですけれども。

○委員長（北堀一廣委員） 建設課担当、答弁願います。

○建設課主査・都市計画担当（福田典生） 都市計画担当、福田のほうで答弁申し上げます。

おっしゃるとおり新設の遊具に関しましては、ブランコ、滑り台、いろいろ種類がございますが、カタログ値になってしましますが、今は昔と違いまして、資材の単価も上がっております。また、設置する工事費というのも上がっておりますし、また安全に対する費用の投入というのもかなりかかっておるところでございますので、複合遊具といいまして、大規模遊具に関しましては1,000万円先のカatalog値で公表されておりますので、それに工事費がかかったりだとか、あとは公園も大きい公園ばかりではございませんので、公園の一部の用地を使う形になりますので、その確保といった、そういった面もございますので、今予算のほうもそういった状況でございますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） そんな大きなのでなくていいのだと思うのです。その辺は検討していただ

ければなと思うのです。

あと議会のほうなのですけれども、国会などではバリアフリー化ということで、今議場も変えたり、いろいろ変えたりしているのですけれども、例えばこの議会でそういうバリアフリーができるのかとか、また段差の問題、あと視覚障害者対応だとか、あと傍聴席には車椅子が入れるようになるだとかいうようなことが可能なのかとか、そういった計画があるのかどうかお聞きします。

○委員長（北堀一廣委員） 議会事務局長、答弁願います。

○議会事務局長（島田昌徳） 議会事務局長、阿部委員さんのご質問に答弁させていただきます。

今のところ計画等はございません。今後必要というお声がありましたら、議員の皆様と執行部、相談しまして、考えさせていただこうと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 以前も傍聴席のトイレの改修についてはお願いしてもなかなか、少しよくなったのですけれども、男女は同じだとかというふうになってしまったり、車椅子でというふうな希望があった場合、本当にどうするのかなというふうにするのですけれども、その辺の対応というのはできますか。

○委員長（北堀一廣委員） 議会事務局長、答弁願います。

○議会事務局長（島田昌徳） 議会事務局長、阿部委員さんのご質問に答弁させていただきます。

今現在、調査会議の中で車椅子ございます。あと議会事務局のほうには会計年度任用職員もおりますので、対応できる分については対応したいというふうに考えておりますが、今現在、毎日会計年度任用職員もいるわけではございませんので、対応できない場合も出てくるかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 今後の計画として簡単にはいかないだろうなというふうにするのですけれども、段差の解消も含めて、あと視覚障害者の対応だとかも含めていろいろ検討していただきたいなというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○委員長（北堀一廣委員） ここで、先ほど阿部委員の質問に対して町民保険課担当より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町民保険課担当、答弁願います。

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、先ほど阿部委員さんから質問のございましたコンビニ交付につきまして、修正して答弁をさせていただきます。

先ほどコンビニ事業者のコンビニ交付システム手数料ということでお話がありました。仮定といたしまして、もし自動交付機がなくなった場合のシステム交付手数料、どれぐらいになるかという

のを試算したものがございます。年間8,400通ぐらい証明書が発行されているのですけれども、その場合、1通当たり117円を支払うこととなりますので、年間98万円ぐらいシステム手数料としてお支払いすることとなります。コンビニ交付を導入した場合には大体年間に300万円程度の経費がかかる予定となっております。コンビニ交付だけの交付機のサービスということになりますと、自動交付機に比べますと約6割の経費が軽減できるというような計算で今のところコンビニ交付サービスを実行しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員よろしいですか。

ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（北堀一廣委員） ないようですので、これをもちまして令和5年度滑川町一般会計予算の総務経済建設常任委員会の所管事項の質疑を終結いたします。

説明委員各位には大変お疲れさまでした。説明委員の交代をお願いしたいというふうに思います。

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

○委員長（北堀一廣委員） 暫時休憩をいたします。再開は午後2時5分とします。

休 憩 （午後 1時45分）

再 開 （午後 2時05分）

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

○委員長（北堀一廣委員） 再開します。

ただいまから令和5年度滑川町一般会計予算の文教厚生常任委員会の所管事項の審査を行います。

まず初めに、各担当課長、局長から自席にて歳入歳出予算の所管事項の説明を求めます。

まず初めに、木村福祉課長、お願いします。

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長の木村でございます。福祉課所管の令和5年度一般会計当初予算についてご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

初めに、歳入からご説明いたします。予算書の17ページをお開きください。中ほどにございます款13分担金及び負担金、項2負担金、目2民生費負担金でございますが、節2児童福祉総務費負担金といたしまして、保育無償化の対象外の保護者負担金といたしまして、保育所入所児童保護者負担金を現年度、過年度合わせまして、前年度比2,260万9,000円増額の6,913万6,000円を計上させて

いただきました。

続きまして、19ページをお開きください。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金でございます。このうち節2障害福祉費国庫負担金1億7,472万7,000円を計上しております。前年度比ほぼ同額となっております。また、節3児童福祉総務費国庫負担金では、前年度比約510万円減額の6億362万4,000円を計上してございます。内訳の児童手当負担金2億5,474万4,000円につきましては、令和4年度の実績に基づきまして、前年度比約800万円の減額予算となっております。

続きまして、20ページをお開きください。中段の款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金でございますが、前年度比3,355万7,000円増額の1億1,653万7,000円を計上しております。節2障害福祉費国庫補助金につきましては、前年度とほぼ同額でございますが、節3児童福祉総務費国庫補助金につきましては、前年度比約3,355万円増額の1億1,364万8,000円を見込んでおります。説明欄3つ目の児童虐待・DV対策等総合支援事業国庫補助金につきましては、4月から開所予定の子ども家庭総合支援拠点運営に伴う会計年度任用職員に係る経費の財源となります。その下の子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、前年度比約3,300万円の増額となります。増額の主な理由といたしましては、放課後児童健全育成事業費補助金が約2,300万円の増額と、利用者支援事業費補助金が約850万円の増額となっております。

続きまして、22ページをお開き願います。款16県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金のうち、節2障害福祉費県負担金につきましては、前年度とほぼ同額となっております。節3児童福祉総務費県負担金につきましても前年度とほぼ同額となっております。

続きまして、23ページをお願いいたします。款16県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金のうち、節1社会福祉総務費県補助金、節2障害福祉費県補助金につきましては、共に例年とほぼ同額となっております。次に、節3児童福祉総務費県補助金につきましては、前年度比約2,600万円増額の1億3,023万3,000円を計上させていただきました。増額の主な理由ですが、放課後児童対策事業費補助金は前年度比約2,300万円増額の6,490万3,000円を計上させていただきました。

以上が歳入の主な説明でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。予算書の50ページをお開き願います。50ページ下段の款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございますが、前年度比628万7,000円減額の1億84万2,000円を計上させていただきました。減額の主なものは人件費に係るものでございますが、51ページ中段の節10需用費につきましては、前年度比約76万円増額の146万2,000円を計上いたしました。デマンド交通の運行が週5日に拡大したことによる燃料費の増額となります。

続いて、51ページ下段からの目3障害福祉費でございますが、前年度比1,209万4,000円増額の4億3,227万9,000円を計上いたしました。増額の主な理由は、節1報酬のうち、障害者計画・障害福祉計画策定委員報酬に46万8,000円、さらに52ページをお開き願います。中段の節12委託料の障害者計画・障害福祉計画策定委託料に534万9,000円を計上いたしました。現在の計画が令和5年度を

最終年度としており、次期の計画策定のための委員会開催に伴う報酬と策定に伴う住民アンケート、町内の事業所ヒアリング及び計画策定を行うための業者委託で実施する委託料となります。さらに委託料の一番下、障害者等理解促進研修・啓発事業実施委託料に12万円を計上しております。こちらにつきましては、障害者用駐車場青色塗装事業を委託するものでございます。

次に、節18負担金、補助及び交付金のうち、1番目の障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費が前年度比約510万円の増額3億1,198万5,000円を計上させていただきました。障害者の介護給付費として居宅介護や生活介護、施設入所等の支援に関する経費、また将来のための訓練等給付費等で令和4年度の実績により算出したものでございます。さらに、53ページ、一番上の自立支援医療費負担金といたしまして3,428万円、補装具給付費につきましては319万円と、昨年と同額を計上させていただきました。

次に、中段の節19扶助費につきましては、昨年とほぼ同額の5,454万1,000円計上させていただきました。

54ページをお開き願います。中段の款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございますが、前年度比8,731万3,000円増額の15億7,953万5,000円を計上いたしました。人件費に係る部分で、節1報酬のうち、会計年度任用職員2名分といたしまして303万4,000円を計上させていただきました。このうち1名につきましては、令和5年4月から子ども家庭総合支援拠点の開設を予定しており、その業務に従事をお願いする会計年度任用職員の報酬となっております。

その他の人件費以外で増減の大きな事業についてご説明をいたします。初めに、55ページ、節7報償費のうち、3番目の子育て応援金につきましては86万円を計上いたしました。埼玉県の新規事業である子育てファミリー応援事業の実施に伴いまして第1子から出生時に5,000円を支給するものでございます。これにより埼玉県から1万円相当の子育て応援ギフトが届くというものとなっております。

次に、節12委託料のうち、放課後児童対策事業委託料につきましては約6,900万円増額の1億9,470万9,000円計上させていただきました。各小学校区の利用者の増加に伴うものと、4月開所予定の学童クラブ分の増額分となります。次に、その下の保育所保育実施委託料では約850万円の増額6億9,750万7,000円の予算計上させていただきました。令和4年度の実績により算出をさせていただきました。次に、一番下の子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査業務委託料に376万2,000円計上いたしました。こちらにつきましては、令和7年度から第3期の本計画策定に伴い、事前にアンケート調査を行い、計画策定を進めるものでございます。

続きまして、56ページをお開き願います。節18負担金、補助及び交付金に前年度比約360万円増額の1億7,443万5,000円計上させていただきました。増額の主な理由といたしまして、下から3つ目の利用者支援事業補助金につきましては、前年度比1,267万5,000円増額の2,108万4,000円を計上いたしました。現在地域子育て支援拠点として運営しておりますわくわく花子での相談件数が非常に

多く、今回利用者支援事業を開始するものでございます。そのほかは昨年とほぼ同額となっております。
います。

続きまして、節19扶助費のうち、こども医療費に約390万円の増額、8,250万7,000円を計上、ひとり親家庭等医療費では約40万円増額の450万円、児童手当費では約1,178万円減額の3億6,392万1,000円、子育てのための教育・保育給付費に20万円減額の1,987万2,000円の計上をさせていただいております。いずれも令和4年度の実績に基づくものでございます。

次に、目2児童福祉施設費でございますが、前年度比136万円減額の276万9,000円計上させていただきました。減額の主なものといたしまして、節12委託料に令和4年度まで予算計上をしておりました子育て支援センターの管理等に関する経費のうち、機械警備委託料及びAED賃借料が令和5年度から運営主体での支払いとなったことによる皆減が減額の理由となります。

以上、大変雑駁ではございますが、福祉課所管の令和5年度当初予算の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（北堀一廣委員） 次に、岩附町民保険課長、お願いします。

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長の岩附でございます。町民保険課所管の予算につきましてお許しをいただいておりますので、着座にて説明をさせていただきます。

最初に、歳入の主な項目についてご説明を申し上げます。予算書の19ページをお開きいただきたいと存じます。歳入の主な項目からご説明いたします。ページ下段の款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金のうち、節7国民健康保険費国庫負担金として本年度予算額1,422万4,000円を計上いたしました。内訳は国民健康保険保険基盤安定負担金（保険者支援分）1,364万6,000円は、低所得者に対して保険料負担の軽減を図るための国庫負担分でございます。保険料負担総額の2分の1を国が負担をいたします。また、その下、未就学児均等割保険料負担金は、就学前の子どもに対しての均等割保険料の軽減に対し、同じく2分の1を国が負担をいたします。

続いて、21ページをお願いいたします。ページの下段、項3国庫委託金、目2民生費国庫委託金のうち、節の3国民年金費国庫委託金として、本年度予算額294万4,000円の収入を見込んでございます。こちらは町が行う年金事務に関連して発生する人件費、物件費等に充てるための国からの事務費交付金でございます。

次の22ページをお願いいたします。中段にございます款16県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金のうち、節7国民健康保険費県負担金、本年度予算額3,542万3,000円を計上いたしました。内訳は国民健康保険保険基盤安定負担金2,831万1,000円、同じく保険基盤安定負担金（保険者支援分）682万3,000円、未就学児均等割保険料負担金は28万9,000円となります。これらは先ほどの国庫負担金と同様に被保険者の保険税負担の軽減、町国保の財政基盤の安定を図るための県からの負担金でございます。

続いて、その下、節の8後期高齢者医療保険費県負担金に本年度予算額2,642万2,000円を計上い

たしました。こちらでも低所得者への保険料軽減措置のための県負担金でございます。

ページ飛びまして27ページをお願いいたします。ページ中段の款21諸収入、項4受託事業収入、目1民生費受託事業収入、節の8後期高齢者医療保険費受託事業収入に本年度予算額1,032万1,000円を計上いたしました。内訳は後期高齢者医療健康診査受託金423万3,000円は、町が行う長寿健康診査の健診費に係る後期高齢者医療広域連合からの歳入見込額となります。その下、一体的実施等受託事業収入608万8,000円は、令和5年度からの新規事業で、高齢者の保健事業と介護予防との一体的な実施事業を行うための人件費に係る後期高齢者医療広域連合からの歳入見込みとなります。

歳入につきましては以上になります。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。ページ飛びまして53ページをお願いいたします。下段の款3民生費、項1社会福祉費、目4国民年金費でございますが、本年度予算額495万7,000円を計上いたしました。こちらは、国民年金事務を行う上で必要な人件費及び消耗品費、通信運搬費となります。財源といたしまして、国からの事務費交付金を充てます。

次に、59ページをお願いいたします。下段の項5国民健康保険費、目1国民健康保険費でございますが、総額で本年度予算額9,825万9,000円を計上しております。対前年度比310万7,000円の増となります。こちらは人件費等に係る経費の計上と、60ページ、節の27繰出金、国保特別会計繰出金7,690万円を一般会計から国保特別会計へ繰り入れます。前年度比242万円の増となります。こちらの繰出金には昨年同様法定外の繰入れは含んでございません。

続いて62ページになりますが、項の8後期高齢者医療費、目1後期高齢者医療費ですが、本年度予算額2億1,546万7,000円を計上いたしました。前年度比3,557万5,000円の増となります。こちらでも国保同様、人件費等に係る経費の計上と、主なものとして、節の12委託料のうち、健診委託料に642万6,000円、節の17備品購入費には身体測定機器一式11万6,000円、節の18負担金、補助及び交付金として後期高齢者医療広域連合市町村負担金1億5,497万円、63ページ、節の27繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金、本年度予算額3,792万6,000円を特別会計へ繰り出しをいたします。

以上で町民保険課所管の予算説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（北堀一廣委員） 次に、篠崎高齢介護課長、お願いいたします。

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長の篠崎でございます。着座にて失礼いたします。

それでは、高齢介護課所管、令和5年度一般会計当初予算についてご説明申し上げます。初めに歳入から説明いたします。予算書の19ページをお開きください。下段の款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金でございますが、次のページ、20ページ、節8介護保険費国庫負担金として582万9,000円を計上しております。低所得者保険料軽減負担金として、保険料の第1段階から第3段階の被保険者に対する国の公費負担分で、負担割合は2分の1となっております。

続いて22ページをお開きください。款16県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金、節9介護保険費県負担金として291万4,000円を計上しております。先ほど同様、低所得者保険料軽減負担金としての県の公費負担分で、負担割合は4分の1となっております。

次に、23ページ、項2県補助金、目2民生費県補助金、節5老人福祉総務費県補助金として28万6,000円を計上しております。単位老人クラブと老人クラブ連合会の町補助金に対する県の補助でございます。

歳入については以上となります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。予算書57ページをお開きください。款3民生費、項3老人福祉費、目1老人福祉総務費でございます。前年度比838万6,000円増額の6,338万円を計上しました。増額の主な理由、主な内容は人件費に係る部分を除きますと、58ページ、節7報償費でございます敬老年金対象者の増加に伴い、90万円の増額で1,165万円計上しました。

節12委託料でございます高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託料として348万5,000円を計上しました。令和6年度から令和8年度までの3か年計画であります第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のための委託料となります。

節18負担金、補助及び交付金でございます。長寿ふれあい温泉入浴補助金として297万6,000円を計上しました。昨年オープンしましたテルマー湯滑川店の利用料のうち、65歳以上の方に対して1回800円、1人2回までの補助をするものです。補助券といいましても、実際はテルマー湯のご厚意によりまして、無料をご利用いただけるようになっております。同じく節18老人福祉団体等（シルバー人材センター）活動費補助金は50万円増の650万円を計上しました。物価高騰や最低賃金の引上げ、またインボイス制度の導入などによる必要経費支出の増加を見込み、シルバー人材センターの持続的な運営を維持するために増額するものでございます。シルバー人材センターとしては町の補助金を増額することにより、国の交付金の増額も見込んでおります。

その他、上段に戻りまして、節7報償費、一世紀長寿祝金として、町内に居住期間50年以上の4名の方が100歳を迎えられますので、40万円を計上しております。

次に、58ページ下段から59ページにかけて目2老人福祉施設費として93万4,000円、主にマレットゴルフ場に係る経費でございます。ほぼ前年度並みの予算となっております。

次に、61ページをお開きください。項7介護保険費、目1介護保険費として2億1,730万7,000円、前年度比1,698万9,000円の増となります。人件費等に係る経費の計上と、節19扶助費、介護保険利用者負担額支給費449万7,000円を計上しました。これは、町独自の事業として利用者負担額の一部を支給することにより、経済的な負担を軽減するものです。節27繰出金、介護保険特別会計繰出金は、町からの保険給付費の12.5%を法的負担分として一般会計から1億8,939万円を介護保険特別会計へ繰り出します。

以上、高齢介護課所管の予算についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願

いたします。

○委員長（北堀一廣委員） 次に、武井健康づくり課長、お願いします。

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長の武井でございます。令和5年度当初予算のうち、健康づくり課所管の予算についてご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

それでは、歳入、歳出の順にご説明申し上げます。主なもののみさせていただきます。まず歳入からでございます。予算書20ページをお開きください。20ページ上段、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3衛生費国庫負担金128万円でございます。内容は、未熟児養育医療等国庫負担金です。この目3衛生費国庫負担金といたしましては、前年度比マイナス4,511万8,000円となりますが、これは新型コロナワクチン予防接種事業が令和5年3月末で終了する予定だったため、当初予算に計上がなく、皆減となったためでございます。

続いて、同じページの中段、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金267万7,000円で、内容は乳児家庭全戸訪問事業等補助金32万6,000円、子育て世代包括支援センター事業補助金147万2,000円、感染症予防費補助金42万9,000円、母子保健衛生費国庫補助金45万円です。こちらも新型コロナワクチン接種事業の終了予定のため、目3衛生費国庫補助金としては前年度比マイナス3,422万2,000円となっております。

次に、22ページを御覧ください。22ページ中段、款16県支出金、項1県負担金、目3衛生費県負担金64万円です。先ほど20ページの国庫負担金であった未熟児養育医療国庫負担金と連動するもので、国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担となる事業となっております。

続きまして、23ページ下段から24ページ上段、目3衛生費県補助金、節1保健衛生総務費県補助金2万8,000円、節2予防費県補助金285万円です。主なものは埼玉県利用者支援事業（母子保健型）補助金137万7,000円などになります。

歳入における健康づくり課所管予算につきましては、28ページ、款21項6雑入など、その他113万円も含めると875万5,000円となり、新型コロナワクチン接種の予算の皆減により、補助金が大幅に減っております。前年度比マイナス7,885万5,000円となっております。

続きまして、歳出のご説明をさせていただきます。63ページをお開きください。款4衛生費、項1保健衛生費です。まず、目1保健衛生総務費7,635万2,000円です。主に職員人件費及び保健センター施設の維持管理などの経常経費となっております。

次に、おめくりいただいて64ページの下段、節13使用料及び賃借料の福祉相談支援システムは相談記録等を入力し、保存するためのソフトウェアの賃借料、一番下の節18負担金、補助及び交付金の病院群輪番制病院事業負担金350万8,000円は、比企管内の休日当番医の比企医師会への負担金となっております。なお、この負担金につきましては、管内市町村の均等割及び前年度の人口割負担となっており、当町人口が増えている関係で若干前年度より増額となっております。

続いて、65ページ中段から67ページ上段までは、目2予防費1億5,606万4,000円でございます。

65ページ中段やや下の節7報償費の保健事業（母子保健事業）講師等報償761万2,000円は、平均月4回開催している乳幼児健診、また月2回開催している発達相談、その他の事業などに来ていただく医師、歯科医師、衛生士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士などにお支払いする報償費となります。コロナ禍で中止、簡略化していた歯科健診を再開するため、前年度比96万1,000円の増額となっております。

おめくりいただきまして、66ページの中段でございます。節12委託料でございます。妊婦健康診査業務委託料、予防接種委託料、検診・検査委託料は医師会等との契約に基づきまして予防接種、検診等の費用を医療機関などにお支払いする予算となっております。妊婦健康診査業務委託料1,783万2,000円、検診・検査委託料1,297万8,000円は前年と同様、予防接種費9,290万9,000円は新型コロナウイルスワクチン接種事業終了のため、前年度比マイナス2,936万5,000円となっております。また、その下の健康増進食育推進計画策定委託料346万5,000円は、平成30年度に策定した10年間の計画の中間見直し、飛びまして下の自殺対策推進計画策定業務委託料270万円につきましても、こちらは平成31年度からの5か年計画が終了するため、令和6年度に向けて見直すものです。この2つは新規となっております。

次に、節18負担金、補助及び交付金の2行目でございます。小児初期救急医療運営事業補助金261万6,000円は、医師会病院に開設されている夜間、休日等の小児救急医療体制に係る市町村負担金でございます。また、すぐ下の健康づくり団体補助金につきましては、町内の地区や有志で構成された団体が健康づくりを目的とする活動を行う場合にその費用の一部を補助するものでございます。令和4年度の実績に基づき予算計上してございます。

次に、この節最後になります埼玉県早期不妊検査・不育症検査・早期不妊治療費助成事業補助金70万円は、10万円を上限に不妊治療に係る費用の一部を補助するものでございます。不妊治療の一部につきましては健康保険対応となりましたが、保険対応となる前に受けた治療につきましては、今後まだ申請が出てくる可能性があるため、この費用につきまして令和5年度に受け付ける可能性がありますので、フォローするために計上してございます。

次の、節19扶助費、養育医療費は、未熟児養育医療に該当する乳児がおりますので、当初予算においてこの額を計上させていただきました。歳入でもご説明申し上げましたが、国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担割合の事業となっております。

健康づくり課所管の歳出予算につきましては、総額2億3,241万6,000円、前年比マイナス8,041万5,000円となります。歳入同様、新型コロナウイルスワクチン接種事業の当初予算の計上がないため、皆減となったため、大幅な減額となっております。また、昨日の全員協議会でもご説明申し上げましたが、令和5年度につきましても新型コロナウイルスワクチンの接種が継続されることが国より公表されております。この予算につきましては、現在当初予算には計上ございません。ですが、準備ができ次第、また議会の皆様にご説明申し上げ、補正予算等に対応させていただければと思いますので、よ

ろしくお願いいたします。

健康づくり課所管の予算の説明は以上でございます。

○委員長（北堀一廣委員） 次に、関口環境課長、お願いします。

○環境課長（関口正幸） 環境課長の関口でございます。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

令和5年度滑川町一般会計予算、環境課所管の衛生費について歳入歳出予算のご説明を申し上げます。初めに、主な歳入についてご説明をいたします。19ページをお開きください。主な歳入についてご説明をいたします。上段、款14使用料及び手数料、項2手数料、目3衛生手数料108万9,000円を計上いたしました。主な手数料は、節2環境衛生手数料の犬登録料等手数料60万6,000円、次に節3塵芥処理手数料の粗大ごみ収集運搬手数料45万3,000円でございます。

次に、24ページをお開きください。上段の款16県支出金、項2県補助金、目3衛生費県補助金のうち、節3環境衛生費県補助金5万円を計上いたしました。彩の国環境保全交付金でございます。

次に、25ページをお開きください。最下段、款16県支出金、項3県委託金、目6衛生費県委託金のうち、節1環境衛生費県委託金9,000円を計上いたしました。これは町内で捕獲されましたイノシシ、ニホンジカの個体分析を行うことに対する委託金でございます。

次に、28ページをお開きください。上段の款21諸収入、項6雑入、目1雑入ですが、節3くみ取券売りさばき手数料14万3,000円を計上いたしました。小川地区衛生組合より納入される手数料でございます。

次に、同じく28ページ中段の節15雑入、資源物売却代金として399万5,000円を計上いたしました。資源回収した新聞、段ボール等の紙類、衣類、アルミ缶の売却代金でございます。

歳入については以上でございます。

次に、67ページをお開きください。中段を御覧ください。主な歳出についてご説明いたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費ですが、4,080万6,000円を計上いたしました。前年度比224万5,000円の増となります。増額の主な理由は、節18負担金、補助及び交付金、比企広域市町村圏組合負担金、斎場及び霊柩車事業1,566万4,000円によるものでございます。主な内容につきましては、67ページをお開きください。下段の節7報償費、環境委員等報償費82万8,000円、次に68ページ、節12委託料のうち、比企河川合同水質調査委託料84万5,000円、農業用水路水質調査委託料39万8,000円、次に節18負担金、補助及び交付金のうち、比企広域市町村圏組合（斎場及び霊柩車事業）負担金1,566万4,000円、続いて住宅用太陽光発電システム設置事業補助金150万円ですが、補助金の内容は、1キロワット以上10キロワット未満のシステムに対し、一律5万円を補助するもので、30基分となります。

次に、款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費ですが、959万7,000円を計上いたしました。前年度とほぼ同額となっております。

続いて、69ページをお開きください。款4衛生費、項2清掃費、目2塵芥処理費ですが、3億5,067万5,000円を計上しました。前年度比334万円の減となっております。減額の主な理由ですが、小川地区衛生組合塵芥処理費負担金の減額となります。その他の内容といたしましては、節12委託料1億1,397万3,000円のうち、一般廃棄物収集運搬業務委託料1億1,011万円が滑川町内の一般家庭から出されるごみと資源の収集運搬を委託するものでございます。そのほか清掃作業委託料143万3,000円、生活パトロール町内美化推進事業委託料197万3,000円については、どちらも通常の収集では対応できないごみの収集でございます。

続いて、節18負担金、補助及び交付金は、小川地区衛生組合塵芥処理費負担金2億3,539万9,000円を計上いたしました。滑川町の家庭から出される一般ごみ、粗大ごみ、事業系ごみを処理するための負担金でございます。

次の目3し尿処理費ですが、4,525万5,000円を計上いたしました。前年度比1,110万1,000円の増となっております。主な内容は節18負担金、補助及び交付金、小川地区衛生組合し尿処理費負担金4,511万2,000円でございます。小川町から排出されるし尿及び浄化槽汚泥を処理するための負担金でございます。

次の目4浄化槽事業費ですが、1,829万9,000円を計上いたしました。前年度比629万9,000円の増となっております。増額の主な理由ですが、節18負担金、補助及び交付金の浄化槽事業補助金544万9,000円です。これは、浄化槽事業を含む下水道事業は令和5年度より企業会計に移行することにより、現在町内に設置してあります公設浄化槽本体の減価償却分を町より企業会計に支出するものでございます。主な内容は節27繰出金の浄化槽事業特別会計繰出金1,190万円でございます。

以上、雑駁ではございますが、環境課所管の予算についてでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（北堀一廣委員） 最後に、澄川教育委員会事務局長、お願いします。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、澄川でございます。よろしくお願いたします。

それでは、教育委員会所管の令和5年度当初予算の概要について、予算書に基づき、新規計上及び主なものについて説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

初めに、歳出予算から説明させていただきます。予算書の17ページ下段をお願いいたします。款13負担金及び負担金、項2負担金、目5教育費負担金の節3図書館費負担金ですが、475万9,000円を計上させていただいています。これは、令和4年度からスタートした比企広域電子図書館サービスの運営に必要な経費に係る構成市町村からの負担金で、東松山市、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、そして滑川町とで共同でこのサービスを運営しています。

次に、18ページ中段を御覧ください。款14使用料及び手数料、項1使用料、目3教育使用料、節2体育施設使用料ですが、78万6,000円を計上させていただいております。これは、各体育施設等

の町外利用者の使用料及び総合グラウンドの夜間照明使用料が主なものとなります。

次に、20ページ上段をお願いいたします。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目10教育費国庫負担金の節2小学校費国庫負担金については、公立学校施設整備費国庫負担金3,542万2,000円を新規計上しています。これは宮前小学校の児童増に伴う教室不足に対応するため、令和5年度に整備する教室棟に充当する国庫負担金でございます。なお、事業費にはこの国庫負担金と起債を充てて整備費の財源といたします。

21ページ上段をお願いいたします。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目7教育費国庫補助金、節2教育振興費国庫補助金の教育支援体制整備事業費補助金52万2,000円を新規で計上させていただいております。これは令和5年度に滑川幼稚園に入園する園児に医療ケアが必要なお子さんがいるため、このケアを看護師へ委託する経費に対する国からの補助金となります。なお、補助率は3分の1となります。

次に、同ページ中段、節6文化財保護費国庫補助金ですが、104万円を計上しています。町内での住宅建設や開発行為に伴う試掘及び羽尾地内の寺谷廃寺の継続調査に対する国庫補助金でございます。

次に、24ページ下段をお願いいたします。款16県支出金、項2県補助金、目7教育費県補助金に245万9,000円を計上させていただいております。令和4年度からの新たな補助金として、埼玉県放課後子供教室推進事業補助金を計上いたしましたが、令和5年度も17万9,000円を計上しています。令和5年度も社会教育事業の一環として福田小学校での事業を継続いたします。

次に、27ページ中段をお願いいたします。款21諸収入、項5給食費、目1学校給食費、節1現年度給食費として793万7,000円を計上させていただいております。町では、子どもたちの給食費無償化事業を令和5年度も継続して実施いたしますので、ここに計上されているのは教職員及び教育実習生等の給食費の徴収予定分でございます。

次に、29ページ上段をお願いいたします。項6雑入、目2預かり保育事業収入、節1預かり保育事業収入の現年度おやつ代徴収金として17万2,000円を計上させていただいております。これは、滑川幼稚園で実施する一時預かり保育において、園児へ提供するおやつに対する保護者負担分となります。

以上、歳入予算の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出予算の説明をいたします。84ページの中段から教育費になります。款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費でございます。本年度予算額126万3,000円で、前年度と比較して6万9,000円の減額の予算計上とさせていただいております。教育委員の報酬など、教育委員会の運営に関する経費でございます。

次に、85ページをお願いいたします。目2事務局費でございます。本年度予算額1億2,469万1,000円で、前年度と比較して2,101万4,000円と増額の予算計上とさせていただいております。教

育委員会事務局の職員に係る人件費が主なものでございます。

続きまして、86ページの上段をお願いします。目3教育振興費として本年度予算額1億7,886万8,000円で、前年度と比較して5,864万9,000円の大幅な増額の予算計上とさせていただいております。主な増額理由といたしまして、87ページ中段、節12委託料のうちスクールバス運行业務委託料で5,000万円並びに町立小学校水泳指導業務委託料715万円を新規計上しているためでございます。

教育振興費の主なものとして、会計年度任用職員の配置による経費、こちらが報酬、職員手当、共済費、費用弁償等で、合計で4,613万4,000円となっております。当該費目の中での会計年度任用職員は、小学校非常勤講師、小中学校へ配置する学習生活指導支援員、中学校補助教諭等で、合計32名の雇用を見込んでいます。小学校非常勤講師は、前年度は外国語専科教員を配置しておりましたが、これに理科の専科教員を追加配置し、小学校での指導に尽力していただきます。中学校補助教諭ですが、令和5年度は2年生が町基準でのクラス人数で編成する見込みで、1名の配置を見込み、予算計上をしております。また、スクールソーシャルワーカー、スクール・サポート・スタッフも引き続き雇用し、教職員の負担軽減と子どもたちへのきめ細かい支援のため、継続して配置をしていきます。

次に87ページをお願いいたします。節12委託料ですが、先ほどお話ししたスクールバス運行委託料、町立小学校水泳指導業務委託料に加え、英語指導助手派遣委託料の1,485万円が主なものとなっております。これは、小学校の外国語の教科化や中学校の外国語指導の充実を図るため、英語指導助手3名体制を維持継続し、外国語教育の充実に資するためのものでございます。

節13使用料及び賃借料を4,817万8,000円計上いたしました。ここには公立学校情報機器賃借料1,769万2,000円のほか、各校の空調整備に係る借上料を集約して2,756万9,000円を計上しております。また、メール配信連携スマートフォン使用料31万2,000円も継続して予算計上させていただきました。

次に、89ページ中段をお願いいたします。款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費でございます。これは主に小学校3校の学校施設や設備に関する維持管理経費で、本年度予算額7,141万9,000円とし、前年度と比較して823万8,000円の減額の予算計上をさせていただいております。減額の主な理由ですが、各校の学校医及び学校薬剤師の報酬を非常勤特別職の身分であるため、教育振興費の報酬へと439万8,000円移行したことによる減と、宮前小学校南校舎のリースが令和4年8月に終了し、993万6,000円が減額となったことによるものでございます。

次に、93ページ下段をお願いいたします。目2教育振興費でございます。本年度予算額926万5,000円で、前年度と比較して98万1,000円の増額の予算計上とさせていただいております。主に小学校3校の学習指導に係る報酬費、需用費及び就学援助費でございます。増額の主な理由は節19扶助費で、前年度の94万2,000円の増額となっております。

94ページ下段をお願いいたします。目3学校建設費でございます。小学校の教室棟の整備に係る

経費を計上させていただいております。工事請負費及び備品購入費で、合計2億3,100万円を計上させていただいております。なお、これには開発行為確認申請取得費、設計費、施工管理費も含んだ一括発注での整備に係る総額を見込んでおります。

次に、95ページをお願いいたします。款10教育費、項3中学校費、目1学校管理費でございます。本年度予算額3,107万3,000円で、前年度と比較して2,639万5,000円の減額の予算計上とさせていただいております。主に中学校の施設等に係る維持管理経費でございます。減額の要因は、小学校と同様に学校医と学校薬剤師の報償費を移行したことによる減、こちらが126万1,000円、パソコン等借上料、これは教育用パソコン、校務用パソコン及び東校舎のICT機器等でございますが、こちらが令和5年5月末にリース終了となることによる減、これが1,196万1,000円の減です。また、東校舎のリース終了に伴う減、これが2,003万4,000円、こちらの減額によるものでございます。

次に、96ページ下段をお願いいたします。目2教育振興費でございます。本年度予算額808万9,000円で、前年度と比較して86万7,000円の増額の予算計上とさせていただいております。主に中学校の学習指導に係る報償費、需用費及び就学援助費等でございます。増額の理由は小学校費と同様、節19扶助費で前年度で81万7,000円の増額となっております。

次に、97ページ中段をお願いいたします。款10教育費、項4幼稚園費、目1幼稚園費でございます。本年度予算額1億1,575万8,000円で、前年度と比較して674万7,000円の減額の予算計上とさせていただいております。主な減額の内容は人件費の減で、令和5年度は3名の正規職員が育児休暇を取得しており、給与、職員手当、共済費、旅費等で前年度比863万5,000円の減額となっております。また、幼稚園費での会計年度任用職員の内訳でございますが、予算上は幼稚園教諭5名、学習生活支援員6名、事務職員2名で、合計13名分を計上しています。なお、実際の配置人数は、クラス等の数により若干の変更を見込んでおります。また、これには預かり保育に係る有資格者の専任職員並びに事務職員の分も含まれております。また、預かり保育については消耗品10万4,000円、おやつを提供するための賄い材料費19万6,000円も予算計上させていただきました。

98ページ下段から99ページ上段に節12委託料がございます。ここに1,717万円を計上しています。園舎等施設の維持管理等に係る経費が主なものでございますが、この委託料の中に歳入のところで説明させていただいた園児医療ケア委託料156万8,000円が新規で計上されています。保育中に必要な医療行為について看護師に派遣をいただき、ケアをしていただく予定でございます。

100ページをお願いいたします。款10教育費、項5社会教育費、目1社会教育総務費でございます。本年度予算額901万5,000円で、前年度と比較して16万1,000円の減額でございます。主に社会教育指導員に係る人件費、チャレンジキッズ、青少年の主張大会、寿学級等の社会教育活動に係る経費となっております。また、令和4年度にスタートした放課後子ども教室に係る経費も63万円、この費目に計上されております。

次に、101ページ中段をお願いいたします。目2文化財保護費でございます。本年度予算額1,830万

6,000円で、前年度と比較して99万7,000円の減額の予算計上とさせていただいております。主に文化財保護及び発掘調査、ミヤコタナゴの保護繁殖、エコミュージアムセンターの維持管理等に対する経費でございます。令和4年度に実施した寺谷廃寺発掘調査を令和5年度にも継続して行うため、ここに予算計上をさせていただいております。

103ページ中段をお願いいたします。目3公民館費でございます。本年度予算額1,186万5,000円で、前年度と比較して62万4,000円の増額の予算計上とさせていただいております。主に職員人件費及び子どもまつり、文化祭、七つの祝い、かるた大会、公民館教室、公民館講演会などの公民館事業全般に対する経費でございます。

次に、104ページ中段をお願いいたします。目4図書館費でございます。本年度予算額4,211万4,000円で、前年度と比較して1,095万6,000円の増額の予算計上とさせていただいております。主に図書館活動、図書館の維持管理経費などの図書館事業全般に対する経費でございます。増額の主な理由は人事異動に伴う人件費の増が510万6,000円と、昨年度にスタートした比企広域電子図書館サービスを運営するための経費が539万円新規に計上されているためでございます。また、同じく昨年度に新規事業としてスタートしたポップコンテストですが、令和5年度も継続して実施をしております。

105ページをお願いいたします。節12委託料の電算機保守等委託料339万9,000円と、節13使用料及び賃借料の電算機借上料269万9,000円は、図書館管理システムに係る経費でございます。なお、このシステムは令和元年度に入替えを実施しております。また、先ほどお話しした比企広域電子図書館サービスに係る経費の内訳でございますが、電子書籍コンテンツ使用料で308万円、これと比企広域電子図書館システムクラウド利用料で231万円となっております。節17備品購入費の340万円は、図書購入に300万円、視聴覚、これは図書館に整備するCD、DVDなどでございますが、こちらの購入に40万円の内訳となっております。

次に、106ページ中段をお願いいたします。款10教育費、項6保健体育費、目1保健体育総務費でございます。本年度予算額741万8,000円で、前年度と比較し32万円の増額の予算計上とさせていただいております。節1報酬121万6,000円及び節18負担金、補助及び交付金の419万3,000円が主なものでございます。報酬については、スポーツ推進委員報酬が121万6,000円、負担金、補助及び交付金については町スポーツ協会補助金345万3,000円及びスポーツ少年団本部補助金の50万円が主なものとなっております。

次に、107ページ上段を御覧ください。目2体育施設費でございます。本年度予算額1,487万8,000円で、前年度と比較し186万4,000円の増額の予算計上とさせていただいております。体育施設費では、総合体育館、総合運動公園管理棟、多目的グラウンド、文化スポーツセンター等の社会体育施設に係る維持管理経費を計上しております。前年度と比較して増額の主な理由は、節10需用費の光熱水費が93万円の増額と、節12委託料の文化スポーツセンター派遣委託料が101万4,000円それぞれ増額

となっております。光熱水費については、総合体育館の電気料が新型コロナウイルス感染症ワクチンの集団接種会場になっている期間については保健衛生費に計上していただいておりますが、これが体育施設費へ還元されたため、増額となりました。また、文化スポーツセンターの管理委託については、委託先のシルバー人材センターの上部団体である公益財団法人いきいき埼玉から川越労働基準監督署からの指摘に基づいた指導があり、施設管理に伴う委託内容が派遣形態となっているため、派遣委託としての契約を見込み、委託料の見直しを行ったためでございます。なお、比企管内のスポーツ施設で同様の管理委託をしているところは同じ指導が入り、それぞれ対応しているということでございます。

次に、107ページ下段をお願いいたします。目3学校給食費でございます。本年度予算額1億8,430万2,000円で、前年度と比較して130万1,000円の減額の予算計上とさせていただいております。減額の主な理由ですが、牛乳パック等収集運搬委託料が不要になったことにより134万6,000円の減額となっております。牛乳パックについては、昨年度までは飲み残しの牛乳がパックに付着していたため、産業廃棄物として処分をしていましたが、令和4年度に可燃ごみが発酵処理による処分方法に変わったことで、ほかの可燃ごみと同様に発酵による処分が可能となったため、分別しての収集運搬処理が不要となりました。学校給食費の主なものとしては、節10需用費の給食用品費で1億87万6,000円を計上させていただきました。これは、給食の食材料費に対する経費でございます。節12委託料の給食委託料8,118万9,000円は、給食の加工運搬に要する経費でございます。なお、どちらの経費も当初予算編成に係る調整のため、前年度当初予算と同額となっております。さらに令和5年度についても給食費無償化事業を継続するものとして、先ほどの食材料費と併せて節18負担金、補助及び交付金として小中学校等給食費補助金174万3,000円を計上しております。なお、対象者は小中学生のみとなり、39名を見込んでおります。

以上、雑駁ではございましたが、歳出予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（北堀一廣委員） 所管事項ごとの説明ありがとうございました。

ここで、各担当課、局の説明員の方がおりますので、各課、局長から説明員の紹介をお願いしたいというふうに思います。

初めに、木村福祉課長、お願いします。

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長の木村でございます。よろしくお願いいたします。

説明員につきましては、自己紹介をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○福祉課副課長兼主席主幹・こども福祉担当（宮島栄一） 福祉課副課長こども福祉担当の宮島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○福祉課副主幹・社会福祉担当（奥野 忠） 福祉課社会福祉担当、奥野と申します。よろしくお願いいたします。

○福祉課主任・こども福祉担当（富永茉莉） 福祉課こども福祉担当、富永と申します。よろしくお願いいたします。

○福祉課主事・こども福祉担当（恩曾良平） 福祉課こども福祉担当の恩曾と申します。よろしくお願いいたします。

○福祉課長（木村晴彦） 以上5名で説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（北堀一廣委員） 次に、岩附町民保険課長、お願いします。

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長の岩附でございます。よろしくお願いいたします。

町民保険課の説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） 町民保険課副課長年金国保担当の松本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○町民保険課長（岩附利昭） 以上の2名で説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（北堀一廣委員） 次に、篠崎高齢介護課長、お願いします。

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長の篠崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

説明員の紹介につきましては、自己紹介とさせていただきます。

○高齢介護課主査・高齢者福祉担当（武内 睦） 高齢介護課高齢者福祉担当、武内と申します。よろしくお願いいたします。

○高齢介護課長（篠崎美幸） 以上2名で説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（北堀一廣委員） 次に、武井健康づくり課長、お願いします。

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長の武井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、説明員、自己紹介とさせていただきます。

○健康づくり課副課長兼主席主幹・保健予防担当（西浦俊行） 健康づくり課副課長兼主席主幹の保健予防担当、西浦です。よろしくお願いいたします。

○健康づくり課主任・健康づくり担当（西須弘明） 健康づくり課健康づくり担当、西須と申します。よろしくお願いいたします。

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課、もう1名保健師が本日乳幼児健診のため、現在議場にはおりませんが、来週になった場合には出席する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

以上、今の3人ともう1名で説明員とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（北堀一廣委員） 続いて、関口環境課長、お願いします。

○環境課長（関口正幸） 環境課長の関口でございます。よろしくお願いいたします。

説明員については、自己紹介とさせていただきます。

○環境課主任・生活環境担当（齋藤敬己） 環境課生活環境担当、齋藤と申します。よろしくお願いいたします。

○環境課長（関口正幸） 以上2名で説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（北堀一廣委員） 最後に、澄川教育委員会事務局長、お願いします。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、澄川でございます。よろしくお願いいたします。

説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（野口和嵩） 教育委員会事務局学校教育担当、指導主事、野口と申します。よろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局主査・図書館担当（田宮 圭） 教育委員会事務局図書館担当、田宮と申します。よろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・文化財保護担当（上野 聡） 教育委員会事務局文化財保護担当、次長、上野と申します。よろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・教育総務担当（権田尚司） 教育委員会事務局教育総務担当、次長、権田と申します。よろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・生涯学習担当（堀口章子） 教育委員会事務局生涯学習担当、次長の堀口と申します。よろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局主任・生涯スポーツ担当（強瀬和成） 教育委員会事務局生涯スポーツ担当、主任の強瀬と申します。よろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 以上7名で説明に当たらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（北堀一廣委員） 各課の説明、紹介ありがとうございました。

お諮りします。本日の審査はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（北堀一廣委員） 異議なしと認めます。

よって、本日の審査はこれにて終了することに決定をいたしました。

次回の審査は3月13日月曜日午前9時から開会をいたします。よろしくお願いいたします。

◎延会の宣告

○委員長（北堀一廣委員） 以上をもちまして本日の審査を終了します。

（午後 3時18分）

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和5年第235回滑川町議会定例会

〔予算審査特別委員会〕

1. 日 時 令和5年3月13日(月)

午前 9時00分 開会

午後 2時28分 閉会

2. 場 所 滑川町議場

3. 議 題

- (1) 議案第27号 令和5年度滑川町一般会計予算の議定について
- (2) 議案第28号 令和5年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定について
- (3) 議案第29号 令和5年度滑川町介護保険特別会計予算の議定について
- (4) 議案第30号 令和5年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定について
- (5) 議案第31号 令和5年度滑川町水道事業会計予算の議定について
- (6) 議案第32号 令和5年度滑川町下水道事業会計予算の議定について

出席委員(12名)

1番	宮 島 一 夫	委員	2番	高 坂 清 二	委員
3番	松 本 幾 雄	委員	5番	上 野 葉 月	委員
6番	井 上 奈 保 子	委員	7番	紫 藤 明	委員
8番	小 澤 実	委員	9番	北 堀 一 廣	委員
10番	上 野 廣	委員	12番	内 田 敏 雄	委員
13番	吉 野 正 浩	委員	14番	阿 部 弘 明	委員

欠席委員(1名)

11番 菅 間 孝 夫 委員

出席者

滑川町議会議長 瀬 上 邦 久

事務局職員出席者

議会事務局長 島 田 昌 徳
書 記 田 島 百 華

説明のため出席した人

町 長	大 塚 信 一
教 育 長	馬 場 敏 男
総 務 政 策 課 長	小 柳 博 司
会 計 管 理 者 兼 長 会 計 課 長	高 坂 克 美
町 民 保 険 課 長	岩 附 利 昭
福 祉 課 長	木 村 晴 彦
高 齢 介 護 課 長	篠 崎 美 幸
健 康 づ くり 課 長	武 井 宏 見
環 境 課 長	関 口 正 幸
教 育 委 員 会 事 務 局 長	澄 川 淳
上 下 水 道 課 長	會 澤 孝 之
町 民 保 険 課 副 課 長 兼 主 席 主 幹 ・ 年 金 国 保 担 当	松 本 由 紀 夫
福 祉 課 副 課 長 兼 主 席 主 幹 ・ こ ども 福 祉 担 当	宮 島 栄 一
福 祉 課 副 主 幹 ・ 社 会 福 祉 担 当	奥 野 忠
福 祉 課 主 任 ・ こ ども 福 祉 担 当	富 永 茉 莉
福 祉 課 主 事 ・ こ ども 福 祉 担 当	恩 曾 良 平
高 齢 介 護 課 主 査 ・ 高 齢 者 福 祉 担 当	武 内 睦
健 康 づ くり 課 副 課 長 兼 主 席 主 幹 ・ 保 健 予 防 担 当	西 浦 俊 行
健 康 づ くり 課 副 主 幹 ・ 保 健 予 防 担 当	早 川 裕 美 子
健 康 づ くり 課 主 任 ・ 健 康 づ くり 担 当	西 須 弘 明
環 境 課 主 任 ・ 生 活 環 境 担 当	齋 藤 敬 己

教育委員会事務局 次長兼主席主幹・ 教育総務担当	権	田	尚	司
教育委員会事務局 指導主事・ 学校教育担当	野	口	和	嵩
教育委員会事務局 次長兼主席主幹・ 生涯学習担当	堀	口	章	子
教育委員会事務局 次長兼主席主幹・ 文化財保護担当	上	野		聡
教育委員会事務局 主査・図書館担当	田	宮		圭
教育委員会事務局 主任 生涯スポーツ担当	強	瀬	和	成
町民保険課 主席主幹・ 年金国保担当	関			静
町民保険課主任・ 年金国保担当	厚	目	峻	佑
高齢介護課副主幹・ 介護保険担当	山	岸	美奈	子
高齢介護課主査・ 高齢者福祉担当	武	内		睦
上下水道課 副課長兼主席主幹・ 水道管理担当	高	坂	真理	子
上下水道課 副課長兼主席主幹・ 下水道担当	神	田		等
上下水道課主幹・ 下水道担当	上		武	史
上下水道課主任・ 水道施設担当	柳	岡	俊	哉
上下水道課主任・ 下水道担当	長	野	純	一

○議会議務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○委員長（北堀一廣委員） 皆さん、おはようございます。委員各位には予算審査特別委員会第2日目にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

欠席届が11番、菅間孝夫委員より提出をされました。

ただいまの出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから予算審査特別委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○委員長（北堀一廣委員） 第1日目に続き一般会計予算の文教厚生常任委員会の所管事項について審査を行います。

なお、第1日目に説明員の紹介まで終わっておりますが、本日健康づくり課より説明員の追加がございます。

武井健康づくり課長、説明員の紹介をお願いいたします。

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長の武井でございます。

先週金曜日に紹介し切れなかった説明員を1人追加させていただければと思います。自己紹介でさせていただきます。

○健康づくり課副主幹・保健予防担当（早川裕美子） 健康づくり課保健予防担当の早川と申します。

よろしくお願いいたします。

○健康づくり課長（武井宏見） よろしくお願いいたします。

○委員長（北堀一廣委員） ありがとうございます。

他に各課、局において説明員等の追加変更はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（北堀一廣委員） ないようですので、それでは既に予算説明をいただいておりますので、直ちに質疑に入りたいというふうに思います。質疑ありませんか。

井上奈保子委員。

○6番（井上奈保子委員） おはようございます。井上奈保子です。何点か質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、着座させていただきます。

まず最初に予算書の100ページお願いします。そのところの統括コーディネーター報酬でござい

ますけれども、これは社会教育の中での教育費でございますが、昨年度は予算が報償費として21万2,000円載っておりまして、今年度は17万6,000円ということではちょっと減っておりますけれども、この統括コーディネーターの内容と、それからこれだけ減っているのは幾らでもないですけれども内容によって、あるいは人とか、そういう違いが幾らかあるのかなというふうに思うのですけれども、まずこの内容について説明をお願いいたします。

○委員長（北堀一廣委員） 教育委員会事務局担当、答弁願います。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・生涯学習担当（堀口章子） 教育委員会事務局生涯学習担当、堀口より答弁させていただきます。

統括コーディネーターの内容といたしましては、福田小学校で昨年度より行っております放課後子ども教室の活動内容ですとか、子どもたちの指導などの統括する内容となっております。毎週火曜日の午後2時半から3時半までの間、子どもたちを集めていろいろな室内遊びですとか工作ですとか、また地域の方との触れ合いですとか、そちらのほうにいろいろなボランティアさんをお呼びいただいたりですとか、子どもたちの触れ合いを進めたりですとかいろいろな活動を推し進める活動をしております。

また、額の変更となりますが、昨年度は初年度でしたので、日数を大まかに計算いたしまして40日で計算しておりましたが、今年度いろいろ活動内容など、また活動日数など学校のほうと話し合いを行いまして40日から35日ぐらいに計算し直しまして計算しております。その分が減った形となっております。よろしくをお願いいたします。

○委員長（北堀一廣委員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前 9時06分）

再 開 （午前 9時07分）

○委員長（北堀一廣委員） 再開します。

ただいま教育委員会のほうから説明がありましたが、それについての訂正がございますので、その発言を許可したいと思います。その後、井上委員の質疑をお願いしたいというふうに思います。

教育委員会事務局担当、答弁願います。

〔「ちょっとすみません。今の追加の点ですけれども、それ以前にちょっと聞こえなかったのです。ですから、もう一回初めから説明をお願いしたいのです」と言う人あり〕

○委員長（北堀一廣委員） 井上委員に申し上げます。

ただいま教育委員会のほうから発言を求められておりますので、まずこれを許可します。その後にまた質疑をお願いしたいというふうに思います。

教育委員会事務局担当、答弁願います。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・生涯学習担当（堀口章子） 先ほどの発言につきまして訂正がありましたので申し上げさせていただきます。大変申し訳ありません。

昨年度計上いたしましたのは48日で計算しておりましたが、今年度、再計算をいたしまして、先ほど35日と申し上げてしまいましたが、40日で計算させていただきました。訂正しておわび申し上げます。申し訳ありませんでした。

○委員長（北堀一廣委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） 先ほども私申し上げたのですけれども、初めから聞こえなかったのです。ですから、もう一度申し訳ございませんけれども、スタートのところからご説明をお願いできませんでしょうか。

○委員長（北堀一廣委員） 教育委員会事務局担当、再度説明をお願いいたします。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・生涯学習担当（堀口章子） 教育委員会事務局生涯学習担当、堀口より答弁させていただきます。

まず、放課後子ども教室の統括コーディネーターの内容となりますけれども、放課後子ども教室を昨年度から福田小学校で毎週火曜日午後2時半から3時半の間で行っております。統括コーディネーターは昨年度と今年度1名で変わっておりませんが、内容といたしましてはそちらで行う活動内容の決定ですとか、子どもたちの活動内容を、工作ですとか制作活動、また地域の方との交流などを進めるためにその活動を統括して行っております。

○委員長（北堀一廣委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） ありがとうございます。

1名ということですが、今現在はどなたがやっていますか。

○委員長（北堀一廣委員） 教育委員会事務局担当、答弁願います。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・生涯学習担当（堀口章子） 生涯学習担当、堀口より答弁させていただきます。

現在教育委員会で社会教育指導員をしております河崎さんをお願いしております。社会教育指導を行っていない日の火曜日をお願いして行っております。

以上でございます。

○委員長（北堀一廣委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） ありがとうございます。

私もこの放課後子ども教室ですか、そこへ行かせていただいて何度か子どもさんたちと放課後遊ばせていただいておりますけれども、その都度内容が違っていきまして、子どもさんたちがとっても生き生きと楽しく遊んでいる。これは本当にいいことだなというふうに私行くたびに思っているのですけれども、やっぱりこのように放課後、子どもさんたちがすぐ家庭に帰らないで、そこにとどまってみんなで一緒に同じことをやって遊んでいる。そして、上級生が授業が終わるのを待って

一緒に下校する。そういうシステムの中で子どもさんたちが放課後を過ごす内容ですよ。ということで、低学年の子どもさんたちがそこで遊ぶと、子どもさんたちの真の姿というのですか、やっぱり子どもさんたちはこういう遊びが好きなのだ。家庭でもできないこともあると思うのです。家庭では今現在お子さんが少ない。そんな中でできないこと、それをここでやっているということは子どもさんたちが一人一人いろいろなことを学んでいる場所だと思います。そういうことで、ここで放課後子ども教室をやっているというその意義は大変大きなことだと思います。ここで今伺いましたように1名の統括コーディネーターさんがいらっしゃる。このコーディネーターさんによっていろいろな内容が決められて、それを今やっているということで、やっている内容は素晴らしいことなので、ぜひこれもまたもっともっといろいろと内容を検討して行って、またいい方向へ向けて行っていただけたらと思います。このことについては以上です。ありがとうございます。

次に、もう一点、ヤングケアラーについて伺います。このことにつきましては、県、国レベルで今いろんなところで問題になっておるところでございます。この問題につきましては、以前に私質問いたしました。埼玉県の中学生、高校生に対して調査をしたという結果で、例えば高校2年生では実態調査したところでは約25人に1人に当たる、総数はちょっと分からないのですが、ヤングケアラーをしているという子どもが25人に1人に当たる1,969人いたという、そういう結果が出ております。また、最近ではマスメディアでも、例えばテレビなんかで今コマーシャルかなと思うのですが、国のほうから出してはおりますが、ここでは17人に1人の割合でと報じられております。人数的に見ると多い人がここに関わっているのかなというふうに私は見ております。

大きな問題になっているのではないかなというふうに思っておりますが、過日NHKのテレビで見たのですけれども、某俳優の男性がおじさんとかおばさんたちと一緒におばあちゃんの介護をしているという様子のドキュメンタリーが放送されました。それを私見たのですけれども、全部は初めからは見なかったのですけれども、見たいなと思っていたのですけれども、ちょっと何かして見落とししたところがあるのですけれども、大まか見たのです。その内容といたしましては、その俳優さんは自分の俳優の仕事の合間におばあちゃんを見ているということで、その見ている内容につきまして男の人がここまでやるのかなというふうな排せつの手伝いまでしているのですという。おばあちゃんが排便が苦しくて、もう本当に大変な様子を見ていて見ていられないということで排便の手伝いをしたのだという、そういうことで話していて大変だよとは言っていないのです。ところが、そういういろんな内容を見てはたの人が絶対もうこれは大変なのだというふうに感じる様子が分かります。この家族というか、俳優さんも申していたのですけれども、こういうことはやっぱり家族としても限界があるのですと言っていました。家族として最後の最後相談して、これは何とか行政にお願いできないものだろうかということで泣きの涙とうい、そういうことでデイサービスを利用しているということも言っていました。しかし、デイサービス、あるいはショートステイに送り込んで家でも今まで見ていたので、自分たちで見れば安心だという、そうい

う面もあるのですけれども、施設へやった後は心配事が多くなっているということで、何かその姿を見ていてちょっと私も涙したのです。

そういうことで、今中学生だとか高校生が介護している実態を把握している現在、今直面されているケアラーにとってはこれは待たなしの課題だと私は思っております。国、県、町としての包括的支援、それから法制化、それから予算化を急ぐべきだとしておりますが、このケアラーへの負担を減らして、彼らが本来の学業に心配なく専念し、心身ともに健全に過ごせるよう考えるべきと思っております。町として、独自で結構でございますので、今現在これからケアラーに対してこのようなことをやっていきたいというふうな方策がありましたならば伺いたいと思っておりますのでお願いいたします。

○委員長（北堀一廣委員） 教育委員会事務局担当、答弁願います。

暫時休憩します。

休 憩 （午前 9時18分）

再 開 （午前 9時19分）

○委員長（北堀一廣委員） 再開をします。

まず初めに、福祉課担当、答弁願います。

○福祉課副課長兼主席主幹・こども福祉担当（宮島栄一） 福祉課こども福祉担当、宮島よりただいまのご質問にお答えさせていただきます。

国や県のほうからヤングケアラーに対する施策の今までの通知等、確かに来ている状況です。県のほうですと、埼玉県ヤングケアラー条例等制定して、埼玉県は一生懸命やっているという状況でございますが、町としましては、今は教育委員会等の調査に基づきまして実態把握に努めている状況でございます。今後詳しい実態が把握ができるようございましてヤングケアラーに対する施策のほうも関係部署と協議して制定をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 続きまして、教育委員会事務局担当、答弁願います。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（野口和嵩） 教育委員会事務局学校教育担当、指導主事、野口がお答えいたします。よろしく願いいたします。

現在ヤングケアラーに関しましては、県の調査が年2回ございまして、その中では滑川町ではゼロ件ということで報告が上がってきております。ただ、年2回の調査だけでは実態が把握できないということもありますので、日頃の相談や各学校への相談、そちらを生かしてヤングケアラーの発見に努めているところでございます。

また、ヤングケアラーに関しまして研修を行っております。1つ目は、職員に向けての研修でござ

ございます。毎年人権に関する研修ということで夏季休業中に行っているのですけれども、本年度はヤングケアラーに関する研修、ご講演をケアラー連盟の方にさせていただきまして認識を深めております。

また、子どもたち、生徒に向けての研修なのですけれども、本年度はヤングケアラーサポートクラスということで県の事業を活用いたしまして、教職員だけではなく子どもたち、また児童生徒自身が知識も深めているところでございます。また、現在はゼロ件でございますが、ここで申出や派遣があった場合は福祉課と協力して進めていくところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） それでは、質問させていただきます。

先ほどの福祉課からの答弁ですけれども、調査を今しているという、そういう答弁でございました。今後検討していくということなのですから、幾つかの例の中で神戸市ですか、そこでは役場の課内に、各課の一つとしてこの政策を扱う課をつくったという、そういうところもあるくらい真剣に今取り組んでいるという、そういう話をいろんなところで聞いております。ということで、神戸市といいますと、とても大きな市ですから、それはもういろんな手をつけるのは何とかできると思うのですけれども、やっぱり町村においても、そうしたら、もう少しコンパクトなので、ささいなことでも目に留まりやすいと思うのです。ですから、例えば福祉課さんの中でそういうような支援を扱っている人もいると思うのです。そうした人がある程度、家庭訪問して民生委員さんですか、そういう人たちのコンタクトというのですか、そういうのも常に図って、民生委員さんはある程度家庭へ入っていろんな相談事が細かいところまでできていると思いますので、やはりそういう人たちと組んで、細かいことを見逃さない、そういうことが私は必要だと思うので、特に福祉課はそういうことで家庭との連絡はつくと思うのです。ですから、早め早めにヤングケアラーさんの発掘というか発見というか、こういうところにはいないだろうという、そういう安易な考えでいると意外と見落とすところがあるのです。というのは、ヤングケアラーさんというのは自分では言わないのだそうです。私はこういうことをしているのだ、だから大変なのだよということとは言わないのだそうですけれども、やっぱりいろんなところからそれは周りの人、そういう人たちが目配り、気配り、そういうことから見つけ出すということもあるのだということをおも聞いております。そういうことで、特に福祉課さんではそういうことをこれからぜひ心して検討していただきたいと思います。

そしてまた、教育委員会からの答弁がありました。教職員、それから児童、生徒へのヤングケアラーの認識についての話をしたということは本当に今の時代に沿った講演というか内容で、子どもさんたちにそれが浸透するということは自分もいつかそれに該当するかもしれないということで、子どもさんたちも大変身に迫ったというか、そういうことでその話を聞いたと思います。もちろん

これをやるには指導者である教職員が既にそれを認知していなければ、やはり生徒さんにもそれをこういうふうにしたほうがいいのか、あるいは口でそれを言わなくてもいろいろな教育の現場の中でそれがしみわたるといふか、察知できるというか、そういう雰囲気というか、そういうのが出していけばおのずと生徒さんもそういうことなのだというふうに分かると思うのです。ですから、今の現状は自分はまだしていないけれども、そういうのをやっている人がいるのだという、そういうことをみんなが知って、やっぱりこういうことをなくしたほうがいいのかというので、なくして生徒さんの本来のやること、学校で授業をする。いろいろな話を聞きますと、ヤングケアラーさんは自分では言わないけれども、心の中にそれを積み積もって持っている。それが何かのところで爆発するというか、そういうことがあるのだそうです。そうすると、心的障害とか、人が見て分からないような気持ちになるという、そういうことも言われております。

また、学校においても教育現場の中で無気力とか、それから黙っていて言葉を出さないとか、あるいは居眠りしているとか、そういう状態が見られるということで、やはり人知れず悩んでいることが多いのだということで、では周りの人はどうしたらいいのかということで大人たちの対応も難しいと思うのです。そうした場合には、あなたは大切なことをしているのだねと、そういう僅かな言葉がけですか、そういう言葉をかけるだけでも本人はそういうふうになっていてくれるのかという癒やしの言葉ですか、それをその本人も安心感を得るといふのだという話も聞いたことがあります。ですから、ヤングケアラーさんについては周りの人の気持ちがどんなふう感じられるか。そういう周りの人の当たり方も大事かなというふうに思っております。ということで、今福祉課と教育委員会さんのほうから答弁いただきました。これは放っておいてはいけない問題なので、町としてこれからいろいろこういうふうにしていきたいという考えがあるかと思いますが、今年度からもうぜひ何か1つ福祉課ではこういうことをしていこう、教育委員会からはこういうことをしていくというプロジェクトというのですか、そういうものを立ち上げてケアラーさんが救われるような、そういうような方向を打ち立てていっていただきたいなというふうに思っておりますので、ぜひそういうことで進めていっていただくことをお願いいたします。答弁は結構でございますけれども、そういうことをぜひ私のほうからお願いしたいと思っております。

以上です。私の質問は終わります。ありがとうございました。

○委員長（北堀一廣委員） ほかにありますか。

吉野正浩委員。

○13番（吉野正浩委員） 13番、吉野正浩です。よろしくお願ひいたします。

○委員長（北堀一廣委員） 吉野委員、マスクを外して結構です。

○13番（吉野正浩委員） ありがとうございます。

58ページです。ここの中の58ページの負担金、補助及び交付金の中の長寿ふれあい温泉入浴補助金の関係でお聞きします。今年度からやっているわけですが、直近の利用者数とその歳出額、

令和5年度の予算の積算内訳をお願いしたいと思います。

○委員長（北堀一廣委員） 高齢介護課担当、答弁願います。

○高齢介護課主査・高齢者福祉担当（武内 睦） 高齢介護課高齢者福祉担当、武内より答弁させていただきます。

直近の実績になりますが、11月1日から町民の皆様にご利用いただいております、11月の実績が218名、12月の実績が144名、1月の実績が263名、2月の実績が191名、合計816名となっております。支出のほうは65万2,800円となっております。令和5年度につきましては、4,650名を計上しております。利用率のほうは40%を想定しております。

以上になります。

○委員長（北堀一廣委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） ありがとうございます。

それとあと、料金の関係ですけれども、平日は入場料は中学生以上は800円ということになっておりまして、私ホームページを見たら土日、祭日は950円なのです。こういった不足分については個人で負担するのか、それとも何か向こう側でサービスの一環でそのまま土日、祭日も入れるということなののでしょうか。

○委員長（北堀一廣委員） 高齢介護課担当、答弁願います。

○高齢介護課主査・高齢者福祉担当（武内 睦） 現状ですと、長寿ふれあい温泉入浴券のほうは平日のみのご利用とさせていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 分かりました。

次が65ページでお願いします。65ページの7報償費の中に、まず健康づくりのほうからいきます。健康づくり推進員です。これは健康づくり推進員という方がいるのですけれども、これは何人いて、選出方法と活動内容を教えていただきたいのですけれども。

○委員長（北堀一廣委員） 健康づくり課担当、答弁願います。

○健康づくり課主任・健康づくり担当（西須弘明） 健康づくり課健康づくり担当、西須より答弁いたします。

健康づくり推進員さんにつきましては、任期2年となっております、各区長からの推薦をいただいて委嘱しているものとなります。内容につきましては、地区の健康づくり事業の計画及び実施に関する事、各種健診の受診の推奨に関する事、健康相談・健康教育への参加、協力に関する事、健康づくりに関する研修会に参加すること、地域福祉、環境整備に関する事ということで、健康づくり推進員の要綱に記載されているものとなります。

以上でございます。

○委員長（北堀一廣委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 分かりました。

次が自殺対策講座講師謝礼5万5,000円ということなのですが、この講師はどのような方を予定しているか、また講座はどのような方を対象者にしているか、その内容をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（北堀一廣委員） 健康づくり課担当、答弁願います。

○健康づくり課主任・健康づくり担当（西須弘明） 健康づくり課健康づくり担当、西須より答弁いたします。

自殺対策の講師につきましては、過去研修をお願いした方につきましては森林病院の院長であったりとか、あと埼玉県精神保健福祉センターの方等をお願いしております。そういった方々を予定しております。

対象につきましては、かなり広く募集をかけておりました。やっていたときは学校の関係者の方とか、区長の方とか、役場の職員の方とか、民生委員さん、そういった方々を対象として、以上となります。

○委員長（北堀一廣委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） これは、要するにゲートキーパー養成とは違うのですか。

○委員長（北堀一廣委員） 健康づくり課担当、答弁願います。

○健康づくり課主任・健康づくり担当（西須弘明） 健康づくり課、西須より答弁いたします。

ゲートキーパーの養成講習となりますので、基本的にはゲートキーパーの方に関する内容を行っております。

以上です。

○委員長（北堀一廣委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） これは気づきとか、そういうものが非常に大切なわけですが、行政としてもいろいろ困り事相談とか、経済的な給付の相談とか、いろいろ相談現場があると思うのですが、そうしたところに対応する職員に対して、ちゃんとその辺は気づき、発見するような体制で臨むことでは周知されていますか。

○委員長（北堀一廣委員） 健康づくり課担当、答弁願います。

○健康づくり課主任・健康づくり担当（西須弘明） 健康づくり担当、西須より答弁いたします。

ゲートキーパーの育成といたしましては、そちらの研修に基づいて皆さんに周知をしているところで、ゲートキーパーの養成を受けた方にそれぞれ気づきであったりとか、つなぐ機関であったりとかの紹介をお願いしているところです。滑川町の自殺対策につきましては、自殺対策推進計画というのがございますので、そちらに基づいて各課局と連携しながらそういった相談、対応に努めているところです。

以上です。

○委員長（北堀一廣委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） よろしく申し上げます。意外と相談に来て、相談して家に帰ってすぐ自殺してしまったということも私経験をしていますし、非常に何かできなかったかなんて反省したりしたこともありました。ぜひそういった中でできる限り気づきとか、そういうものでそういう方に対する対応をしていただきたいと思います。

それでは、次は教育費になります。教育現場での危機管理について伺います。

○委員長（北堀一廣委員） 吉野委員、できたらページ数をお願いします。

○13番（吉野正浩委員） 教育総務費になると思うのですけれども、大変恐縮です、備品の購入とか、そういうのもあるかもしれないのですけれども、教育総務費関係に当たると思うのですが、ページ数ですと85ページから始まりますけれども、その中で3月1日に戸田市の中学校で試験中の教室に刃物を持った高校生の少年が入りまして、17歳が侵入しまして、試験監督をしていた男性教諭を切りつけて重傷を負わせた事件がありました。また、3月8日には本町の公共施設や教育施設に対する爆破予告がありました。このような中で子ども及び教員の命の安全確保が非常に重要です。学校ではこうした際の危機管理マニュアルがあると思いますが、どのような行動を取ることになっているかお聞きしたいと思います。

○委員長（北堀一廣委員） 教育委員会担当、答弁願います。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（野口和嵩） 失礼いたします。教育委員会事務局学校教育担当、指導主事、野口が答弁いたします。よろしくお願いたします。

まず、学校での危機管理なのですけれども、危機管理マニュアルにつきましては年度当初の校長先生との会議があるのですけれども、そこでまず教育委員会から周知をさせていただきます。その後、学校の会議で各職員に周知徹底を図っております。また、年に1度の周知だけでは足りませんので、例えば近隣で警察からの情報提供で刃物等がありましたら教育委員会、また町の総務課の安全、あと学校の職員で見回りをさせていただきまして安全のチェックをさせていただいております。やりっ放しではいけませんので、その後、情報を集めまして、情報共有で安全が確認できましたら、また次の機会に備えまして情報を教育委員会に集約いたしまして情報を活用して生かしております。

以上でございます。

○委員長（北堀一廣委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 現実的に、そうしたら危機管理ということで、先般の爆破予告とか、ああいうときは学校では具体的にどのような態勢を取ったかお聞きしたいのですけれども。

○委員長（北堀一廣委員） 教育委員会事務局担当、答弁願います。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（野口和嵩） 教育委員会事務局学校教育担当、指導主事、野口が答弁をさせていただきます。

先日の爆破予告に関しましては、一報が役場から入った後、学校の管理職にお願いをして校内巡視、校内のチェックをしていただきました。その後、チェックの後に教育委員会に報告をいただきまして、各校また教育施設ということで不明確なファクスであったので、町立幼稚園にもそのものがないかという安全チェックをお願いしました。その後、報告後につきましては先ほどと流れが一緒でございまして、情報集約した後、また校長会等で情報共有させていただきまして、次に備えていくというところで進めさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（北堀一廣委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） あと刃物等で侵入した件がございましたね。そのときに教員の方は多分子どもを守るために直接その人を捕えに行ってしまったと思うのですけれども、それではやはり教員の方も傷つくと思います。そうしたときにそういった危機管理の道具というのですか、よくさすまたとか、そういうものを各公共施設では置いて押さえるようなことの訓練をしているようでも、学校ではこういう対応はするようになっていくのですか。

○委員長（北堀一廣委員） 教育委員会事務局担当、答弁願います。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（野口和嵩） 教育委員会事務局学校教育担当、指導主事、野口がお答えいたします。

不審者の対策の用具につきまして、各学校にさすまたを用意しております。用意をするだけだと、使い方も分からないので、不審者対応の避難訓練等を活用しまして連絡する係、あと現場に急行してさすまたを使うというもので、年度当初に決められた人員で対応するように訓練を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 分かりました。自分が傷ついてしまったら大変ですから、そういった訓練も日頃から大切だと思っておりますので、やられたらと思っております。

86ページの報償費の中の7です。水泳指導民間委託効果検証委員会委員報償12万円が計上されております。これはどのような委員会かということと、効果検証はどういう、生徒の意向とか、保護者の意向も入れたものにするのか、その2点、よろしく願います。

○委員長（北堀一廣委員） 教育委員会事務局担当、答弁願います。

○教育委員会事務局副課長兼主席主幹・教育総務担当（権田尚司） 教育委員会事務局教育総務担当、権田が答弁いたします。

効果検証の委員会の設置については、今後水泳指導の充実に役立てていきたいと考えておりましたが、まだ内容については決めておりませんが、6人の検証委員を選出したいと考えております。また、内容についてもまだこれから検討中でございます。

以上です。

○委員長（北堀一廣委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） できる限り検証する際は保護者、また子どもが主体ですから、子どもさんの意向も十分入れた中でやっていただきたいと思います。

次が106ページです。106ページのやはり7の報償費なのです。部活動在り方検討委員会委員報償が21万6,000円計上されています。メンバー構成と、どういったことを検討するのか、今後の予定と、申し訳ない、3つでお願いします。

○委員長（北堀一廣委員） 教育委員会事務局担当、答弁願います。

○教育委員会事務局主任・生涯スポーツ担当（強瀬和成） 教育委員会事務局生涯スポーツ担当、強瀬が答弁させていただきます。

こちらにつきましては、まず直近でございます令和5年度から令和7年度末にかけてが中学校の部活動の地域移行のほうが重点移行期間となっております。当面の課題としてはそちらのものを対象とさせていただいてはいるのですけれども、今後の部活動の在り方等も検討させていただければと思っております。

委員の構成については、現在まだこちらの会の設置の要綱を今後設定予定となっております、今の案の時点で委員さんにお声がけさせていただこうかという、検討している対象のほうを少々申し上げさせていただきますと、学識の経験者でございますとか、町のスポーツ協会の関係ですと、町のスポーツ少年団関係、中学校の運営協議会関係、各小学校代表、中学校代表、部活動顧問の代表、また保護者の代表、そのような方々を対象として行わせていただければと思っております。

今後の予定につきましてはですが、まだこちらは内容のほうが不明確な部分もございますので、こちらの委員会を立てさせていただいて、そちらの中でどのようにして動いていくかという部分、一番の基礎の部分に関してはこちらの委員会で検討していければと思っております。

以上でございます。

○委員長（北堀一廣委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） ありがとうございます。

私の質問は以上です。ありがとうございます。

○委員長（北堀一廣委員） ほかにありますか。

上野葉月委員。

○5番（上野葉月委員） 上野葉月です。質問いたします。

まず、17ページ、それから資料ですと105ページになるのですけれども、図書館の本については、105ページのほうでお話いたします。電子書籍コンテンツ使用料308万円、そしてクラウド使用料で231万円、電子書籍関係が539万円の計上になっています。一方で、書籍、紙の本のほうで次ページ、106ページに300万円とあります。そして、以前お聞きしている状況として、貸出し

の登録者数が1,503名でしたか、聞いているのですけれども、滑川町の図書館の本が充実しているとは言えません。そして、本棚の配置や数等も充実しているとは言えないと思います。この状況で書籍300万円に対し、まだ利用者も少なく、そして紙がいいか、電子がいいかという検討段階にある電子書籍、紙を大幅に超す539万円という予算を計上するのはバランスが悪いと思うのですけれども、私は電子書籍、これだけの金額をかけるのはやめて、紙の本のほうの充実に力を注ぐべきだと思うのですけれども、この電子書籍539万円について削減の予定はないかお聞きします。

○委員長（北堀一廣委員） 教育委員会事務局担当、答弁願います。

○教育委員会事務局主査・図書館担当（田宮 圭） 教育委員会事務局図書館担当、田宮が答弁させていただきます。

電子図書館の予算についてと、まず滑川町に実際ある図書館の本については内容が全く違う別物の図書館となっています。電子図書館を導入することによって図書館への本のよさというものをまず周知していくところから始まり、図書館へ足を運んでもらう利用者の率を上げていくところを狙いに考えております。今本の予算のほうも少ないところなのですが、利用率を上げることによって本の予算を獲得していきたいなという狙いもございます。

以上です。

○委員長（北堀一廣委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 図書館へ足を運んでもらう率を上げてもらうということでしたら、電子図書よりも設備の整備、場所、環境をよくするであるとか、例えば本棚の配置をもう少し余裕を持った配置にしていくであるとか、あと図書館員のほうが工夫をして季節、時期に応じた展示をしていくとか、そういったハードのほうに予算を使ったほうが図書館に行きやすくなると私は思うのですけれども、なぜ電子書籍を使って図書館への利用率を上げようとするのでしょうか。

○委員長（北堀一廣委員） 教育委員会事務局担当、答弁願います。

○教育委員会事務局主査・図書館担当（田宮 圭） 教育委員会事務局図書館担当、田宮が答弁させていただきます。

今現在図書館のほうでも棚の配置を移動させたり、あとはポップコンテストを開催して小学校、中学校の生徒からポップを募集して、そのポップを活用させてもらって本を配架したり、そういう工夫を今いろいろ考えて考察して実行しているところです。

電子図書館についてなのですけれども、電子図書館につきましては、今電子図書館のメリットとしてなかなか図書館に足を運びにくい方がいたり、なかなか、少々お待ちください、すみません。

○委員長（北堀一廣委員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前 9時54分）

再 開 （午前 9時54分）

○委員長（北堀一廣委員） 再開します。

○教育委員会事務局主査・図書館担当（田宮 圭） すみません、電子図書館のメリットとしまして、やはりスマートフォンやタブレットがあれば、気軽に電子図書を借りることができるということなのですが、先ほども申し上げさせてもらったのですが、そちらから本への興味関心などを引いていただいたり、まず興味関心を持ってもらうためのところとすれば、家庭のほうでも気軽に本を開いて見てもらうということを狙いと考えております。そこから本に興味を持ってもらって、ぜひ図書館のほうにも興味を持っていただいて足を運んでいただきたいというふうな狙いがあります。

以上です。

○委員長（北堀一廣委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 図書館に足を運んでもらうための電子書籍というところにはちょっと無理があると思っておりまして、そもそも電子書籍というのは、今はもしかしたら図書館に足を運ばなければいけないかもしれないですけども、図書館に足を運ばずにオンラインで図書が借りられるという方向ですよね。それなのに電子書籍をもって図書館に足を運んでもらおうという発想自体が私は間違っていると思います。なので、そこは本当に熟慮してください。考え直したほうがそこはいいと思います。

あともう一つ、デジタルコンテンツなのでタブレット等を使って本への興味関心を増やすということだったのですけれども、本への興味関心を増やしたいのであれば、紙の本を身近に置くほうがよっぽどいいと思います。タブレット、そしてスマートフォンは本へ行き着くまでのわなというか、ほかのところへ行ってしまう可能性のほうが物すごくあると思います。子どもに関してだったら、例えばスマートフォンを渡したらラインだとか、フェイスブックだとか、ツイッターだとか、多分そっちのほうに先に行きます。それが電子機器をわざわざ渡して、ここから本に行こうねというのは道のりとして遠過ぎると思います。なので、スマートフォンから本が読めるから、そこから本への入り口をという発想もちょっと違うかなというふうに私は思うので、そこも考え直したほうがいいのではないかなと思います。

それから、電子書籍を読むためのツール、道具なのですけれども、これはやはりスマートフォン、タブレット、パソコン、そしてインターネットという環境がそろわないと電子書籍は使えません。このところに経済格差、本に接する道というところでの経済格差を生じさせてしまうすごく問題があると思っています。ただの紙の本であれば、図書館に行って借りてきて自分のところに持ってくれば、もうそれで本が読めます。そのために図書館があって本を貸し出してくれているので、そこにコストはかからないですよ。でも、電子書籍にしてしまうことで、そこで経済的なハードルというものが物すごく上がるわけです。タブレットを持っていないと読めない、スマホを持っていないと読めない、さらにネット環境がないと読めない、ずっとつながってなければいけないのであれば、インターネット料金もかかる。このところでやはり経済的格差というところを考えると、

全ての人に本をという公共の発想からいうと、電子書籍を充実させていくというのは今の段階では私は間違っているのではないかなと思います。

この予算配分を見ると139万円と300万円、どう考えても電子書籍のほうにウエートを置いているように見えます。なので、始めたばかりでコストが分からなかったというところもあるかもしれないのですが、ここは修正していくべき点だと思うのですが、本にお金をかけるのであれば、図書館の環境整備と、それから書籍の本代のほうにかけていくべきだと思うのですが、この予算配分、今後の展望についてお答えください。

○委員長（北堀一廣委員） 教育委員会事務局担当、答弁願います。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野委員のご質問に答弁をさせていただきます。

まず最初に、電子書籍のコンテンツ使用料とシステムクラウド利用料、こちらの予算額についてのバランスというお話ですが、電子書籍、電子図書館に関しては7つの市町で構成して運営をしています。この金額につきましては、7つの市町のコンテンツ並びにクラウド利用料ということでご認識いただければと思います。滑川町の持ち分、予算の負担分とすれば63万円程度になります。

以上、補足の説明とさせていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） すみません、これ私は滑川町の負担額だと思っていたのですが、何でここに7市町村の負担額が載ってくるのですか、滑川町の予算書ですよ。

○委員長（北堀一廣委員） 教育委員会事務局担当、答弁願います。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野委員のご質問に答弁をさせていただきます。

電子図書館の運営に関しましては、7つの市町で構成して運営をしているところでございますが、滑川町が幹事市町村、代表市町村となっておりまして、その中で代表市町村として滑川町がその電子図書館の契約をして実際の運営等の窓口となっております。なので、ここに係る経費につきましては、歳入のところにありましたが、負担金という形でほかの6市町から比企広域電子図書館サービス事業負担金ということで475万9,000円、歳入をさせていただいています。こちらを先ほどのコンテンツ使用料とクラウド利用料に充てることで運営をしていくという形で執行しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 承知しました。予算については分かりましたので、ただ電子書籍の方向性というのは私は少し疑問に感じることもあります。なので、今年2年目ということですが、検討を重ねて考えていってほしいと思います。

次の質問に移ります。94ページ、宮前小学校校舎の増築工事について伺います。こちら約2億

2,000万円、そして国からの国庫負担金が3,500万円ということで補助額がかなり少ないなというふうに思うのですが、このような金額になった経緯をお聞かせください。

○委員長（北堀一廣委員） 教育委員会事務局担当、答弁願います。

○教育委員会事務局副課長兼主席主幹・教育総務担当（権田尚司） 教育委員会事務局教育総務担当、権田が答弁いたします。

こちらのほうは試算をしまして、S造のプレハブのほうが経費的に有利であることからこの経費をつけました。また、この中には建築費、設計調査費、諸経費などが含まれております。

以上でございます。

○委員長（北堀一廣委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 小学校の校舎の増築に関して国の補助金というのはこれだと15%、20%に行かない補助率だと思うのですが、この程度で義務教育という小学校の校舎建設をしなければいけないのでしょうか。

○委員長（北堀一廣委員） 教育委員会事務局担当、答弁願います。

暫時休憩します。

休 憩 （午前10時02分）

再 開 （午前10時02分）

○委員長（北堀一廣委員） 再開します。

○教育委員会事務局副課長兼主席主幹・教育総務担当（権田尚司） 教育委員会事務局教育総務担当、権田が回答いたします。

ちょっと回答が違ったら申し訳ないのですが、補助……

〔「すみません」と言う人あり〕

○委員長（北堀一廣委員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時02分）

再 開 （午前10時02分）

○委員長（北堀一廣委員） 再開します。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野委員のご質問に答弁をさせていただきます。

文科省の国庫負担金です。今回の場合は義務教育施設の整備になりますので、補助金ではなく負担金という形の歳入になります。負担金の算出につきましては、国の要綱に基づいて算出をしているところですが、その算出の方法が補助面積掛ける補助単価ということで負担金の額が決まってきます。今回、プレハブでの予定ではございますが、4教室分の教室棟の整備でございます

ので、面積はさほど大きくございません。それに加えて補助単価ということで、この補助単価につきましては国が定めた単価になりますので、こちらを掛けて、あとは補助率、今回2分の1になりますが、補助率を掛けての算定ということでこの数字となっています。ただ、この補助単価につきましては、昨今の建築単価の上昇に伴って今年度見直しをする予定という話で県を通してお話は聞いておりますので、この段階ではまだ令和4年度の補助単価を使つての算定という形で計上させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） まず、小学校の校舎の増築が4教室、1クラス分40人が使える教室をということで4教室の増築であったと思います。そして、増築の、クラスを増やす理由というのが生徒数の増加、それから加えて特別支援級に所属する子どもの増加の見通しというものもあると思います。特別支援級の定員は8人ですよ。8人の子たちにも40人の定員の大きさのクラスを用意していく、その計画の中での施設整備ということでしょうか。

○委員長（北堀一廣委員） 教育委員会事務局担当、答弁願います。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野委員のご質問に答弁をさせていただきます。

整備する教室につきましては、普通教室で使うことを前提にそういった提案も可能という形で整備をさせていただきます。特別支援教室にその造った校舎を充当するという予定は今のところありません。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） この増築の金額2億2,000万円というのが果たして妥当なのか、もう少し抑えられなかったのかというところを観点にお聞きするのですが、例えば民間の施設整備だとしてあるとしたら、定員が8人であるクラスというか、子どもの数に対して40人の面積の部屋をあてがうということはしないというか、できないですよ。コストもかかってくるし、面積も必要になってくるのでできないと思います。今特別支援級4クラス、5クラスあって多分それが増えていくのではないかという想定も持っていると思います。教室は確かに必要である、そこは本当に必要であると思います。ただ、その中で適正にコストも考えながらクラスを増やしていくというところで、果たして8人の定員の場所に対して全て40人の面積を充てていくのかというところは、私は疑問があるところであります。特別支援級は特別なので、例えば広い部屋を用意するよりはすっきりとした収納が多くて雑然としていないような、仕切りが少なくて済むような部屋を初めからしつらえたほうが特別支援級に属する子の特性に合うのではないかなというふうに思ったりするのです。面積を与えるだけがいい教室ではもちろんないと思うのです。ただ、面積をある程度確保するとい

うことはコストも上がってくるということです。そのようなことも考えた上で増築計画を行って、そのような結果として恐らくこの整備費の想定額よりかなり高いところで金額が今出ていると思うのですけれども、その2億2,000万円というところが出てきたのかという、どうしてここまで2億2,000万円まで上がってしまったのかというところをお聞きしたいのですけれども。

○委員長（北堀一廣委員） 教育委員会事務局担当、答弁願います。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野委員のご質問に答弁をさせていただきます。

教室数の決定につきましては、今現在の宮前小学校の教室数から今後増えていくだろうと見込まれる児童数で、35人学級も段階的に入っておりますので、その辺の関係で教室が不足するだろうと思われる数について整備をしています。教室のサイズにつきましては、先ほどお話ししたとおり普通教室で使うことを前提に整備を考えています。教室につきましては、今後クラスがどういうふう配置されるかというのをございます。少人数学級だったり、多目的教室であったり、普通教室であったりということで学校運営で支障が出ないようにということも含めて整備のほうはしております。

また、金額につきましては、当初予算に2億5,000万円という数字をのせさせていただいておりますが、プレハブ方式の一括発注でやる場合と従来方式の設計、工事、施工管理という形の方式で委託する場合ということで、それぞれ複数の業者から参考見積りをいただく中で予算計上させていただいております。当初の想定よりもやはり建築資材ですとか、人件費ですか、そちらがかなり高騰してしまっていて、実はこの建築費自体は3か月単位で今は変わっているのだということでお話を伺っております。そんな中で出させていただいた予算となっております。正直今後同じような形で建築資材が上がると、この予算でも難しいのではないかと、厳しいのではないかとというふうに見積りをいただいた業者さんからはそういうふうな提言を受けているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 40人学級から35人学級になっていくというところで、35人学級全てのクラスでその人数に対応できるようにということで教室整備をしているということなのですけれども、何にでも使えるようにしておくというのは大事だと思うのですけれども、何にでも使えるというのは大き過ぎたり、小さ過ぎたり、適正さを欠く可能性もあります。なので、もう少し教室規模を40人で使わない、8人であるなら8人の部屋をしつらえるであるとか、そのような方向性も考えていただきたかったなというふうに思います。

次の質問に移ります。55ページです。一番下の行、子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査業務委託料というのがあるのですけれども、こちらが何をするのかということと、それから度々話が上がっている総合福祉支援センターというような名前をこれから考えられているもの、そ

の施設と関連性があるのかどうかについてお聞きします。

○委員長（北堀一廣委員） 福祉課担当、答弁願います。

○福祉課副課長兼主席主幹・こども福祉担当（宮島栄一） 福祉課こども福祉担当、宮島がただいまの質問にお答えさせていただきます。

子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査業務委託料でございますが、今策定している第2期滑川町子ども・子育て支援事業計画のほうが令和7年度に計画の満期を迎えるに当たりまして、令和5年度にニーズ調査、令和6年度に計画の策定の業務のほうを計画しております。ニーズ調査業務につきましては今後の子育てに関するアンケートということで全18歳未満のお子様かつ保護者を対象にアンケートを実施する予定でございます。また、子ども家庭総合支援拠点等に関連する業務ということで関係するアンケートではございませんが、今後そちらのほうでも関連づけてアンケートを生かせればというふうには考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

ニーズ調査を全18歳未満のご家庭にしていくというのは大事なことで、そういうところが入っていくのはいいかなというふうに思います。

56ページにある地域子育て支援拠点事業費補助金、多分今年度、来年度のところで大きなことになってくると思うのですけれども、それも子育てにかなり関わるようになっていくと思うので、施設をどのように整備するかというちょうどいい段階でニーズ調査も入ってきますので、なるべく住民の方の意向を酌み取るようなアンケートをしていただけたらなというふうに思います。

そして次、56ページ、今も申し上げたのですが、地域子育て支援拠点事業についてお伺いします。これについてなのですが、今持っている展望、今年と、それから来年についての展望をどのような計画で、どのような機能を入れ込んでいくつもりなのかというところを少し長期的なところでお話し願えますでしょうか。

○委員長（北堀一廣委員） 福祉課担当、答弁願います。

○福祉課副課長兼主席主幹・こども福祉担当（宮島栄一） 福祉課こども福祉担当、宮島がただいまのご質問にお答えさせていただきます。

予算書56ページにあります地域子育て支援拠点事業につきましては、未就園児のご家庭を対象に保育園や集会所等を用いまして、親子で集まっただいて子育ての悩み事や様々なレクリエーションを行う事業でございます。今展開している事業所数は滑川町で5か所展開をさせていただいております。週5で展開している事業所や週3で展開している事業所がございますが、基本的にはお子様とお母さんで集まっただいて午前中の3時間程度になりますが、悩み事の相談やお子様同士遊ばせたりするという事業になっております。

長期的な展望ですけれども、今後なるべくこういったお子様が気軽に悩み事を相談できたり、子どもを遊ばせたりできる拠点というのは必要でございますので、増やせる限り増やしていきたい。先ほど申し上げました子育ての支援事業計画の策定につきましても適正な箇所数の選定をいたしまして、計画に沿って開設のほうを進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

次の質問に移ります。58ページ、先ほども出たのですが、長寿ふれあい温泉入浴補助券についてです。こちらについて、この施設がオープンするときに入浴補助券にするというところでの話合いでも出たのですけれども、これシニア世代への補助ということであれば、町にお金が循環するように、例えば美容院であるとか、床屋さんであるとか、町の事業者が利用先となるような仕組みをつくれないかという考えもあります。そのような方向性というのは考えていないのでしょうか。

○委員長（北堀一廣委員） 高齢介護課担当、答弁願います。

○高齢介護課主査・高齢者福祉担当（武内 睦） 高齢介護課高齢者福祉担当、武内より答弁させていただきます。

長寿ふれあい温泉入浴券補助事業等の事業の実施につきましては、高齢者事業検討委員会という委員会のほうで委員の皆様にご検討いただいております。訪問美容ですとか、美容のお話も出ておりますので、今後検討していきたいと考えております。

○委員長（北堀一廣委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

町の事業者の方へのお金の還元、町の中でお金が回るようにという視点も持ってふれあい券というか、この補助制度について考えていただけたらなと思います。

次の質問に移ります。66ページ、委託料のところでは健康増進食育推進計画策定委託料346万円というのがあるのですけれども、この食育というのは子どもに関する事、それから給食に関する事というのは含まれるのでしょうか。

○委員長（北堀一廣委員） 健康づくり課担当、答弁願います。

暫時休憩します。

休 憩 （午前10時17分）

再 開 （午前10時17分）

○委員長（北堀一廣委員） 再開します。

健康づくり課担当、答弁願います。

○健康づくり課主任・健康づくり担当（西須弘明） 健康づくり課健康づくり担当、西須より答弁を

させていただきます。

健康増進計画につきましては、健康増進と栄養に関する、食育に関することが並列されて計画されているものでございます。その中で給食関係につきましては計画策定段階で教育委員会であったり、教育関係の方にも入っていただきまして計画の策定をしているものでございます。令和5年度に見直しを行いますので、そういった中身も含めて検討させていただければと考えております。

以上でございます。

○委員長（北堀一廣委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） その計画に策定したものというのは実際の給食に反映できているのでしょうか。

○委員長（北堀一廣委員） 健康づくり課担当、答弁願います。

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野委員のご質問に答弁させていただきます。

具体的にというところでは、メニューにそれぞれ反映されているかという部分については具体的にお答えすることはできませんけれども、計画そのものは教育委員会と共有してございますので、その中で生かさせていただければと考えております。

以上でございます。

○委員長（北堀一廣委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 滑川町は給食、献立を含め東松山市に委託、依存している状態で、なかなかこのような独自計画を町でつくっても給食へ反映していくというのがお願いベースでしかできない状態だと思っております。給食だけではないですけれども、せっかくこのような計画を策定しても実際の実行のところまで手が及ばない、そういうのが滑川町の給食の実態だと私は思っておりますので、その辺はもう少し改善ができるといいのではないかなと思っております。

次の質問に移ります。ごみ等についてです。69ページ、一般廃棄物収集運搬委託料、それから小川地区衛生組合塵芥処理費負担金、それから小川地区衛生組合し尿処理費負担金というところで、ごみに関する項目があるのですけれども、これは前年度と比べ増えているのでしょうか、減っているのでしょうか。

○委員長（北堀一廣委員） 環境課担当、答弁願います。

○環境課長（関口正幸） 環境課長、上野委員さんのご質問に答弁いたします。

一般廃棄物収集運搬委託料につきましては、前年度より約900万円増額しています。こちらについては燃料費等の高騰によるものでございます。

それと、小川地区衛生組合塵芥処理費負担金につきましては、これは昨年度より1,186万1,000円の減額となっております。こちらは一般廃棄物のほか、事業系廃棄物の令和5年度からの処理料というか、その費用については値上げ、事業系廃棄物のほうが値上げされましたので、その分事業者からの負担ということで負担金のほうは減額となります。

それと、小川地区衛生組合し尿処理費負担金のほうは令和5年度については1,110万1,000円の増額となっております。これにつきましては、増額の理由といたしましては工事と委託項目の増額がございまして、工事についてはし尿処理の関係の計装機の更新工事が約5,000万円、それと水処理のポリマーの注入の工事ということで379万2,000円、それと薬品注入、そのほか水漏れの配管工事、それと新規に行われる工事、そのほかドラムスクリーンの整備工事がございます。委託項目といたしましては脱水汚泥の委託、受水槽の清掃、それと清掃汚泥の処分業務委託といったものがございまして、負担金のほうがアップしております。

以上でございます。

○委員長（北堀一廣委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 次の質問に移ります。

87ページと86ページなのですけれども、水泳指導についてです。86ページの下の方、水泳指導民間委託の委員会、先ほども質問が出たのですけれども、こちらについては継続していくということで、そして下の方に、87ページ、町立小学校水泳指導業務委託料というところで715万円と出ています。この715万円は契約含め、もうここで固まったのでしょうか。

○委員長（北堀一廣委員） 教育委員会事務局担当、答弁願います。

○教育委員会事務局副課長兼主席主幹・教育総務担当（権田尚司） 教育委員会事務局教育総務担当、権田が答弁いたします。

こちらのほうはプロポーザルという形で契約のほうが固まっております。

○委員長（北堀一廣委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） では、見込みではなくて、今年度水泳指導業務委託に係る金額は1年間通して715万円という理解でいいのでしょうか。

○委員長（北堀一廣委員） 教育委員会事務局担当、答弁願います。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野委員のご質問に答弁させていただきます。

先ほどの権田次長の発言を訂正させていただきたいと思います。プロポーザルで優先交渉権を持った業者については決定いたしましたので、その後、学校と教育委員会と業者さんと3者で調整をしながら委託の内容を今細かく詰めているところでございます。内容のほうもほぼほぼ固まっております。これで今回、令和5年度当初予算計上させていただいておりますが、この予算が通った暁には実際に契約を締結するという形で進んでいきます。今715万円という予算を計上させていただいておりますが、実際の契約額はもう少し下がる見込みでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

次の質問に移ります。89ページの教育費、消耗品費等について括弧なのですけれども、例えば一番上のところ、宮前小学校22万9,000円消耗品費と出ています。以前から生理用ナプキンを学校のトイレに置いてほしいと要望をしているのですけれども、中学校には設置するというので、中学校への設置の実現が済んでいるかということ、小学校も含め設置していただきたいのですけれども、その進捗状況をお伺いします。

○委員長（北堀一廣委員） 教育委員会事務局担当、答弁願います。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野委員のご質問に答弁をさせていただきます。

中学校につきましては、先ほど上野委員がおっしゃったとおり、試行という形で今生理用品のほうを置かせていただいております。その使用状況ですとか、先生方、子どもたちの意見を確認しながら小学校のほうに展開していくかどうかというのは今後検討させていただければというふうに思います。今現在この消耗品費の中に生理用品の費用は含んでおりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） そんなに難しいことではないと思います。既にもうそれ専用のごみ箱はあるわけですし、そんなに難しいことではないと思いますので、いろんな負担、経済的負担というよりも私は心理的負担のほうが大きいかなと思っているのですけれども、そこを楽にするためにもぜひ早急に置いていただきたいなというふうに思います。

次の質問に移ります。107ページ、同じく学校関係なのですけれども、一番下の行、学校給食費の費用が入っています。以前に学校給食の献立について、実際にどんなものが出ているかを写真でホームページ等にアップできないかというお話がありまして、検討していただくというふうになっております。その辺の検討と、それから実現可能性についてお伺いします。

○委員長（北堀一廣委員） 教育委員会事務局担当、答弁願います。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野委員のご質問に答弁をさせていただきます。

以前上野委員から先ほどおっしゃられたような質問が出されて検討しますということで、そのときに献立もということで献立のほうは継続的にホームページのほうに載せさせていただいているかなというふうに思います。給食の実際の献立の写真、こちらに関しては申し訳ございません、今現在ホームページのほうは掲載をしておりません。町の地産地消を推進する中で町の食材を使った給食を提供したときなんかは学校だより等で写真のほうを載せて皆さんに見ていただくような形は取っているのですが、ホームページということでは今現在対応できておりませんので、申し訳ございません、こちらについては対応を考えていきたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 献立の紙の情報というのは以前から配っていただいて、いろいろ説明等、材料含め書いていただいています。そこは皆さんよく見ていると思うのですが、では実際どのようなものがどのような量で出ているかというのは、やはり写真があると分かると思います。写真があって、こんなにちゃんとしたものを出してくれているのだというリアクションもあるかもしれないですし、あれ、こういう日もあるのだという、ちょっと残念だなというリアクションもあるかもしれないのですが、評価が上がるか下がるか分からないところで、逆にせつかくやっていることなので、情報というのは出していったほうがお互いにいいと思います。最近写真で知らせていくというのは進んでいる分野でもありますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

私の質問は以上です。ありがとうございます。

○委員長（北堀一廣委員） 暫時休憩とします。再開は午前10時45分とします。

休 憩 （午前10時29分）

再 開 （午前10時43分）

○委員長（北堀一廣委員） 再開します。

ほかにありますか。

阿部弘明委員。

○14番（阿部弘明委員） 14番、阿部弘明です。よろしくお願ひいたします。

まず、最初に53ページの民生費、国民年金についてお尋ねしたいというふうに思います。今国民年金の受給額が非常に低く、特に独り暮らしのお年寄りなんかは本当に生活が大変だと。物価が上がっても年金が上がらないというか、実質年金は下がっているというような状況に今なっています。そこで、お尋ねしたいのですが、独り暮らしで国民年金を受給している方というのは何人ぐらい町ではいらっしゃいますか。

○委員長（北堀一廣委員） 町民保険課担当、答弁願います。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） 町民保険課年金国保担当、松本よりお答え申し上げます。

独り暮らしでの年金受給者の人数というのは、大変申し訳ございませんが、今現在把握しておりません。

以上です。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 分からない、要するに独り暮らしかどうか分からないということなので、すか。

○委員長（北堀一廣委員） 町民保険課担当、答弁願います。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） お答え申し上げます。

独り暮らしかどうかを判別する方法等も踏まえて、調べる方法があるかというのを今後調べていきたいと思います。

以上です。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 先ほど言いましたように、特に独り暮らしになってしまうと、1人当たりの国民年金、最高額で月の基準が6万8,000円ぐらいにしかならないのです。これではちょっと生活できないということで、今の電気代がどんどん上がるとか、諸物価がどんどん上がるとかという中で、大変な状況だというふうに思うのですけれども、そういった方の支援策というのは、今回老人福祉費などだというふうに思うのですけれども、特に見当たらないのですけれども、どのような支援をしていこうというふうにお考えですか。

○委員長（北堀一廣委員） 町民保険課担当、答弁願います。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） それでは、年金国保担当、松本からお答えいたします。

年金といたしましては、年金生活者給付金の制度というのが前から用意されておりまして、そちらのほうで対応させていただいているところです。ただし、近年の物価高騰等に関して何か特別な給付というのは行っていないというのが現状でして、今後についてもそういった物価高騰対応の給付というのをを行うという情報というのは一切入っておりません。ただ、年金保険料の支払い額ですとか、高齢者の方にお支払いする年金の額、こういったものは一応毎年の物価ですとか、あと賃金の変動、そういった比率を基に毎年保険料、年金額、そういったものが改定をなされていっております。今現在阿部委員さんご指摘のように、それでは不十分で生活に困窮されている方というのもしらっしゃるかと思うのですが、今現状としては、そのような方法で物価高騰には対応させていただいているというのが現状でございます。

以上です。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 今おっしゃった物価が上がれば年金も上げなければいけないのですよ、それ相当の年金を。これは国民年金法で、今の国民の生活水準とか、こういった物価高騰などの著しい変動が生じた場合は、速やかに改定を行わなければならないとなっているのです。これが速やかに改定されないで、今回想定されているのが75歳以下で2.2%、68歳以上で1.9%しか上がっていないのです。ところが、物価はもうそんなところではないわけです。7%、8%上がっているというような状況で、まさに大変な状況が襲っているということを踏まえてほしいのです。先日も森林公園の駅前でお年寄りとちょっとお話ししたのです。そうしたら、その方は町内の方ではありませんけれども、これから交通誘導の仕事に行くわけなのだけれども、もう77歳で医療費は2倍になって

しまっている。だから、がんなのだけれども、手術をしたくてもできないと。もう死ぬのを待つしかないけれども、今生きるためにそういった仕事もしなければいけないというような悲惨な状況になっているということをやはり踏まえていただきたいなというふうに思うのです。そこが今回の年金に限らず、社会老人福祉費について様々な施策を施されていますけれども、そういった対策が打たれていないのではないかなというふうに思うのです。いかがですか。

○委員長（北堀一廣委員） 町民保険課担当、答弁願います。

暫時休憩します。

休 憩 （午前10時52分）

再 開 （午前10時52分）

○委員長（北堀一廣委員） 再開します。

小柳総務政策課長、答弁願います。

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部委員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回の一般質問のところで同様なご質問があったかと思えます。そのときの答弁と同じになってしまいますけれども、国民の生活に関わるものについては、お住まいの市町村を問わず全て平等にやっていく必要があると思えます。今般の物価高騰等に関しては、滑川町だけが影響を受けているわけではございません。全ての国民が影響を受けております。こういった政策につきましては、国がしっかり責任を取って行うというのが基本だというふうに考えております。

また、併せて申し上げますけれども、財政調整基金の関係ですけれども、基金のある団体とない団体というのがあります。ここで不平等が生まれるということについても私たち行政職については全体的なところで考えなければなりません。したがって、総体的に言うと先ほど申し上げたように、国民生活に関わるもの、特に生活の維持に関わるものについては、国がしっかり責任を持って実行するべきという考えに変わりはありませんので、その点、ご了承いただければと存じます。

以上でございます。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 今小柳課長のほうから、これは国の責任だというお話がありました。本当にそうでしょうか。やはり自治体が住民生活の最後のとりでとして守らなければいけない住民生活だというふうに思います。ときがわ町では、この物価高騰を受けて様々な支援策を始めるということの報道がありました。そういうようなことを町が踏み出していないと、住民生活を守ることはできないというふうに思いますので、そこはこれからぜひ検討していただきたいなというふうに思います。いかがですか。

○委員長（北堀一廣委員） 総務政策課長、答弁願います。

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部委員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

こちらも一般質問の中でも申し上げましたとおり、滑川町の財政調整基金、ここ数年積立てのほうが出ております。前回の一般質問でもお答えいたしましたけれども、今後この基金を活用するかどうかというものを含めまして、関係する課、局と調整を今後図りたいと考えております。繰り返しますけれども、町が行うものにつきましてはどうしても財源的には限りがございます。また政策的にある程度の財源は取っておく必要もございますので、その辺のところはご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） ぜひ今後検討していただきたいなというふうに思います。

次が51ページ、障害福祉費のところですが。この中にどういうふうに入っているのかよく分からないのでお聞きしたいのですが、重度障害者の就労支援についてなのですけれども、重度障害者が就労になると、今度就労中は重度訪問介護が利用できないというふうに言われているというか、そうなのですけれども、まずそうなのかどうかお聞きしたいのですが。

○委員長（北堀一廣委員） 福祉課担当、答弁願います。

○福祉課副主幹・社会福祉担当（奥野 忠） 福祉課社会福祉担当、奥野が阿部委員の質問に対してお答えいたします。

法的には重度心身障害者が就労する際には重度包括支援の支援を受けることはできません。しかし、滑川町は現在その該当者はいらっしゃいません。

以上になります。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 該当者がいないというのは、要するに就労していないのか、就労できないのか、どういうことなのか。

○委員長（北堀一廣委員） 福祉課担当、答弁願います。

○福祉課副主幹・社会福祉担当（奥野 忠） 私の担当課のほうで把握している方につきましては、就労ができる状態ではないことと、就労の希望がないということになります。

以上です。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 逆にそういった支援がないために就労を諦めているとかということではないのですか。

○委員長（北堀一廣委員） 福祉課担当、答弁願います。

○福祉課副主幹・社会福祉担当（奥野 忠） ご本人さん、もしくは保護者からの就労させてほしいとか、そういったご相談自体もありません。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 今のこの制度だと先ほどおっしゃったように、就労したくてもできない状況があるわけなのです。やはり国の制度を変える必要があると思うのですけれども、町は例えばそういう方がいらっしゃったときに支援する、そういった制度というのは持っているのですか。

○委員長（北堀一廣委員） 福祉課担当、答弁願います。

○福祉課副主幹・社会福祉担当（奥野 忠） 個別の対応にはなってしまいますが、例えば町内の職場にご本人さんが働きたいという場合には、その都度個別の対応で就労できるように考えていく必要はあります。そのように対応したいと思います。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 今の状況、どういう方がいらっしゃるのか分かりませんが、ただ、そういったようなことがあるとしたら就労することが不可能になる。呼吸器をずっとつけなければいけない患者さん、障害者の方そういったこともできなくなるような状況では本当に就労の妨げになる、就労に復帰できないということになってしまいますので、ぜひ検討をお願いしたいなというふうに思います。

次が106ページの部活動在り方というのがありましたね。その中身を教えてくださいたいと思います。

○委員長（北堀一廣委員） 教育委員会事務局担当、答弁願います。

○教育委員会事務局主任・生涯スポーツ担当（強瀬和成） 教育委員会事務局生涯スポーツ担当、強瀬が答弁いたします。

先ほど吉野委員さんからのご質問いただいた中でお話しさせていただいた部分と重複はしてしまうのですが、令和5年度から令和7年度末までにかけてが中学校の部活動の地域移行という重点移行期間となっております。そちらに基づいて部活動の在り方を今後どのような体制で行っていくかという部分等をこちらの委員さんたちを募って、そちらの中で今後の地域移行であったりとか、部活動自体の在り方というものをどのようなものにしていくかという形で相談できる場所として委員会を設置したいと思っているものでございます。

以上です。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） そもそも地域移行を文科省が進めるということで、これは文科省が進めているのですか。スポーツ省と両方進めているのですか。

○委員長（北堀一廣委員） 教育委員会事務局担当、答弁願います。

○教育委員会事務局主任・生涯スポーツ担当（強瀬和成） 教育委員会事務局生涯スポーツ担当、強瀬が答弁させていただきます。

まず、一旦はスポーツ省の関係の部活動の地域移行でございますので、運動部がまずお話出ている部分と、あとは今後は文化部のほうも対象でございますので、文科省の関係の部分でも付随して

くるものとなっております。

以上でございます。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） それに関わっているいろんな課題が浮上するだろうというふうに思うのです。

これまでは学校内というか、先生がやってきているわけですが、それが学校外に出てしまうということから、それで教育なのかというような感じもしますし、それをやる方が例えば企業なのか、スポーツ関係の団体なのかちょっと分かりませんが、本当にそういう資格を持っていらっしゃるのかとか、そういったようないろいろ不安が出てくるのではないかなというふうに思うのです。決して学校から手放してしまうわけではないだろうというふうに思うのですけれども、非常にその辺新たな課題がどんどん出てくるのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺の今後の在り方として検討委員会をつくるということなのだと思いますけれども、そういったことを現状から言うと大変だなというふうに思うのですけれども、今中学校が抱えている体育というか、授業についてどうしてもそういった困難があるので、地域に移行していかなければいけないというような問題はありますか。

○委員長（北堀一廣委員） 教育委員会事務局担当、答弁願います。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（野口和嵩） 教育委員会事務局学校教育担当、指導主事、野口が答弁させていただきます。

現在働き方改革を推進しておりまして、教職員の超過勤務等が問題となっております。その観点からいいますと、部活動の地域への移行というものはとても有効な手段であり、進めていくのがとても有効だと考えております。ですが、部活を先ほども阿部委員様がおっしゃられたとおり、部活を見る人、地域の人材との連携等も重要になってくること、また人材の選定という観点からもちからは必要でございますので、現状の課題といたしましては働き方改革というところが一番であります。また、2番目として、人材の発掘、また部活動をやりがいとしている教職員もおりますので、そのやりがいを奪わない、バランスを取っていくところが大切だと考えております。

以上でございます。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 関連するのかわれですけれども、小学校の水泳指導、87ページですけれども、先ほど答弁で委託がほぼ決まりそうだという話ですけれども、どういうふうに決まるのかというのを詳しくお聞きしたいのですが、業者のほうに委託するわけだけでも、指導員の資格だとか、要するにこう言ったらあれだけでも、ちゃんとした指導員なのかどうかというのは教育委員会のほうでちゃんと見るのですか、どういうふうにしているのですか。

○委員長（北堀一廣委員） 教育委員会事務局担当、答弁願います。

○教育委員会事務局副課長兼主席主幹・教育総務担当（権田尚司） 教育委員会事務局教育総務担当、

権田が答弁いたします。

資格のほうもこちらで見えております。

以上です。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） どういう資格のことを言っているのですか。

○委員長（北堀一廣委員） 教育委員会事務局担当、答弁願います。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部委員のご質問に答弁させていただきます。

民間委託の水泳の指導に当たっては、当然水泳指導のインストラクター、また水泳指導員の資格を持った方に指導に当たっていただきます。ただ、指導員だけではなく、当然学校の先生もその場で一緒に子どもの指導をいたします。あくまでも授業の一環でございますので、先生と指導員のほうと一緒に子ども水泳の指導をしていくということで授業を展開していく予定です。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 先生はずっとついていて、それでインストラクターは何をやっているのですか。

○委員長（北堀一廣委員） 教育委員会事務局担当、答弁願います。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部委員のご質問に答弁をさせていただきます。

水泳の指導、水泳の技術等につきましてはやはりインストラクター、指導員の方が中心になって指導をしていただきます。学校の先生はその補佐という形で一緒に授業をしていくという形で展開していきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） そのインストラクターの方は先生とどう指導をするかというのを打合せというか、やるということになるのですよね。子どもさんたちいろんな方がいらっしゃるから、個別の指導だとか、いろんな安全面だとか考えなければいけないのだろうというふうに思いますけれども、例えば今まで学校でやっていたプールの授業よりも、それはどうなのでしょう、手厚くなるというふうに見えていいのですか。

○委員長（北堀一廣委員） 教育委員会事務局担当、答弁願います。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部委員のご質問に答弁をさせていただきます。

やはり水泳のインストラクター、指導員については水泳に特化した指導また技術、学識等をお持ち

ちの方でいらっしゃると思いますので、当然今までよりは手厚い形の授業になるかと思えます。授業につきましては、先ほど阿部委員がおっしゃったとおり、学習指導要領に基づいてどんな形で授業をしていくのか、どういう指導をしていくのかということをお学校の先生とスポーツインストラクター、指導員の方と綿密に打合せをする中で授業を行っていきます。また、個別にまず子どもの状態を把握するということが大事ですので、子どもの泳力等も一人一人把握をしながら、きめ細かく水泳指導をしていく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 分かりました。

続いて、56ページ、民間保育所運営改善費補助金というのがあるのですが、この中身を教えてください。

○委員長（北堀一廣委員） 福祉課担当、答弁願います。

○福祉課主任・こども福祉担当（富永茉莉） 福祉課こども福祉担当、富永が阿部委員の質問に答弁させていただきます。

民間保育所運営改善費補助金につきましては、まず保育所運営改善費として、各園に子ども1人につき1,000円ずつで補助を計上したものと、障害児保育事業として特別児童扶養手当支給対象障害児を対象とする保育事業の実施に要する経費を補助するもの、また特別児童扶養手当支給対象障害児以外の障害者手帳の交付を受けている児童を対象とする障害児保育事業の実施に要する経費、またそれ以外の手帳を持っていないけれども、手帳を持っている児童と同程度と公的機関から認められた児童を対象とする障害児保育事業の実施に要する経費として計上したものになります。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 一番最初の1人幾らとかという、それはどういう予算、どういうあれなのでしょうか。

○委員長（北堀一廣委員） 福祉課担当、答弁願います。

○福祉課主任・こども福祉担当（富永茉莉） 園に入所する児童1人につき1,000円で毎月のものを計上しているのですが、令和5年度については予算の関係により支給が難しいものとなっております。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） ちょっとよく分かりませんが、もう一度。要するに今のお話は一番最初の1人1,000円というのは、今回の予算の中には入っていませんということでよろしいのですか。

○委員長（北堀一廣委員） 福祉課担当、答弁願います。

○福祉課主任・こども福祉担当（富永茉莉） 申し訳ありません。令和5年度の予算については、こ

ちらは計上されておられません。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） これは町独自の予算なのだと思うのですけれども、そうですね。

○委員長（北堀一廣委員） 福祉課担当、答弁願います。

○福祉課主任・こども福祉担当（富永茉莉） はい、町独自の予算になります。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） これをぜひ復活をさせていただきたいということで、これもし復活すると幾らお金かかるか分かりますか。

○委員長（北堀一廣委員） 福祉課担当、答弁願います。

暫時休憩します。

休 憩 （午前11時13分）

再 開 （午前11時13分）

○委員長（北堀一廣委員） 再開します。

答弁願います。

○福祉課主任・こども福祉担当（富永茉莉） 全ての町内の園を計算すると696万円になります。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） ぜひ復活をして町独自支援というのを続けていただきたいなというふうに思っています。

併せて、ここのページにある保育士宿舎借上支援というのがあるのですけれども、これが前年度より大幅に減っているのですけれども、中身を教えてください。

○委員長（北堀一廣委員） 福祉課担当、答弁願います。

○福祉課主任・こども福祉担当（富永茉莉） 福祉課こども福祉担当、富永が答弁させていただきます。

保育士宿舎借上支援事業補助金につきましては、各保育施設の保育士1名につき、保育施設が宿舎を借り上げ、その家賃について補助するといったものになります。こちらにつきましては、昨年度までも計上はしていたのですけれども、保育施設の中で利用したいという保育施設が非常に少ないことから実績を見て、各保育施設で、すみません、新設の保育施設さんがある場合には、補助額が多くなるのですけれども、来年度利用したいというところが今のところ、すみません、これまでの保育施設から一度も利用したいという申出がなかったので、新設の保育施設さんのみの計上とさせていただきます。そのため、額がこれまでより少なくなっております。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） なぜ望まないか、申請しないのか、その辺の理由は分かりませんか。

○委員長（北堀一廣委員） 福祉課担当、答弁願います。

○福祉課主任・子ども福祉担当（富永茉莉） 各保育施設さんのほうで、まず滑川町内のアパートを借り上げないといけないというところが、アパートではなくてもいいのですけれども、滑川町内の宿舎を借り上げないといけないというところで、滑川町内に新任の保育士さんが住んで、その上で申請していただくという形になるので、それでないのかなというところではあるのですけれども、保育施設のほうから借り上げてこの補助金を使いたいという申出が今までなかったという形になります。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） その辺の改善をぜひして、保育士さんは大変な低賃金でやっているわけですが、それを事業所も支えなければいけないというようなことで、こういったような支援策があるのだろうと思うのです。ぜひ改善をして、もっと利用できるような政策に変えていただければなというふうに思います。

次が58ページ、高齢者福祉のところ、補聴器の購入助成金、どんな利用状況なのか教えてください。

○委員長（北堀一廣委員） 高齢介護課担当、答弁願います。

○高齢介護課主査・高齢者福祉担当（武内 睦） 高齢介護課高齢者福祉担当、武内より答弁させていただきます。

事業のほうを開始してから、ご本人、ご家族、担当ケアマネジャーの方から3ケースほどご相談をいただきました。しかし、まだこの事業の申請に至っている方はいらっしゃいません。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） なぜなかなか申請されないというふうに思いますか。

○委員長（北堀一廣委員） 高齢介護課担当、答弁願います。

○高齢介護課主査・高齢者福祉担当（武内 睦） 事業の対象にならなかった方もいらっしゃるのですけれども、対象となる方につきましても、まだ購入を検討している段階でご相談にいらしていただき、私ども担当も町内の補聴器を扱う事業者の方からご説明をいただいて、教えていただいた内容をお伝えしながら相談には乗ったのですけれども、まず購入するかどうかを検討している段階だということでお話がありました。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 様々な理由があるだろうと思うのですけれども、そもそも補聴器自体が非常に高いということとか、また合うかどうかというのはよく分からないとか、いろいろ補聴器というのはメガネと違って、つけてみないと分からないらしいのですけれども、そういうようなのを克服するための何か手だてを検討はされていないですか。

○委員長（北堀一廣委員） 高齢介護課担当、答弁願います。

暫時休憩します。

休 憩 (午前11時19分)

再 開 (午前11時19分)

○委員長(北堀一廣委員) 再開します。

答弁願います。

○高齢介護課長(篠崎美幸) 高齢介護課長、阿部委員さんのご質問に答弁いたします。

まず、補聴器の在り方とか、補聴器がなぜ高齢者に必要かというところを高齢者に分かってもらう必要があると思います。高齢の方は徐々に難聴になっていきますので、難聴であることに気づかないことが多いことだと思います。ご本人よりも周りの方が難聴に気づいてあげて、その方が補聴器をつけるとどういう利点があるかなどをみんなで分かっていたらいいかなと思います。まず補聴器についてご説明すると、買って下さいというふうに捉えられてしまうのは、そこは誤解になりますので、高齢者に対して難聴がどういう悪影響を及ぼすか、その点を今後地域包括支援センターのほうでお話ししていただけたらなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長(北堀一廣委員) 阿部委員。

○14番(阿部弘明委員) 分かりました。

87ページの、スクールバスの件なのですけれども、この5,000万円という費用の内訳を教えてくださいいただけますか。

○委員長(北堀一廣委員) 教育委員会事務局担当、答弁願います。

暫時休憩します。

休 憩 (午前11時21分)

再 開 (午前11時21分)

○委員長(北堀一廣委員) 再開します。

答弁願います。

○教育委員会事務局副課長兼主席主幹・教育総務担当(権田尚司) こちらについては、大型バス4台とマイクロバス2台及び添乗員となります。

以上です。

○委員長(北堀一廣委員) 阿部委員。

○14番(阿部弘明委員) 初期費用というのは入っているのですか。

○委員長(北堀一廣委員) 教育委員会事務局担当、答弁願います。

○教育委員会事務局副課長兼主席主幹・教育総務担当(権田尚司) 教育委員会事務局教育総務担当、

権田が答弁いたします。

初期費用については、特段まだ考えておりません。

以上です。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 要するに今年から始めるので、それだけかかるということなのか、それとも毎年この5,000万円がかかるのかということです。

○委員長（北堀一廣委員） 教育委員会事務局担当、答弁願います。

○教育委員会事務局副課長兼主席主幹・教育総務担当（権田尚司） 教育委員会事務局教育総務担当、権田が答弁いたします。

こちらについては5年契約に向けて行っていきたいと思いますので、その中である程度の条件をつけていきたいと思いますので、金額については下がっていくと……すみません。失礼しました。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部委員のご質問に答弁をさせていただきます。

今回計上しました5,000万円ですが、初年度に特別かかるという経費は見込んでおりません。先ほど権田次長がお話ししたように、一応5年間の継続事業という形でやって債務負担行為を設定させていただいておりますので、5年の契約を見込んでおります。その中での年度割の5,000万円という形になります。ただ、実際まだ契約をしておりません。仕様を固めて入札をする中で金額が決まっていくかと思っておりますので、この5,000万円という予算を上限に今後執行させていただければというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 続いて、107ページの……

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員、大分時間も押していますので、質問まとめてください。

○14番（阿部弘明委員） 107ページ、学校給食牛乳パックというのがあるのですけれども、この前の説明だと、これがかからなくなるのは可燃ごみにするという説明があったのですけれども、本当ですか。

○委員長（北堀一廣委員） 教育委員会事務局担当、答弁願います。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部委員のご質問に答弁をさせていただきます。

牛乳パックの処理委託の関係でよろしいですか。実は今年度の途中からこの委託料については不要になったのですが、今まで牛乳パックというのは牛乳の飲み残しがパックの内側に付着しておりまして、それについては通常産業廃棄物という形で、別で分別をして処分をさせていただいておりました。ただ、令和4年度途中から焼却ごみの方法が今までの燃やすということから発酵処理とい

う形に変わったために、牛乳の飲み残しパックについても発酵処理で処理ができますよということで、処分の方法が変わりました。そのため、今まで分別して処分していたものが不要になったということで、今回予算からは削除されているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 分かりました。ありがとうございます。

以上で私の質問を終わります。

○委員長（北堀一廣委員） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（北堀一廣委員） 質疑なしと認めます。

これで、文教厚生常任委員会の所管事項の質疑を終結いたします。

以上をもちまして一般会計予算についての全ての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（北堀一廣委員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第27号 令和5年度滑川町一般会計予算の議定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（北堀一廣委員） 賛成全員です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

説明員の皆様には大変ありがとうございました。説明員の交代をお願いをしたいというふうに思っています。

暫時休憩します。再開は午前11時45分とします。

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

休 憩 （午前11時27分）

再 開 （午前11時45分）

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

○委員長（北堀一廣委員） 再開します。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（北堀一廣委員） 議案第28号 令和5年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定についての審査を行います。

岩附町民保険課長に説明を求めます。

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、議案第28号 令和5年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定について、お許しをいただいておりますので、着座にてご説明をさせていただきます。

令和5年度滑川町国民健康保険歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ15億3,597万8,000円で、前年度比1億4,251万円の減、率にして8.5%の減額予算となっております。

それでは、早速歳入の説明に入らせていただきます。予算書の137ページをお願いいたします。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税は本年度予算額3億5,585万円で、前年度比1,973万6,000円の減額となっております。減額の理由といたしましては、国保被保険者数は減少の一途をたどっており、昨年10月からの被用者保険の拡大により、国保資格喪失者が増えたことも要因の一つと考えられます。主な内訳として、節1医療給付費分現年課税分2億2,635万5,000円、節2介護納付金分現年課税分2,751万2,000円、節の3後期高齢者支援金分現年課税分9,012万2,000円となっております。

続きまして、138ページをお願いいたします。下段の款6県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金でございますが、本年度予算額10億8,116万円を計上いたしました。前年度比1億2,713万1,000円の減額となります。減額の理由といたしましては、被保険者数の減少もあり、保険給付費は前年度実績から見て縮小をしており、節1普通交付金は10億4,175万7,000円で、前年度比1億4,287万3,000円の減を見込んでおります。また、節の2特別交付金分は3,940万3,000円で、前年度比1,574万2,000円の増額見込みとなりました。主なものは保険者努力支援分1,117万1,000円、県繰入金（2号分）2,189万8,000円となります。

次に、139ページをお願いいたします。中段の款10繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金でございますが、本年度予算額7,690万円を計上し、前年度比242万円の増額となります。こちらは被保険者の保険者負担の軽減、町国保の財政基盤の安定を図るため、法定負担率で一般会計から繰り入れます。

次に、140ページ上段、項2基金繰入金、目4財政調整基金繰入金ですが、本年度予算額1,000万円を計上いたします。

歳入にあっては大変厳しい状況にあり、国保財政の安定化を図るため、基金を取り崩して繰入れを行います。

続いて、款11繰越金になりますが、前年度からの繰越金として、前年度より800万円少ない1,000万

円を計上いたしました。

以上が歳入の説明となります。

続きまして、歳出の主な項目についてご説明をいたします。142ページをお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費ですが、目1一般管理費には、総額で513万2,000円を計上いたしました。前年度比81万5,000円の減となります。主なものは節11役務費、通信運搬費に109万7,000円で、こちらは主に保険証の郵送代となります。次の節12委託料のうち、共同電算処理委託料に160万円、レセプト点検委託料90万3,000円を計上してございます。

次に、その下段の項3運営協議会費ですが、本年度総額といたしまして22万4,000円を計上いたしました。前年度比17万3,000円の減となります。

続きまして、143ページの中段、項4趣旨普及費ですが、消耗品費29万7,000円については、国保制度の啓発用のパンフレット及びエイズパンフレットの購入費になります。

続きまして、143ページの下段、款の2保険給付費、項1療養諸費でございしますが、一般被保険者及び退職被保険者の療養給付分療養費、審査支払手数料を合わせまして、合計で144ページの中ほどの計の欄にございます本年度予算額9億1,753万1,000円で、前年度比1億9,562万円減の支出を見込んでございます。こちらは前年度実績から減額見込みの予算となっております。

続いて、その下段、項2高額療養費でございしますが、一般被保険者、退職被保険者分を合計いたしまして、145ページ、本年度予算額の計1億2,421万6,000円を計上いたしました。前年度比3,330万9,000円の減となります。こちらも前年度実績から減額見込みの予算となっております。

続いて、145ページの下段、項の4出産育児諸費、目1出産育児一時金に、本年度予算額750万円を計上いたしました。120万円の増額となります。出産育児一時金につきましては、本議会にて条例の一部改正を上程しており、1出産当たり42万円から8万円増の50万円とし、出産費に係る経済的負担を軽減いたします。

続いて、146ページの中段に移りまして、項の5葬祭諸費、目1葬祭費には前年度と同額の150万円を計上、次の項6傷病手当諸費、目1傷病手当金には、前年度より16万2,000円多い、本年度予算額44万3,000円を計上いたしました。

以上のように、保険給付費の総額は大変厳しい減額予算となりましたけれども、被保険者が安心して医療が受けられるよう、その都度必要な補正をいたしまして、対応をしております。

次に、147ページをお願いいたします。款3国民健康保険事業費納付金でございしますが、項1医療給付費分は、本年度予算額の計2億9,454万5,000円、項2後期高齢者支援金分は148ページの上段、本年度予算額の計1億1,356万4,000円、次の項3介護納付金分、本年度予算額3,515万7,000円で、これら3つを合算いたしました額4億4,326万6,000円を、財政主体でございします埼玉県へ支払いを行います。

続いて、下段の款の6保健事業費、項1保健事業費でございしますが、目1保健衛生普及費に本年

度予算額1,167万2,000円を計上いたしました。主なものは149ページ、節12委託料、ヘルスアップ対策事業実施業務委託料に459万2,000円、また節18負担金、補助及び交付金では人間ドック補助金に460万円、糖尿病性腎症重症化予防共同事業負担金に142万2,000円を計上いたしました。

また、目2保養事業費には保養所利用補助金として63万円を計上して、被保険者の健康維持増進に努めます。

続いて、下段の項2特定健康診査等事業費につきましては、本年度予算額1,476万円を計上いたしました。令和5年度も被保険者の疾病予防、生活習慣病を未然に防ぐため、特定健康診査による集団健診及び個別健診を実施してまいります。

次に、150ページ下段の款の9諸支出金、項1償還金及び還付加算金は総額で前年度同額の本年度予算額211万2,000円を計上してございます。

以上で国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（北堀一廣委員） 次に、岩附町民保険課長より説明員の紹介をお願いいたします。

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長の岩附です。

説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） 町民保険課年金国保担当、副課長の松本と申します。よろしく願います。

○町民保険課主席主幹・年金国保担当（関 静） 町民保険課年金国保担当の関と申します。よろしく願います。

○町民保険課主任・年金国保担当（厚目峻佑） 町民保険課年金国保担当の厚目と申します。よろしく願います。

○町民保険課長（岩附利昭） 以上4名で説明をさせていただきます。よろしく願います。

○委員長（北堀一廣委員） ここで暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

休 憩 （午前11時54分）

再 開 （午後 1時00分）

○委員長（北堀一廣委員） 再開します。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部弘明委員。

○14番（阿部弘明委員） 14番、阿部弘明です。よろしく願います。

まず、142ページに保険証の郵送代というようなことで載っているということなのですが、今政府のほうで保険証を廃止するというような話が出ていまして、そういうふうになると、町の業務としてはどういうふうになるのでしょうか。

○委員長（北堀一廣委員） 町民保険課担当、答弁願います。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） 年金国保担当、松本より阿部委員さんのご質問にお答えしたいと思います。

マイナ保険証の導入で、令和6年度までに保険証を廃止するという方向で国のほう進めておりますけれども、その際にも資格証明書、それから被保険者であることを証明する書類というのをマイナ保険証をお持ちでない方には発行するということになっておりまして、その際にはやはり郵送の経費は必要になってくるかと思えます。ただ、今までのように全被保険者に対して保険証を郵送ということではなくなってくると、そういうふうに捉えております。

以上です。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） この制度を変えるということなのですが、保険証というのは被保険者だということである証拠なわけです。それを持たないことによって、医者にかかれば10割負担になるというふうに思うのですが、これは国が保険者だと思えるのですが、保険者があなたは被保険者ですよということを証明、要するに被保険者に証明させるのか、それとも保険者、国があなたは被保険者なのですよということを証明しているのか。あくまでも自分は被保険者なのですよと手を挙げない限り、これはもらえないのですか。それとも自動的にあなたは被保険者なのですよということで、町のほうからそれを証明するものとしてあげるのか、どちらなのでしょう。

○委員長（北堀一廣委員） 町民保険課担当、答弁願います。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） 年金国保担当、松本、お答え申し上げます。

今ご質問の件ですが、申請によるものか、それとも町のほうから自動で発行するものなのか、どちらなのかというご質問なのかと思えますが、そちらはまだ国のほうで明らかになっていないところで、今後の情報を待ちたいと思うところでございます。

以上です。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 報道によると、申請がなければ発行しないというか、自分が保険証をもらいたいからということで、申請しなければもらえないというふうになるらしいのです。これというのは保険料を払っているにもかかわらず、資格を持たないというふうになりかねないのですが、今国が進めているのは皆保険制度ということで、全ての国民は何らかの保険に入ると、健康保険に入ることになっているわけですが、それがそういう部分から崩れてしまう可能性があるというふうに指摘もされているのです。マイナカードを持たなければ、あなたは資格がないよということにどんどんはじかれてしまう。そんなことになったら、それが後で、ここは介護ではないのであれですけれども、介護保険証までそれを広げようというような流れがあるということになる

と、非常に保険証自体、要するに保険証を持たない人がどんどん増えてしまうというようなことになりかねないのではないかなというふうに思うのです。それについては特に何か感じることはありませんか。

○委員長（北堀一廣委員） 町民保険課担当、答弁願います。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） それでは、年金国保担当、松本、お答え申し上げます。

すみません。申請が必要ということで、阿部委員さんのほうで情報お持ちだということで、こちらの認識不足、申し訳ありませんでした。申請が必要ということですが、申請のお手間は取らせてしまうのですが、基本証明書の発行の手数料、そういったものは有料化するのだというような話もあったのですが、今現在それは見直されて無料になったという経緯もございます。やはりなるべく負担がない方向で国も配慮しているのかなと思うところなのですが、またマイナ保険証の場合と証明書の場合とで診療報酬、医者での窓口負担が十何円かずれて、証明書のほうが高くなってしまいう問題があるようです。やはりそういったところ、国がそのようにしているというところで、町でどうこうというのがなかなか難しいところなのですけれども、やはり国のほうに見直していただけることを考えていきたいなと思います。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） マイナ保険証を持たないために負担が増えるという、全く何を考えているのか分かりませんが、とにかくマイナカードを作れということで、何でもかんでもそういうふうに仕向けているということがおかしいと思いますし、そもそもこれは義務ではないわけでしょう。要するに保険証をカードとして持たなければいけないという、そういう法律があるわけではないのでしょ。

○委員長（北堀一廣委員） 町民保険課担当、答弁願います。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） お答え申し上げます。

確かに国のほうもマイナ保険証を持たない方が一定数いるだろうということで、今から見込んであるそうなのですが、一方で、国の骨太方針、令和4年度の骨太方針、そこではマイナ保険証にもう全員統一するのだという方針で動いていますので、そこが国のほうでどのように、現状とその方針等で整合性取っていくかというところもちよっと疑問なところなのですけれども。

以上です。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 法律でも決めていないし、何も決まっていないのに、とにかく作らなければ不利益を被るというような流れというか、非常に危惧するのです。法律を超えたことを政府がどんどんやってしまうということについて、これが法治国家なのかというふうに思うのです。そんなことを勝手にやる権限もないし、とにかくそういう無理やり持っていこうというこの政府のやり方

というのについて、本当に私は憤りを持ちます。

そういったようなことで、令和6年度までですから、もうすぐですけれども、どういうふうな対応して、町としても、今はもうやめてくれという声が相当上がっていますけれども、マイナカードを持つのは個人の自由ですからいいですけれども、保険証を廃止してしまうということ自体がやはり問題だということは町からもぜひ声を上げていただきたいというふうに思います。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） あと、ある調査で、この間様々な経済的な理由で受診控えというのが今行われていると。医者には今まで行っていたけれども、少し間を置いて行ってしまうとか、だんだんそういうふうな流れが強くなっているというようなことが言えるのですけれども、町の中では経済的な問題で困難な人にとって、この国保加入者にそういった場合についての支援策についてはどのように考えておりますか。

○委員長（北堀一廣委員） 町民保険課担当、答弁願います。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） 年金国保担当、松本よりお答え申し上げます。

今阿部委員さん、受診控えということで、恐らくコロナが影響での受診控えということでご指摘いただいているかと思うのですけれども、今年度の医療費ではないのですけれども、例えば特定健診の受診率、今年度今現在で41.4%ということで、コロナ前、令和元年度が42.6%だったのです。今年度41.4%ということは、まだ今年度幾らか伸びる可能性があるということで、もう受診控えというのがかなり解消されているのではないかというふうに見ているところです。

ただ、こちらで医療費についてなのですが、当初予算の中でも今年度医療費を基に医療費の予算を組ませていただいておりますが、前年度当初予算額に比べて1億円以上の減ということで、今年度の医療費が異常に少ないという現象になっているのです。それが果たして受診控えの影響なのかというのは全く定かではないのですが、そういった現象は表面的には起こっております。

受診控えというのも、今医療機関さんでもコロナの感染とかにはかなり対策も施していますし、恐らく周知もされていると思うのです。そういったところで受診控えというのは今後あまり発生しづらくなっていくのではないかと考えておりまして、ですので、そちらの経済的な面で受診ができない方へのてこ入れというのは今現在のところ考えていないというのが現状です。

以上です。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） そういったような経済状況の中で、要するにお金がないから受診を控えるという方、今までどおりは受診できないというような、慢性疾患を持っていても薬をもらわなければいけないのだけれども、定期的にもらいに行けないみたいな状況になっているというのがあるのです。そこはなかなか町で手当てするというのは難しいだろうというふうに思いますけれども、そ

ういったような状況はあるということで、例えば介護利用料の負担軽減措置みたいなのは持っていますけれども、なかなか難しいかもしれませんけれども、その辺の手当てを何らかの形で検討していただけないかなというふうにも思います。それで、146ページの傷病手当金について、これは町単独の予算で検討されているということでよろしいですか。

○委員長（北堀一廣委員） 町民保険課担当、答弁願います。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） 年金国保担当、松本よりお答え申し上げます。

こちらの傷病手当金44万3,000円についてなのですが、当初予算の積算をした時点での今年度の実績を考慮してこの金額とさせていただいております。ただし、国のほうから先般通知があったのですけれども、コロナの傷病手当金につきましては、令和5年5月7日までとするということで通知がありました。ですから、この金額が必ずしも必要ではない可能性もあるということでご承知いただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） これはコロナ対策の交付金の中から出ているわけですか。

○委員長（北堀一廣委員） 町民保険課担当、答弁願います。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） お答え申し上げます。

こちらのほう、コロナの傷病手当金については全額、今現在歳入予算で申し上げますと、138ページの下段に目で保険給付費等交付金、節で特別交付金、説明のところで特別調整交付金分というのがあるのですが、その中の一部です。これがコロナの傷病手当金に全額充てられているということになっています。その財政措置の期限が今年の5月7日までに発症したコロナ感染者に対しての分ということになります。

以上です。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） これはもうすぐ終わってしまうということなのですね。残念ですけれども、コロナだからということで、特別な措置を国もやったわけですが、決して必要ないわけではないのですよね。確かにコロナのときは国保の方がなった場合についての給付というのはどうしても必要だったというふうに思いますけれども、それにかかわらず、必要な手当金なのだというふうに思いますので、町でこれをつくるというのは大変だろうというふうに思いますが、できれば何らかの支援をお願いできればなというふうに思います。

あと149ページなのですが、養老の補助なのですが、これ減っているのですけれども、なぜでしょうか。

○委員長（北堀一廣委員） 町民保険課担当、答弁願います。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） 年金国保担当、松本よりお答え申し上げます。

前年度当初予算に比べて減額されているのですけれども、令和4年度の今回の議会に提出する補正予算でもかなりの減額補正をしているというのが実情でして、利用者がまだ思ったほど伸びない。一時期、コロナで外出控え起きて、この保養所の利用補助金も利用者が減ったのですけれども、そこからこちらについては、あまりまだ戻っていないというのが現状の感触でして、そういった利用実績を踏まえて減額とさせていただいております。必要に応じて、もし急速にまた伸びることがあれば増額補正も今後は考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 分かりました。よろしく願いいたします。

以上で私の質問終わります。

○委員長（北堀一廣委員） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（北堀一廣委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（北堀一廣委員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第28号 令和5年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定についてを採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（北堀一廣委員） 賛成全員です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（北堀一廣委員） 議案第29号 令和5年度滑川町介護保険特別会計予算の議定についての審査を行います。

篠崎高齢介護課長に説明を求めます。

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、議案第29号 令和5年度滑川町介護保険特別会計予算の議定について、自席より着座にてご説明申し上げます。

157ページをお開きください。本年度予算の総額は歳入歳出それぞれ13億8,000万円で、前年度比7,477万5,000円の増、率にして5.7%の増額予算となっております。

歳入の主な項目から説明いたします。159ページお願いいたします。款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料として2億8,631万2,000円、前年度比373万5,000円の増額となっており、被保険者の増加に伴い保険料を見込んでおります。

次に、1つ飛ばしまして、款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金として2億3,159万8,000円、前年度比1,964万9,000円の増額となっており、各種介護サービス費の増額を見込んだ国庫負担分となります。

次にその下段、項2国庫補助金になります。160ページをお開きください。中段にあります計3,771万円、前年度比323万1,000円を増額し、介護サービス費に充てるもので、保険給付費や地域支援事業費の増額によるものです。

次に、その下段、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、計3億5,413万2,000円、前年度比3,385万6,000円の増額、こちらも介護サービス費に充てるもので、保険給付費や地域支援事業費の増額によるものです。

161ページを御覧ください。款6県支出金、項1県負担金と、その下段、項3県補助金を合わせまして、計1億9,073万6,000円、前年度比の合計2,064万5,000円の増額となっており、保険給付費の増額に伴うものです。

162ページをお開きください。款9繰入金、項1一般会計繰入金として、計1億8,939万円を一般会計から繰り入れいたします。前年度比1,886万5,000円の増額となり、保険給付費の増額によるものです。

次に、その下段、款10繰越金につきましては8,984万5,000円、前年度比2,519万9,000円の減額とし、前年度の余剰金を見込んだ額となっております。

歳入については以上となります。

続いて、歳出の主な項目についてご説明いたします。164ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費434万円、前年度比161万4,000円の増額。これは介護保険制度改正に伴うシステム改修業務やパソコンの入替え、プリンター設置等を見込んでおります。

165ページを御覧ください。項3介護認定審査会費として776万7,000円を計上いたしまして、主な支出として、節18負担金、補助及び交付金、比企広域市町村圏組合(介護保険事業)負担金に417万5,000円、節11役務費、主治医意見書手数料に280万円となっております。

次に、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費でございますが、これは要介護1から要介護5の方を対象とした6つの介護サービスとして、166ページをお開きください。合計11億8,478万8,000円、前年度比1億2,250万円の増額となり、これは被保険者数の増加、前年度住所地特例者の増加によるものです。

167ページを御覧ください。項2介護予防サービス等諸費でございますが、これは予防給付としての5つの介護サービスの合計としまして、168ページをお開きください。計3,070万円、前年度比50万円の増額となります。

下段の項3その他諸費から、170ページの項6特定入所者介護サービス等費までは、前年度と同額となります。これは介護サービス費の支払いが一定の額以上の高額になった場合、超過分を利用者に支給するものと、介護施設サービス利用時の自己負担限度額を超える利用額を補助するものです。

次に、下段の款5地域支援事業費に移ります。主に地域包括支援センターが中心となって行う事業になります。項1介護予防・生活支援サービス事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費、説明欄を御覧ください。要支援者等に対するケアプラン作成委託料として308万8,000円、訪問型サービス事業費480万円、通所型サービス事業費1,440万円を計上しました。

172ページをお開きください。項2一般介護予防事業費として316万5,000円を計上し、体操教室や料理教室、認知症予防の頭の体操、また自主グループの支援などを計画しています。

次に、項3包括的支援事業・任意事業として7つの事業を上げております。175ページ上段、合計619万6,000円を計上しており、前年度とほぼ同額の予算となっております。

最後に、176ページをお開きください。中段、款6基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金として3,300万円、前年度比1,373万4,000円の減額となります。今後も保険給付費及び地域支援事業費の増額により保険料の上昇が見込まれますので、基金への繰入れにより準備を進めてまいります。

以上、令和5年度介護保険特別会計予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（北堀一廣委員） 続いて、篠崎高齢介護課長より説明員の紹介をお願いします。

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長の篠崎でございます。よろしくお願いいたします。

高齢介護課説明員につきましては、それぞれ自己紹介とさせていただきます。

○高齢介護課副主幹・介護保険担当（山岸美奈子） 高齢介護課介護保険担当、山岸と申します。よろしくお願いいたします。

○高齢介護課主査・高齢者福祉担当（武内 睦） 高齢介護課高齢者福祉担当、武内と申します。よろしくお願いいたします。

○高齢介護課長（篠崎美幸） 以上3名で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（北堀一廣委員） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（北堀一廣委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（北堀一廣委員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第29号 令和5年度滑川町介護保険特別会計予算の議定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（北堀一廣委員） 賛成全員です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（北堀一廣委員） 議案第30号 令和5年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定についての審査を行います。

岩附町民保険課長に説明を求めます。

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、議案第30号 令和5年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定についてを着座にてご説明をさせていただきます。

令和5年度後期高齢者医療歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億1,906万2,000円で、前年度比1,338万7,000円の増、率にして6.5%の増額予算となっております。

それでは、歳入の主な項目についてご説明をさせていただきます。185ページをお願いいたします。最初に、款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料ですが、目1特別徴収保険料、本年度予算額1億103万6,000円、続いて目2普通徴収保険料に本年度予算額7,349万4,000円を計上いたしました。合計で1億7,453万円、前年度比1,053万4,000円の増となります。主な増額の理由といたしましては、被保険者数の増加によるものでございます。

続きまして、ページの下段、款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金でございますが、本年度予算額3,792万6,000円を計上いたしました。内訳は節1事務費繰入金に269万7,000円、節2保険基盤安定繰入金に3,522万9,000円を計上いたしまして、前年度比285万3,000円の増額となっております。なお、保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減を行うための一般会計からの繰入れとなっております。

続きまして、186ページ、款5繰入金につきましては、前年度と同額の本年度予算額600万円を計上してございます。

歳入は以上でございます。

続いて、歳出の主な項目についてご説明を申し上げます。188ページお願いいたします。第1総

務費、項2徴収費、目1賦課徴収費ですが、本年度予算額234万7,000円を計上いたしまして、前年度比161万3,000円の増額となります。こちらは保険料徴収のための納付書発送等の事務費になります。増額分については、保険証の発送のための通信運搬費を一般会計から特別会計予算に振り替えたことによる増額となります。

続いて、項3保健事業費、目2保養事業費といたしまして、本年度予算額249万円を計上いたしました。内訳は、人間ドック補助金に180万円、保養所利用補助金に69万円の予算を取りまして、被保険者の利用負担の軽減及び健康保持増進を図ります。

続いて、その下、款項目同じく、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、本年度予算額2億1,229万1,000円を計上いたしました。前年度比1,211万2,000円の増額となります。こちらは歳入の保険料の徴収分及び保険基盤安定負担金分を合わせまして、埼玉県広域連合へ納付をいたします。

次に、189ページ中段の款3諸支出金、項1償還金は、前年度と同額の本年度予算額60万5,000円を計上いたしました。

以上で後期高齢者医療特別会計の予算説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（北堀一廣委員） 続いて、岩附町民保険課長より説明員の紹介をお願いします。

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長の岩附です。説明員につきましては、自己紹介させていただきます。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） 年金国保担当副課長の松本と申します。よろしくお願いたします。

○町民保険課主任・年金国保担当（厚目峻佑） 町民保険課年金国保担当の厚目と申します。よろしくお願いたします。

○町民保険課長（岩附利昭） 以上3名でご説明させていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（北堀一廣委員） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（北堀一廣委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（北堀一廣委員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第30号 令和5年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長（北堀一廣委員） 賛成全員です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（北堀一廣委員） 議案第31号 令和5年度滑川町水道事業会計予算の議定についての審査を行います。

會澤上下水道課長に説明を求めます。

○上下水道課長（會澤孝之） 上下水道課長、議案第31号 令和5年度滑川町水道事業会計予算の議定について、あらかじめお許しを得ておりますので、自席から着座にてご説明申し上げます。

なお、議案の朗読については、本会議の一括上程時にしておりますので、省略させていただき、前年度より変更のあったものなどを中心にご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

最初に、4ページからの水道事業会計予算に関する説明書についてですが、7ページの予定キャッシュフロー計算書についてご説明させていただきます。この計算書は資産や負債の増減に着目し、現金の動向を捉えていく役割を持っており、当初予算が計画どおり執行された場合の予定額を3つの区分に分けて整理し記載してございます。大まかな説明をさせていただきます。表の上段左側に区分とあります。区分1、営業活動によるキャッシュフローについては、一番上の行の当期純利益の予定として303万2,000円の計上をはじめとして、区分1の合計が中ほどの行に（純額）と書かれております。7,193万3,000円となります。

次の区分2、投資活動によるキャッシュフローですが、大きく占めているものが表中ほどの建設改良費で、2億5,126万1,000円の支出です。主に配水管路の布設工事を行うための費用となります。同じく区分2の純額として、マイナス2億2,585万6,000円となります。

区分3、財務活動によるキャッシュフローは、工事等に係る費用の借入に係るもので、重要給水施設配水管路耐震化工事のための借入れによる資金調達を考えており、収入予定額が建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入として計上されております。以下の2行の支出額については、過去の借入分の返済に充てる元金分、利息分となります。同じく区分3の純額として1億6,277万9,000円となります。

区分の1、2、3の純額の合計が下から3行目の現金及び現金同等物増加額となります。885万6,000円となり、年度末の残額として、一番下の行、現金及び現金同等物期末残高の10億3,386万8,000円となるのが予定として記載されております。

次に少し飛びまして、15ページから18ページにかけて、令和5年度の予定貸借対照表についてご

説明いたします。内容は資産の部とその対象となる負債の部、資本の部を分けて整理してあるものでございます。資産の部は15ページ、16ページになります。土地、建物などの有形固定資産や現金、預金などの流動資産など合わせまして、16ページの一番下、二重下線の金額34億1,492万4,949円が資産合計となります。負債の部は17ページから18ページの中ほどまで、18ページの上から5行目が負債合計で5億4,140万4,003円となっております。借入れや借入れに係る償還金等です。続く資本の部は、同ページの6行目から下から2行目までで、資本合計は28億7,352万946円となっております。その下の行の二重下線の金額が負債と資本の合計34億1,492万4,949円となります。この金額と先ほど御覧いただきました16ページの資産合計の金額、一番下の二重下線の行の合計と一致していることで、貸借が対照となっていることが確認いただけると思います。

続きまして、27ページをお開き願います。令和5年度滑川町水道事業会計事項別明細書を御覧いただきたいと思います。主なものについて順次ご説明させていただきます。まず、収益的収入及び支出の表より、収入について、款1事業収益は3億8,386万8,000円で、前年度当初より499万9,000円の増額です。項1営業収益より目1給水収益、節1水道料金は水道使用者様からいただく水道料金です。3億6,042万2,000円を計上し、前年度当初比で246万4,000円の増額といたしました。実績から想定される総配水量から有収率を93%として、有収水量を見込んで収益を算出いたしました。

次に、目3その他の営業収益は1,338万5,000円を計上し、前年度当初比で251万2,000円の増額といたしました。節1加入金、節2量水器取付料、節3手数料について、前年度実績に基づき、合計で1,283万5,000円を計上し、前年度当初比で251万4,000円の増額が主な原因です。

次に、28ページ、項2営業外収益ですが、956万1,000円で、前年度当初より2万3,000円の増額となっております。おおむね例年どおりの算定となっておりますが、目5雑収益については、下水道、農業集落排水、合併浄化槽の3事業の料金徴収事務を委託料からそれぞれ負担金に名称を改めました。同事業は令和4年4月から上下水道課として課を統合し、令和5年4月からは公営企業に移行することに伴い、事務上の委託関係が不要となり、水道事業側で支払っているもののうち、システム関係や消耗品など、下水道事業と共有利用している共通経費部分を利用者数で案分した割合で負担してもらうように変更させていただきました。

続いて支出です。29ページを御覧願います。款1事業費3億6,787万4,000円は、前年度当初比で951万2,000円の増額としました。項1営業費用、目1原水及び浄水費は配水場の機器の維持管理や県から水道用水を購入するための費用です。節3委託料は各種点検、清掃等の費用で、247万1,000円を計上いたしました。上4項目は毎年実施しており、例年並みの金額となっております。隔年で実施しているものもあり、令和5年度は下2件の配電盤点検清掃委託、直流電源装置点検委託がそれに当たります。節6受水費は、県より水道水を購入するための費用となっております。総配水量の予想水量より1億6,383万7,000円を計上いたしました。なお、購入の単価は、本年度も1立米当たり税別61.78円に据置きとなっております。

次に、目2配水及び給水費は、主に配水場や配水管路の維持管理、点検、修繕等に要する費用です。合計で4,009万8,000円、前年度当初比660万2,000円の増額を計上いたしました。主なものとしたしまして、今年度は災害備蓄用保存水の保存期限の近い1,500本の入替え年になっております。節2備用品費に65万1,000円を計上いたしました。

次ページになります。節4委託料は昨年に引き続き水管橋等点検業務委託を実施したいと考えております。町内のいわゆる水管橋は水房地内の1か所ですが、それを含めた4か所の河川を渡る主な管渠の点検を令和4年度に実施いたしました。令和5年度は滑川に架かる橋脚への添架などで、川を越す主な管渠7か所の点検を行いたいと思っております。また、配水場カメラ監視システム委託200万円は、現在の監視システムの更新時期に当たり、入れ替えるための費用を計上させていただきました。次に、新たに仕切弁等開閉・状況調査業務委託として600万円を計上いたしました。こちらは町内全域にある仕切弁等、およそ2,000基の現状を調査いたします。経年劣化により操作できない箇所、既に漏水等の問題を抱えている箇所などを洗い出し、災害や、さらなる漏水事案に備えたいと考えております。その他の委託については例年計上させていただいているもので、検満メーター取替え委託料は計量法で定められた期限を迎えるメーター数から算出しております。節5賃借料の水道事業支援システムレンタル業務委託は水道管渠の地図データや工事記録等の資産管理や予算決算等の会計管理を行うためのシステム経費で、昨年同様の金額を計上させていただいております。節6修繕費は、老朽化した消火栓や漏水等に係る管路の緊急修繕のための費用として1,020万円を計上いたしました。年度当初であるため、昨年並みの計上といたしましたが、昨今経年劣化による漏水等の修繕も増えており、経費も状況により様々なため、予算の執行状況によって補正による予算対応をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、目3業務費2,583万5,000円は、前年度当初比で625万3,000円の増額を計上いたしました。水道料金の賦課徴収に係る経費が主なものです。増額となった主な原因ですが、今年の2月末に契約満了を迎えた料金システム更新に合わせて、インボイス化へのシステム対応を行ったために発生した納付書等の新規作成経費、機器のクラウド化対応やスマートフォン決済を可能とするためのサービス拡大費用などとなっております。関係する予算として、31ページの節6印刷製本費は納入通知書、督促状、催告書及びこれらに対応する窓開き封筒、さらに検針時にポストインする検針票を全て新様式に変更、作成いたします。節7通信運搬費は納入通知書、郵送料を前年並みの計上しておりますが、封書からはがきになるため、実際には減額となることを見込んでおります。水道料金調定システム回線使用料は新たな費用負担として計上してございます。これはシステム入替えに伴うクラウド化のため、ネット回線の使用料が新たに発生するためです。節8委託料の帳票印刷処理料はインボイス化に伴い圧着はがきを採用したことにより、月締めから納付書の印刷、圧着作業をシステム業者側で行うための費用です。スマホ決済委託料は送付された納付書のバーコードでスマホ払いができるサービスで、現在税務課にて先行稼働しております。支払い方法の選択肢

を増やすもので、住民サービスの一環と考えております。また、別件ではありますが、新たなものとして、水道事業経営戦略見直し業務委託とありますのは、前回策定後5年目の中間見直しの年度となっており、予算の計上をさせていただきました。

次に、32ページをお願いします。節10賃借料はシステム更新に関連して、クラウド型サーバーの利用料としてホスティング利用料、水道システムの継続利用料として水道システム利用料が新たに加わりました。

目4総係費ですが、4,891万円は、前年度当初比で6万3,000円の減額となっております。節2給料から節7旅費までは人件費、その他は庶務的経費となっております。おおむね例年どおりの算定に従っての内容で計上させていただいております。ただ、33ページ中段にあります節12印刷製本費については、予算書及び決算書の印刷費用として30万円の増額をいたしました。令和5年度から企業会計となった下水道事業と一括して製本するため、支払いについては水道事業会計で一括して支払います。下水道分については案分して、後から負担してもらうことになっております。

続きまして、34ページお聞き願います。項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費ですが、借入金に対する利息の償還分305万9,000円でございます。公的資金の企業債及び民間金融機関からの借入金に対する利息分でございます。元金分については4条予算の資本的支出で計上してあります。

項3特別損失、目1過年度損失修正損については、水道料金の不納欠損分でございます。

続きまして、36ページからの資本的収入及び支出についてご説明いたします。最初に収入からです。款1資本的収入は2億3,904万3,000円で、前年度当初比7,558万2,000円の増額を計上させていただきました。項1負担金は主に消火栓設置工事負担金等として30万円を計上、昨年度比で1,000万円の減額としております。こちらは総務政策課との調整により、新年度の予算として緊急用に1か所程度の修繕予算の計上とし、管路更新工事等に伴うものについては、数量が固まってから補正にて対応するようにいたしました。

項2加入金は先ほどご説明したとおり、3条予算収益的収入と4条予算資本的収入で、半分ずつ同額の計上とさせていただいております。

項3企業債及び他会計借入金は2億180万円を計上いたしました。令和4年度より重要給水施設配水管路耐震化及び老朽管更新計画に基づく工事を行っていくための単年度分の資金として見込んでいたもので、令和4年度に詳細設計をした実施費用から計上いたしました。

項4国庫補助金として2,460万円は、今申し上げました工事の補助対象と見込んでおります。補助額については補助対象の4分の1になります。

次に、37ページをお願いします。支出です。款1資本的支出は3億1,577万5,000円で、前年度当初比7,614万1,000円の増額となっております。

最初に、項1建設改良費、目1配水設備拡張費より節1委託料の重要給水施設配水管路及び老朽

管更新事業設計業務委託1,400万円は、令和6年度に実施する同工事の詳細設計となります。節2工事請負費ですが、重要給水施設配水管路耐震化工事費として1億6,158万2,000円、老朽管更新工事費として2,624万2,000円を計上しております。

次に、目2営業設備費、節1量水器費ですが、新規加入者分、検定満期の交換分の購入及び設置交換のための費用として342万5,000円を計上させていただきました。

次の、項2企業債及び他会計償還金は起債と民間金融機関からの借入れの元金分の償還金です。前年度予算比で312万7,000円の減額となっております。先ほどご説明したとおり、利息分は3条予算に計上してあります。

以上、水道事業会計令和5年度当初予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

- 委員長（北堀一廣委員） 続いて、會澤上下水道課長より説明員の紹介をお願いいたします。
- 上下水道課長（會澤孝之） 上下水道課長の會澤です。説明員については自己紹介とさせていただきます。
- 上下水道課副課長兼主席主幹・水道管理担当（高坂真理子） 上下水道課水道管理担当、副課長の高坂と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 上下水道課主任・水道施設担当（柳岡俊哉） 上下水道課水道施設担当の柳岡と申します。よろしくお願ひします。
- 上下水道課長（會澤孝之） 以上3名でご説明に当たらせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。
- 委員長（北堀一廣委員） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部弘明委員。

- 14番（阿部弘明委員） 14番、阿部弘明です。よろしくお願ひいたします。

基本的なことなのですが、水道料金の計算の仕方、基本料金プラス使用量によって増えていくと言うのですが、どういうやり方になっているのか教えてください。

- 委員長（北堀一廣委員） 上下水道課担当、答弁願います。
- 上下水道課副課長兼主席主幹・水道管理担当（高坂真理子） 上下水道課水道管理担当、高坂が阿部委員のご質問にお答えいたします。

まず、水道料金の算定になるのですが、現在水道料金のほうにつきましては、年間総配水量を算出いたしまして、そちらに前年度の有収率93.8%を掛けます。それに前年度決算で出ました供給単価で総額の年間の見込みを出しております。個別の水道料金につきましては、基本料金が1,760円、また口径につきましては基本料金は若干変わるので、それから使用水量が20立方メートルを超えたら、それに応じて算定される計算になっております。

以上です。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 基本が20立方メートル以下は1,760円ということでよろしいですね。

この基本料金の考え方というのは町によってそれぞれ違うのですか。例えば嵐山だと50立方メートルというのが基本みたいなのですけれども、それぞれでこれ決められるわけなのですか。

○委員長（北堀一廣委員） 上下水道課担当、答弁願います。

○上下水道課長（會澤孝之） 上下水道課長、阿部委員のご質問にお答えします。

料金の設定については、各市町村によって設定があります。例えば基本料金の考え方についても滑川町では1月当たり10立米まで400円、それを2か月ごとに計算して請求させていただいていますが、町によっては基本料金の中に水量を含まずに、いきなり水量1立米から算定をさせていただくところがあったり、そのほかにメーター使用料とかという名目で違う料金の設定があったり、様々です。ただ、取り方の大きな形として、この周辺では多少の金額の上限はありますけれども、基本料金プラス水量で取っているところが多いと考えております。

以上です。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） ちなみに、滑川町の水道料金の設定というのは県内ではどのくらいの、どういうふうにして見たらいいのかよく分かりませんが、どのくらいのレベルなのでしょう。

○委員長（北堀一廣委員） 上下水道課担当、答弁願います。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 1時59分）

再 開 （午後 1時59分）

○委員長（北堀一廣委員） 再開します。

答弁願います。

○上下水道課長（會澤孝之） すみません、今手元に細かい数字ないのですけれども、今言ったように県内で見ると、基本料金とか、いろいろ計算の仕方でも単価違ってくるので、例えば月ごとですか、それから2か月ごとにとっているところによっても金額が違うので、大体どのくらいとは言えないのですけれども、例えばこの周辺であれば滑川の水道というのはそれほど高いほうではないと。例えば滑川町は県から水を買って、そのまま配水場から皆さんにお送りしているのですけれども、大きい市とかによっては配水場を持って自分のところで水を浄化したりして送っているところなんかについては単価が高かったりという印象がありますので、基本的に滑川の水道は高いのかって聞かれたときには、むしろ安いほうだというお答えを窓口等ではさせていただいております。

以上です。

○委員長（北堀一廣委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員）　ちなみに、2か月で20立方メートルが基本みたいになっているのですよね。それ以下は基本料金で払うということですね。例えば基本料金の設定を半分にしてしまうというふうになると、料金というのは上がるのですか。単身者なんかは水道を使わない方は、確かに得かなという感じもするのですけれども、逆にどんどん使う方にとっては料金的には増えてしまうのですか。そういう町がいろいろあるものだから、どういう設定があれなのかななんて思ったのですけれども。

○委員長（北堀一廣委員）　上下水道課担当、答弁願います。

○上下水道課長（會澤孝之）　こちらについても先ほど言ったように水道料金の設定は町それぞれでやっています。例えば財政計画とかかけていく中で、基本的に企業会計については水道料金の中で運営していくのが理想の形となっていますので、今阿部委員がおっしゃったように、基本料金を半分にしましょうといった場合には、例えば超過料金を10立米から始めるのか、20立米から始めるのかとか、その辺の調整をしていかないと、結果的に水道事業の経営をしていく上でどうしても必要な額って決まってくるので、人によってはそれで今まで無駄にしてた分を払わなくて済むなという方も出てくるでしょうし、そうしたがために超過料金が増えてしまって、かえって増えたという方も出てくると思います。その辺の料金の見直しについてはある程度の一定期間の中でやっていますので、例えば水道審議会の中で、そういう機関もありますので、そういうところで財政の事情を考えながら相談をさせていただいたり、こちらでも試算をしながらやっているところです。今の場合にはこのままで当面の間は滑川についてはやっていきたいという考えでおりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（北堀一廣委員）　阿部委員。

○14番（阿部弘明委員）　分かりました。ありがとうございます。私の質問は以上です。

○委員長（北堀一廣委員）　ほかにありますか。

上野葉月委員。

○5番（上野葉月委員）　上野葉月です。質問いたします。

37ページ、老朽管更新工事2,624万円についてなのですが、老朽管というのは固定資産の管理上だと構築物でよろしいかと思うのですが、25ページを見ると、構築物6から40年と耐用年数の期間がかなり差があります。この老朽管の更新工事については、どのような判断基準でこの管について更新を行うというような判断をなさっているのでしょうか。

○委員長（北堀一廣委員）　上下水道課担当、答弁願います。

○上下水道課主任・水道施設担当（柳岡俊哉）　上下水道課水道施設担当の柳岡と申します。上野葉月委員さんの質問に答えたいと思います。

老朽管につきましては、今回重要給水施設配水管路耐震化工事及び老朽管更新工事という計画を策定させていただきまして、さきの重要給水管については病院とか学校とか役場とかに向かってい

く管路になりまして、そのほかのうちで言う配水の本管の部分の老朽管を更新していくという工事になります。この中で老朽管ということで、滑川町で1972年頃から水道管が入っていますので、50年を超えてきた管が増えてきていますので、そちらのほうを古い管から優先的に更新して、新しく替えていく工事になります。

以上です。

○委員長（北堀一廣委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

重要というのは施設等が先にあるところということで、老朽管というのは50年をめどにということでした。管の耐用年数というのは60年ぐらいを見ているのでしょうか。

○委員長（北堀一廣委員） 上下水道課担当、答弁願います。

○上下水道課主任・水道施設担当（柳岡俊哉） 一応60年とか、管の種類によって耐用年数が変わってくるのですが、およそその指針の中で40年が、試算のところで耐用年数がありますので、その40年を超えてきたものを特に優先的に更新のほうをさせていただいております。

以上です。

○委員長（北堀一廣委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） では、数字の見方で見ますと、例えば34ページ、減価償却費で構築物というところで6,000万円出ているのですが、この中に40年を超えた水道管については減価償却でも入ってきていないということですか。

○委員長（北堀一廣委員） 上下水道課担当、答弁願います。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時06分）

再 開 （午後 2時06分）

○委員長（北堀一廣委員） 再開します。

答弁願います。

○上下水道課長（會澤孝之） 上下水道課長、上野葉月委員のご質問にお答えします。

耐用年数の話からまずさせていただきますと、柳岡のほうから説明したように、建前上は40年、実際に今国で進めている、うちのほうでも進めているこの耐震化とか老朽管の更新工事については60年をめどにと。大体1.5倍。それについては、国のほうでそこまでは今の現状からいうと塩ビ管等が多いので、主な塩ビ管等で考えたときに、そこまではもっている状況、今までの長い歴史の中でそういう経験から60年をめどに、そこを上限にというか、そこら辺を限界に考えて更新していきましようということで、滑川町でも数年前にアセットマネジメントということで管路を全部見ております。そういった中で、実際には管路の償却は済んでいませんので、減価償却ということであれ

ば管路も、あるいは機械施設、こちらにあるものの年数に応じて減価償却物として計算はされています。細かい内容については台帳がありますので、そちらについて今手元にございませんで、細かい数字は出せませんけれども、そういう形で計算はさせていただいております。

以上です。

○委員長（北堀一廣委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（北堀一廣委員） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（北堀一廣委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（北堀一廣委員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第31号 令和5年度滑川町水道事業会計予算の議定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（北堀一廣委員） 賛成全員です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開は午後2時25分とします。

休 憩 （午後 2時09分）

再 開 （午後 2時25分）

○委員長（北堀一廣委員） 再開します。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（北堀一廣委員） 議案第32号 令和5年度滑川町下水道事業会計予算の議定についての審査を行います。

會澤上下水道課長に説明を求めます。

○上下水道課長（會澤孝之） 上下水道課長、議案第32号 令和5年度滑川町下水道事業会計予算の議定について、自席から着席にてご説明申し上げます。

最初に43ページからの下水道事業会計予算に関する説明書についてご説明させていただきます。

初めに、これまでの特別会計との予算の内容の違いについて簡単にご説明申し上げますと、これま

で下水道、集落排水、浄化槽の3事業は特別会計予算として個別に会計管理を行い、予算書もそれぞれに編成しておりましたが、令和5年度からは下水道企業会計内の項目として個別に予算管理をし、最終的に下水道事業の収支として決算することになってきます。よって、これまでの事業ごとの予算を明示するものはセグメントという言葉、文言も使わせていただくこととなりますが、いわゆる款ごとに分けて記載し、下水道事業全体の予算、決算につながるような書類については3事業を合算した形で記載することとなります。

43ページからの下水道会計予算に関する説明書については、水道事業と同じ要領にて編集してございます。よって、重複する詳細な内容説明については割愛させていただきたくご了解願います。まず、実施計画書についてですが、事業ごとの収入及び支出の予定額を記載しております。内容の主なものは後ほど事項別明細書にてご説明させていただきたいと思っております。

48ページ以降の予定キャッシュフローの計算書から予定貸借対照表については、3事業を合算した内容の記載となります。まず、予定キャッシュフロー計算書ですが、同じく区分1、営業活動によるキャッシュフロー、区分2、投資活動によるキャッシュフロー、区分3、財務活動によるキャッシュフローの区分に分けて、現金の収入、支出の流れを取りまとめてございます。区分の1、2、3の純額合計より年度末の残額として、一番下の行の現金及び現金同等物期末残高の1億9,991万4,000円となることが予定として記載させていただいております。

次に少し飛びまして、55ページから62ページにかけて、令和5年度の予定貸借対照表についてご説明いたします。内容は同じく資産の部と、その対象となる負債の部、資本の部を分けて整理してあるものでございます。資産の部については56ページの一番下、二重下線の金額64億1,057万2,770円が合計額となります。負債の部は、58ページの上から5行目が合計額で、53億9,914万5,301円となっております。続く資本の部は、同ページ下から2行目が合計額で、10億1,142万7,469円となっております。その下の行の二重下線の金額が負債と資本の合計64億1,057万2,770円となります。この金額と、先ほど御覧いただきました56ページの資産合計の金額が一番下の二重下線の行の合計と一致しておりますので、貸借が対照となっていることが確認いただけます。

続きまして、66ページをお開き願いたいと思っております。令和5年度滑川町下水道事業会計事項別明細書を御覧いただきたいと思っております。こちらは、3事業をそれぞれセグメントと呼びます款ごとに、3条予算、4条予算に分けまして、詳細に記載したものととなります。また、下水道事業会計は本年度から企業会計となり、予算項目の記載が特別会計と変わり、前年度との比較対象が一致しないことから、3条予算、4条予算ともに、前年度当初予算額比較増減の欄については空欄とさせていただきますので、ご了承願います。

主なものについて順次ご説明させていただきます。収益的収入及び支出の表より、収入について、款1 公共下水道事業収益は3億5,938万円を計上いたしました。項1 営業収益、目1 下水道使用料は1億9,550万円を計上いたしました。各ご家庭から下水に流れた汚水水量によって算定し、お支

払いしていただいている料金です。汚水量については上水道の使用水量から換算しております。算定については、最近は接続件数に大きな増減がないため、前年度並みで計上しております。

項2 営業外収益のうち、目2 他会計負担金2,647万円、目3 他会計補助金7,053万3,000円は、これまでの一般会計からの繰入金に相当するものです。負担金は、起債の利子償還や事業費への補填分です。補助金は、減価償却費への補填費です。

下水道事業については、多くの事業者がそうであるように、使用料収入だけでは事業財政を賄えず、一般会計からの繰入金の支えに大きな役割を担っていただいております。また、本年から企業会計への移行に伴い、これまでの特別会計の打切り決算を行うため、十分な資金がない状態でのスタートとなります。今後はこれまで同様に支出費用の抑制、諸事業の効率化等々を考えた運営努力を前提とした経営を心がけてまいります。財務状況が安定するまで、しばらくの間は繰入れ予算への依存が増えることをご理解願いたいと思います。

次に67ページ、款2 農業集落排水事業収益は1億2,385万8,000円を計上いたしました。項1 営業収益、目1 農業集落排水使用料1,680万円は下水道事業と同じく、上水道の使用水量によって汚水量を換算し算定しております。こちらも接続件数に大きな変動が想定されないため、前年度当初並みとさせていただきます。

項2 営業外収益1億705万8,000円のうち、目1 他会計負担金5,172万円、目2 他会計補助金2,241万4,000円は、下水道事業同様、これまでの一般会計からの繰入金に相当するものとなっております。

款3 浄化槽事業収益は3,147万9,000円を計上いたしました。項1 営業収益、目1 浄化槽使用料1,128万4,000円は、月の定額使用料を水道料金と一緒に2か月ごとに請求させていただいております。設置戸数についても増加実績に基づき算出いたしました。また、この使用料とは別に年1回以上の清掃を行うことになっており、主に汚泥の引き抜きに係る費用ですが、こちらも設置戸数から換算して計上しております。実施した際には前述の使用料に上乗せして請求しております。この実施に関しては利用者への連絡を別途個別にしております。汚泥量の想定については増減差を考慮し、実績値の90%程度を見込みました。

項2 営業外収益2,019万5,000円のうち、目1 他会計負担金2,040万3,000円、目2 他会計補助金544万9,000円は前述の2事業同様、これまでの一般会計からの繰入金に相当するものです。

続いて支出です。68ページをお開き願います。款1 公共下水道事業費用3億5,638万1,000円のうち、項1 営業費用、目1 管渠費、節1 光熱水費ですが、町内5か所のマンホールポンプの稼働用の電気料として92万4,000円、節2 通信運搬費はマンホールポンプに異常が発生したときの緊急通報用の電話回線及び受信用携帯電話の使用料として30万円、節3 委託料は例年行っている点検及び検査業務のほか、今年度新たに下水道全体計画変更業務委託2,450万円を計上いたしました。これについては前回、平成21年度に策定した計画の見直しになります。東京湾の水質環境保全のために湾内に流れ込む各河川の流域ごとに水質基準を維持する計画について、国より令和6年度までに今後

20年間を計画期間として策定することを求められているものです。

目2 流域下水道維持管理負担金、節1 負担金は県に支払う市野川流域下水道維持管理負担金として1億2,000万円を計上いたしました。県の市野川水循環センターで汚水を処理する費用の負担金です。

目3 業務費、節3 負担金702万8,000円は、使用料徴収に係るシステム等の水道事業との共有利用部分についての負担割合を案分し、水道事業へ支払う経費です。

目4 総係費、節1 報酬は下水道審議会開催時に委員に支払う報酬金です。以下70ページ中段までは、人件費と例年計上しております事務的経費等になります。

項2 営業外費用、目1 支払利息及び企業債取扱諸費は借入金償還に係る利子分の償還金です。

目2 消費税は令和4年度分確定申告納付分及び令和5年度分の間納付分の費用として、合わせて800万円を計上させていただきました。

次に、71ページからです。款2 農業集落排水事業費1億2,384万6,000円のうち、項1 営業費用から目1 管渠費、節1 委託料380万円は伊古地区5か所、和泉地区7か所、土塩地区7か所の計19か所の中継マンホールポンプの保守点検業務の費用です。

目2 処理場費、節1 光熱水費490万円は処理場及び中継マンホールポンプ稼働用の経費です。節2 通信運搬費は通信運搬費中、専用電話料57万円は中継マンホールポンプ19か所のうち、異常監視装置が設置されている15か所の異常警報通信用の経費となります。節3 委託料のうち、処理施設維持管理業務委託は伊古・広瀬地区及び和泉・菅田・両表地区の処理場の保守点検費用です。節4 手数料のうち、汚泥引き抜き費用として1,200万円を計上いたしました。各地区の処理場等にたまった汚泥を処分する経費です。節5 修繕費は施設の経年劣化が進んでおり、部品交換、緊急修繕などで対応する件数が増えてきており、実績に基づき予算を確保するため910万円を計上いたしました。節7 負担金は野原・土塩地区の処理場施設の維持管理費用として、熊谷市と協定を結んだ負担割合にて、毎年事業費の負担をしており、令和5年度は550万円を計上いたします。主に電気料金等の物価高騰分を想定した分が前年に上乗せになっております。

目3 業務費、節1 負担金は使用料徴収に係るシステム等に係る水道事業との共有利用部分についての負担割合を案分し、水道事業へ支払う経費です。

目4 総係費557万6,000円は、人件費と例年計上しております事務的経費が主なものになります。

次に、72ページをお開き願います。項2 営業外費用、目1 支払利息及び企業債取扱諸費は借入金償還に係る利子分の償還金です。元金は4条予算から支出いたします。

目2 消費税は令和4年度分確定申告納付額想定分及び令和5年度分の間納付分の費用として、合わせて180万円を計上いたしました。

次に、款3 浄化槽事業費用2,948万3,000円のうち、項1 営業費用、目1 浄化槽費、節1 委託料643万7,000円は、町が本事業によって設置した浄化槽をそれぞれ年1回清掃する費用です。算定基礎と

なる汚泥引き抜き量、対象基数については収入の浄化槽使用料の数量と同じです。

次に73ページになります。節5負担金34万2,000円は、前出の2事業と同じく、水道事業との共有利用経費についての費用です。

目2総係費は、人件費と例年計上しております事務的経費等になります。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費は借入金償還に係る利子分の償還金です。

続きまして、75ページからの資本的収入及び支出についてご説明いたします。最初に収入から。

款1公共下水道事業資本的収入1億4,152万1,000円のうち、項1負担金、目1公共下水道事業分担金、節1分担金は下水道区域外からの接続希望者に受益者負担金に代わって負担していただくものです。接続には県の同意が必要になってきます。

目2公共下水道事業負担金、節2負担金は下水道区域で下水道を利用する際の負担金です。土地の面積によって算出された金額が土地に対して1度だけ賦課されます。

項2企業債、目1企業債は市野川水循環センターの建設費を流域3町で案分した負担分の滑川町分の支払いに充てる財源として借入れをするものです。令和5年度の当町の負担額として、県より示されております算定額として3,500万円を計上いたしました。

項3他会計負担金は、事業財源が不足する分を一般会計より資本的収入へ繰り入れていただく分でございます。

次に、款2農業集落排水事業費資本的収入3,844万円のうち、項1他会計負担金、目1他会計負担金は事業財源が不足する分を一般会計より資本的収入へ繰り入れていただく分でございます。起債元金償還金の財源といたします。

項2負担金及び分担金、目1負担金及び分担金、節1受益者分担金は農業集落排水へ新規接続を行う方に負担していただくものです。

次に、款3浄化槽事業資本的収入2,715万2,000円のうち、項1負担金222万6,000円は公設浄化槽を設置する際の個人負担分です。人槽ごとに定めてあり、令和5年度は各人槽合わせて20基相当分を計上させていただいております。

76ページをお開き願います。項2他会計負担金、目1他会計負担金は事業財源が不足する分を一般会計より資本的収入へ繰り入れていただく分でございます。起債元金償還金の財源といたします。

項3企業債、目1企業債は公設浄化槽設置に当たり、補助金と個人の分担金で不足する分を町が補填するために借り入れるものです。

項4国庫補助金、目1国庫補助金は公設浄化槽設置に当たって国からの補助金です。

項5県補助金、目1県補助金は同じく県からの補助金です。浄化槽1基に係る費用は、これら国、県の補助金、個人の分担金、町の補填額で財源の確保をしております。

続いて支出です。下段の表を御覧ください。款1公共下水道事業資本的支出1億5,039万8,000円ですが、項1建設改良費、目1公共下水道管渠建設改良費は、主に公共ますのない土地に新設する

ための費用が主なものです。節1工事請負費に1か所相当分70万円を計上しました。

目2流域下水道建設費負担金は先ほど収入で説明したとおり、県への負担金です。

次に、77ページをお開き願います。項2企業債、目1企業債は借入金償還に係る元金分の償還金です。利子は3条予算から支出いたします。

次に、款2農業集落排水事業資本的支出3,844万1,000円ですが、項1建設改良費、目1建設改良工事費は主に公共ますのない土地に新設するための費用が主なものです。節1工事請負費に4か所相当分280万円を計上いたしました。

項2企業債、目1企業債は借入金償還に係る元金分の償還金です。

次に、款3浄化槽事業資本的支出2,760万7,000円ですが、項1建設改良費、目1浄化槽整備費は公設浄化槽の設置工事の費用が主なもので、先ほどご説明いたしました令和5年度は各人槽合計で20基設置を想定しており、それに伴う浄化槽本体の購入費と設置工事費を合わせた額を節1工事請負費に2,116万円を計上いたしました。

項2企業債、目1企業債は借入金償還に係る元金分の償還金です。

以上、下水道事業の令和5年度当初予算の説明とさせていただきます。雑駁な説明に加え、3事業で同様な項目が多く、分かりにくい点多々あったかと思われそうですが、何とぞご容赦の上、ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（北堀一廣委員） 続いて、會澤上下水道課長より説明員の紹介をお願いいたします。

○上下水道課長（會澤孝之） 上下水道課長の會澤です。

説明員については自己紹介とさせていただきます。

○上下水道課副課長兼主席主幹・下水道担当（神田 等） 上下水道課下水道担当、副課長の神田です。どうぞよろしく願います。

○上下水道課主任・下水道担当（長野純一） 上下水道課下水道担当、長野と申します。よろしく願います。

○上下水道課主幹・下水道担当（上 武史） 上下水道課下水道担当、上と申します。よろしく願います。

○上下水道課長（會澤孝之） 以上4名でご説明に当たらせていただきます。よろしく願います。

○委員長（北堀一廣委員） これより質疑に入ります。

上野葉月委員。

○5番（上野葉月委員） 上野葉月です。質問いたします。

まず、下水道会計が3事業を集めて企業会計になったわけなのですけれども、引き続き一般会計負担金ということで各所に一般会計からの金額が入っています。当初課長からの説明で、一般会計負担金を減らしていくようにというようなお話があったかと思うのですけれども、この一般会計負担金というのは企業会計になってもずっと継続して入れていくものなのではないでしょうか。それともだん

だんなくしていく方向で考えるものなのでしょうか。

○委員長（北堀一廣委員） 上下水道課担当、答弁願います。

○上下水道課主任・下水道担当（長野純一） 上下水道課下水道担当、長野が答弁させていただきます。

現時点では引き続き一般会計からの繰入金として、一般会計負担金、こちらのほうは受入れの要望をさせていただき予定でございます。どうしても現在の下水道使用料収入では費用が全然賸い切れておりませんで、今後は下水道使用料の改定の必要性について、令和5年度、6年度の2年間で審議会等を踏まえて検討してまいりまして、一般会計への依存を減らしていくという方向に持っていけるように検討を進めてまいる予定でございます。

以上です。

○委員長（北堀一廣委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

なかなか一般会計からの負担金を減らすというのは難しいのだろうなというふうに思っているのですけれども、となると、この企業会計化の一番の目的というのは独立収支にしていくということなのでしょうか、それともまた会計の整理というか、そういうところにあったのでしょうか。

○委員長（北堀一廣委員） 上下水道課担当、答弁願います。

○上下水道課主任・下水道担当（長野純一） おっしゃるとおり、企業会計の目的としましては、いわゆる見える化としまして、独立採算制にのっとって下水道事業を運営して、きちんと収支の見直しを図っていきなさいというのが国のほうの指針ですので、我々滑川町下水道事業についても同じように進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（北堀一廣委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

63ページ、先ほどと同じ減価償却についての質問になるのですけれども、63ページに減価償却の方法というところで、主な耐用年数、建物から機械装置まで各年数が入っています。ここは50年、50年、20年ということで、はっきり年数が書いてあって、上水道のほうはかなりばらつきがある年数になっていたのですけれども、この耐用年数の設定の差というのは何か理由があるのでしょうか。

○委員長（北堀一廣委員） 上下水道課担当、答弁願います。

○上下水道課主任・下水道担当（長野純一） こちらにつきましては、下水道につきましては管渠の種類と建物、主な耐用年数ということで建物、構築物、機械及び装置ということで様々なものがございますので、主要なものについて記載を絞っております。

以上です。

○委員長（北堀一廣委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 分かりました。では、実質については耐用年数に各種差があるということに変わりはないということで理解しました。

質問は以上です。

○委員長（北堀一廣委員） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（北堀一廣委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（北堀一廣委員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第32号 令和5年度滑川町下水道事業会計予算の議定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（北堀一廣委員） 賛成全員です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○委員長（北堀一廣委員） 以上をもちまして、当委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。委員会の審査並びに議事の進行につきましては、委員各位並びに執行部、説明員の皆さんの誠意と熱意あるご発言をいただき、当委員会の目的が達せられましたことに感謝と御礼を申し上げます。

これをもちまして、令和5年度滑川町各会計当初予算に関わる予算審査特別委員会を閉じたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） 予算審査特別委員会北堀一廣委員長、高坂清二副委員長をはじめ、委員各位、町執行部と説明員の皆さんには2日間にわたって、午前9時からの開会にもかかわらず、真剣かつ熱心なる質疑をいただきまして感謝申し上げます。この予算審査特別委員会の審査を受け、北堀一廣委員長には後刻審査報告を議場で行っていただくこととなります。

明日14日は午前10時に本会議を開き、議案審議を行います。よろしくようお願い申し上げます。本日は大変お疲れさまでした。

（午後 2時48分）

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年3月13日

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員

署 名 委 員